

384-43



1200501455388

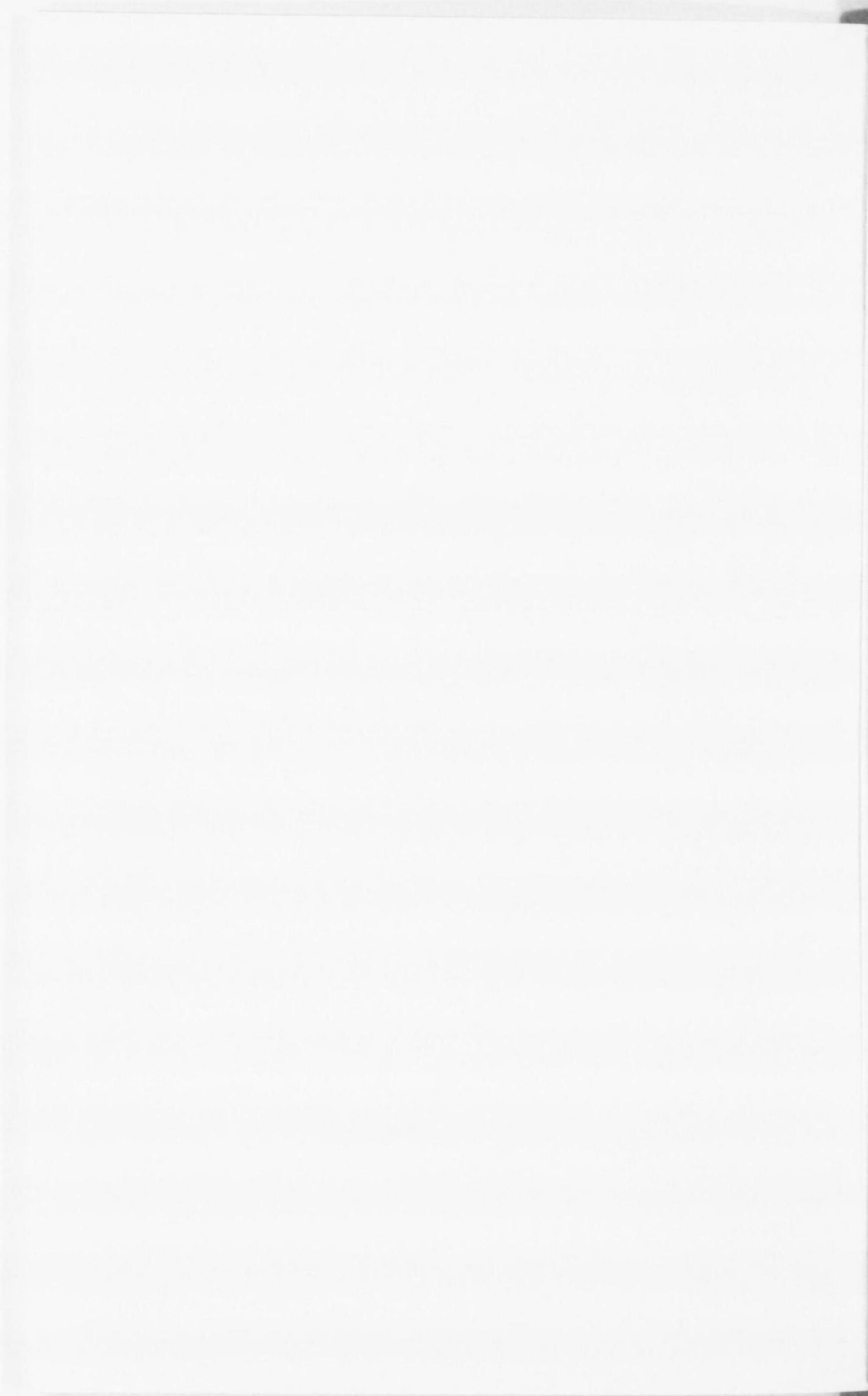
384

43



始







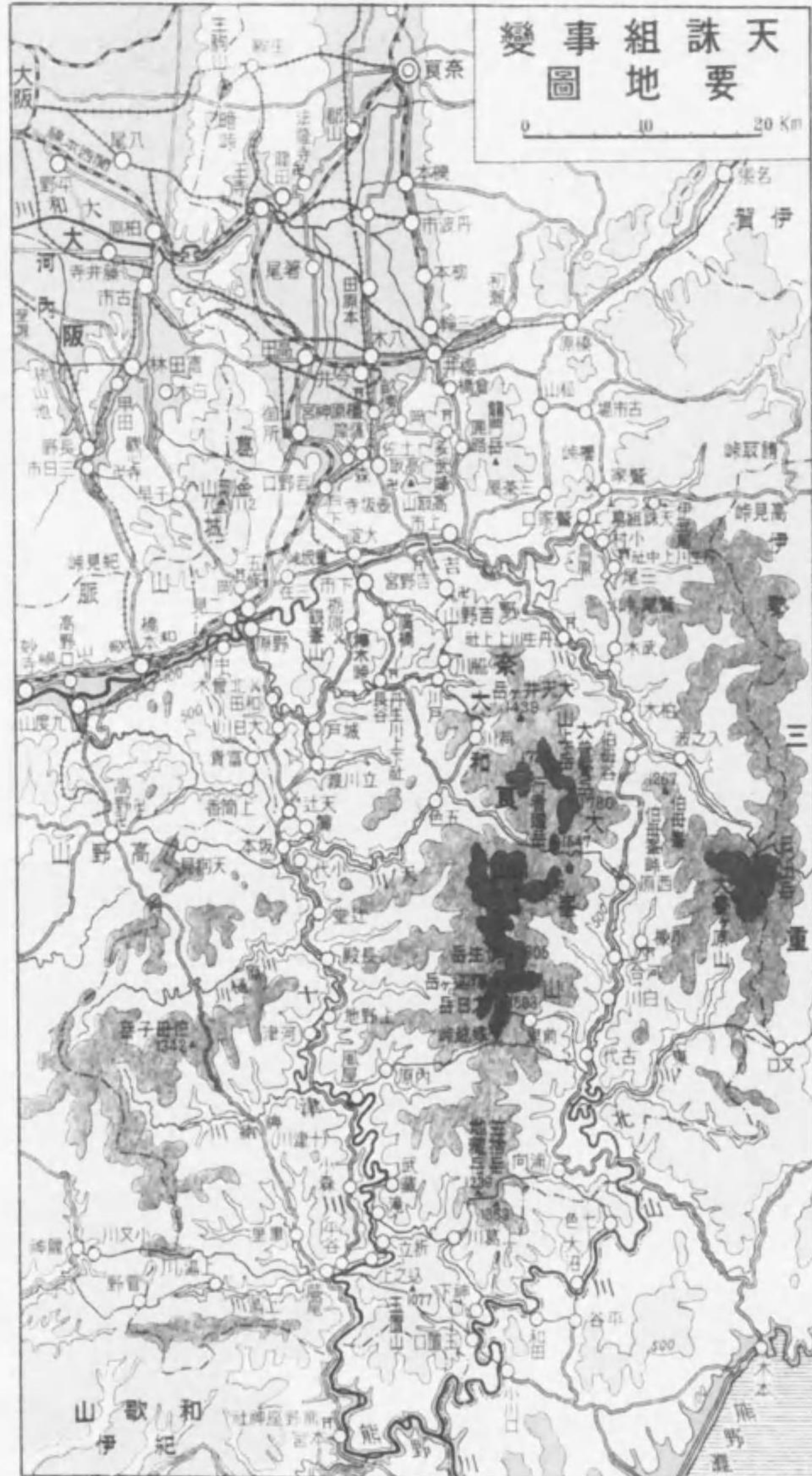
IT2M-94



大和及生野義舉











### 大和及び生野義舉刊行に就て

史的因果

歴史は決して閻魔大王の法廳ではない。されば因果應報が踵を廻らさずして  
観面に來る可しと豫期するは、餘りに大早計だ。けれども人間の事は、決して暗  
夜に鐵砲を發つ如く、其の行衛が、茫漠に消え去る可きものではない。古の支那  
人が、人多きときは天に勝つ、天定まりて能く人を破ると云うたのは、之を歴史  
的に見て、良とに所以ある警句であり、名言であり、而して且つ能く事實に即し  
たる要語であることを、今更のやうに會得する。

\* \* \* \* \*

無理は通  
らず

苟も力さへあれば、如何なる無理でも、無法でも、當座限りには實行せらる。け  
れどもそれは決して永遠にその儘繼續せらる可きものではない。所謂る人衆  
きときは天に勝つが、其の勝利は決して恒久不變の勝利ではない。必らずや早



二  
晩それが平反せらるゝ時節が到來する。その時節の到來するをば、天定まりて能く人を破るとは云ふのだ。

獨逸の  
因果關係

獨逸は一八七〇—七一年の役に、佛國を破り、城下の盟を爲し、一八七一年五月フランクフルトの條約にて、佛國より二十億圓の償金と、エルザス、ロートリンゲンの二州を割讓せしめた。償金は勿論、此の二州の割讓は、獨逸に取りては、自國の國防上ばかりでなく、本來二州はルキ十四世の際、佛國が獨逸より割讓せしめたるものなれば、獨逸人から云へば、本來の情態に復歸したりと云はねばならぬ。然も佛人から云へば、昔はいさ知らず、爾來二州は、殆んど全く佛國化して、今は佛國全體の一部だ。然るに今更ら之を獨逸に割讓するは、宛も生木を割くも同様だ。腕を切り、足を削るも同様だ。爾來十九世紀を終る迄、只だ此の一事の爲めに、獨逸の交驩は不可能となつた。それが二十世紀に入りて、遂ひに一九一四年八月世界大戰の創始に迄つた。而して一九一九年のヴェルサイユ條約

によりて、佛國は再び之を獨逸より回收した。然も兩國の葛藤は、此にて清算し了らない。現に即今—昭和十一年三月十三日、本文起稿の日—兩國は國境に兵力屯集の事よりして、殆んど開戦せんばかりの見幕である。

獨逸の無  
理

若しビスマークが、佛國に對する、奥國に對する如く、勝利は勝利として、それを濫用せず、此の兩州を佛國より割讓せしめなかつたならば、歐洲の十九世紀四下半史と二十世紀の四上半史とは、必らずや其趣を殊にしたであらう。既に歐洲の歴史が趣を殊にすれば、其の影響を受く可き世界の歴史も亦た其趣きを殊にしたであらう。但だビスマークが奥國には忍びなかつたが、佛には忍び、彼の本心であつた乎、將たモルトケ一味の武將等より餘儀なくせられたる乎、否乎は姑らく措き、力づくにて無理を押し切つた爲めに、其の禍は次から次へ、後から後へと連続し、蔓延し、且つ擴張せられた。我等は此に於て力即ち權理であるとの反證を、歴史的事實の上に於て、實驗し、且つ實驗しつゝ、ある。同時に播く者



は必らず獲らねばならぬ真理を、眼前に突き付けらるゝ。

果無理の結  
我等は文久三年八月十八日事件に就て、其の事件の是非善惡を論せんとする者ではない。然もそれは決して順當の出來事ではなかつた。決して自然的の成行ではなかつた。其間には少からざる權謀もあり、少からざる詭策もあり、而して少からざる無理もあつた。在廷の三條實美以下の急進派及びその背後の勢力たる長州側をして、倉皇西下せしむるに至りたるは、固より彼等が餘りに極端に、急進的言動もて、至尊に薄まり奉りたるが爲めにして、云はゞ自業自得である。彼等としては、自から反省す可き理由は十二分にあつたとしても、反對派の彼等に對する態度は、亦た餘りに甚だしきものがあつた。所謂此に大なる無理があつた。されば其の事件と殆んど同時に、出で來りたる大和に於ける天誅組の爆發、それよりやゝ後れて、但馬に於ける生野の義舉、而して更らに翌年七月に到りて、元治甲子禁門の變、何れも此の無理が産み出したる反抗兒で

ある。蛇の卵は蛇である。

八月十八日事件の無理

朝廷側から云へば、彼等が餘りに猛烈なる勢もて、朝廷に薄るから、朝廷も亦た心ならずも、彼等に妥協し、一たびは加茂行幸となり、二たびは石清水行幸となり、而して三たびは既に大和行幸とならんとするの刹那に於て、漸く之を喰ひ止めたれば、無理は急進派にありて、朝廷側に有る可き咎なしとの申譯けも出來ないことはない。然もそれはほんの申譯けに過ぎずして、彼等が一種のクレーダを作し、反對黨を一掃したるは、彼等の立場から見ても、大成功であり、大願成就であつたに相違なきも、相手側から見れば、全く意外千萬の突發事件にして、急進派が幕府及び一會、桑、薩等が聖勅を矯め、聖明を欺罔し奉りて、斯の陰謀を企てたるものと認むるは、寧ろ當然の事と云はねばならぬ。乃ち此れが毛利氏に取りては、一篇の奉勅始末として出で來りたる所以、而して其憤懣が溢れて天誅組となり、生野の一舉となり、而して其の勢力が集注して、愈よ元治甲子禁



門の役となりたる所以だ。

因果應報

我等は必らずしも曲亭馬琴の因果應報の腐酸なる小説の組立を踏襲するを好まざるも、其の歴史的事件の波瀾起伏が、餘りに因果應報の型にはまるを見て、所謂天網恢々疎にして漏らさざるに驚かざるを得ざるものがある。固より天誅組の一擧は、八月十八日のクーデタ無きも、爆發したるに相違なきも、彼等の當初の目的は、大和行幸の先發隊を以て、自から任じたるものにして、それが偶々八月十八日の事件を聞いて、更らに絶望的憤激となり、横行濶歩、以て其の餘憤を漏らすに至りたるものにして、固より元治甲子の役と、之を同一動機と云ふことは、出來ないまでも、兩者の間に、其の氣息意氣の相ひ通ずるものあつたことは、斷じて疑を容れない。

歴史の教訓

歴史は何事を我等に教訓する乎。如何なる場合でも無理をするな。假令無理を

倣し得る丈の力はありても、成る可く之を差し控へよ。短かき眼孔から見れば、無理をすれば、爲し得であるかの様であるが、長き目で見れば、それ程損な事は無い。その無理には、必らず他日極めて不廉なる利息を加へて、之を仕拂はねばならぬ日あることを記憶せねばならぬことを、實物もて垂示してゐる。井伊が安政の大獄は、やがて萬延の櫻田事變を招徠したではない乎。井伊は自己の首級もて、其の借金の利拂をした。

大和及生野事變の影響

若夫れ天誅組の一擧、生野の一擧は、決して大局を左右する程の力は無かつた。然も是等は何れも大地震前の小地震にして、何れにしても徳川幕府に向つて、鼎の輕重を問うたるは勿論、此れが爲めに幕府の瓦解を促進せしむる鐵鞭となり、拍車となりたることは、如何に其の影響を過小視する者と雖も、之を識認せねばならぬ。我等は彼等の動機が、悉く皆な眞純でありとは云はぬ。將た彼等の行動が、悉く皆な正規に外れなかつたとは云はぬ。されど彼等の擧は決して



徒擧でなく、彼等の死は決して徒死で無かつた。

八

昭和十一年三月十三日午後三時陰雨蕭條たる日、東京民友社の樓上に於て、時に都下の戒嚴令未だ解けず、人心未だ春風和氣の境に入る能はず。

### 蘇峰七十四叟

## 例言

- 一 本篇は修史第二期孝明天皇時代の第二十二冊、織、豊、徳以來通算五十一冊、現在第五十二冊、文久、元治の時局、第五十三冊、元治、甲子禁門の變、第五十四冊、筑波山一擧、第五十五冊、内外交渉篇、第五十六冊、長州征伐、第五十七冊、幕長對抗篇、第五十八冊、幕府瓦解期に入る、第五十九冊、倒幕勢力の擡頭、第六十冊、長州再征篇を稿了し、第六十一冊の半に達して居る。
- 一 稿は既に孝明天皇の崩御を了し、慶應三年の初期に進んでゐる。明治天皇の御踐祚、御即位、而して明治維新の開幕、方さに眼前に在り。
- 一 本書の編纂、校正、一切前例に據る。

昭和十一年三月十四日東京大森山王草堂に於て、時に昨雨稍霽れ、

一



庭前の老梅漸く花を開き、池邊の蛙聲閑々、春光一時に來らんとす。

二

### 蘇峰七十四叟

## 近世日本國民史 大和及び生野義舉 目次

### 第壹章 八月十八日事件後の形勢……………一

#### 一 八月十八日事件は何事を來す可き……………一

八月十八日事變の無理(一) 無理は無理を生ず(二) 因果は廻る小車(三) 長藩主張の變轉(三) 千派萬流皆歸一(四) 各派皆交響樂の合奏者(四) 小觀すれば曲折あり(四)

#### 二 三條實美等の西下(一)……………五

西下の慘(五) 降雨連日(六) 鳳聲奪還の議(七) 挽回策成らず(七) 長藩士の會薩士刺殺計畫(八) 朝議挽回の機を發す(八) 書寫山立籠り策成らず(九)

#### 三 三條實美等の西下(二)……………九

三條等の撤文(九) 從士官部を阿波に遣る(一〇) 三條等の見解(一一) 南西國



列藩同志召募(一一) 阿波藩の歸附要望(一二) 長州藩論二分(一二) 西下反對論旨(一三) 長藩屆書(一四) 三條等上書(一四)

四 朝廷の長藩及び七卿に對する處分……………一五

長州への御沙汰書(一五) 在京諸侯への勅語(一六) 右勅語御發の次第(一六) 親征派處分御諮問(一七) 回答申書(一七) 處分百渡(一八) 關白辭職不聽許(一八)

註 毛利慶親嘆願書……………一九

五 京都の政局(一)……………二〇

朝廷主旨の不一貫(二〇) 幕府への攘夷督促(二〇) 諸藩への攘夷御沙汰(二一) 朝議不統一の理由(二一) 毛利父子への達書(二二) 浪士取締令(二三) 諸藩朝廷建白の禁止(二三)

註 會津薩摩二藩士呈書(久通宮文書)……………二四

不待幕府之示命と申御趣意に付從福山侯

申立書(坤儀革正錄)……………二五

六 京都の政局(二)……………二六

松平容保賞賜(二六) 拜謁恩命(二七) 在京諸侯拜謁(二七) 市民安堵の觸(二七) 八月十八日の三幅對(二八) 中川宮還俗(二九) 公卿の冷眼觀(二九) 其理由(三〇)

註 松平容保等參内拜謁(定功卿手錄)……………三〇

七 京都の政局(三)……………三一

親兵廢止の建言(三一) 建白の主張者(三二) 薩藩の親兵嫌ひ(三三) 選士差返達書(三四) 親兵廢止の眞意味(三四) 再び親兵解隊達書(三四)

第二章 親征非親征兩派の申分……………三七

八 御所騒動由來の張紙(一)……………三七

非親征派申分(三七) 祇園町張紙本文(三七) 長州隠謀自然に露顯(三八) 張紙したる者(三八) 攘夷の不可能(三九) 長州隠謀の證(三九) 親征派の弱點(四〇)

九 御所騒動由來の張紙(二)……………四〇



大和行幸軍議の無理由(四一) 長州隠謀愈明白(四一) 隠謀に紛れ無き理由(四二) 張紙作者分明(四二) 長人等即刻立退理由(四三) 隠謀打合(四三) 町人脅迫(四四) 三條の野心(四四) 全然長州彈劾(四五)

一〇 眞木和泉書を西郷隆盛に贈る(一)……………四五

親征派の立場(四五) 眞木入薩挨拶(四六) 入京通知(四六) 眞木の計畫(四六) 實行困難となる(四七) 會兇狂妄大變に推移(四七) 尊攘の道は限り(四八) 兩派申分全然相違(四八) 天子親征論(四八) 眞木意見の規模(四九)

一一 眞木和泉書を西郷隆盛に贈る(二)……………五〇

大藩依頼の衷情(五〇) 建白條々御取用(五〇) 打出盡力依頼(五一) 脱出勸説(五一) 三田尻に招く(五二) 長州倚信すべし(五三) 三條の人物(五三) 其他の人物(五三) 西郷の返事を求む(五四)

第三章 天誅組の發生……………五五

一二 中山忠光再度の出奔……………五五

事件突發(五五) 忠光勳皇無二(五五) 忠光の出奔(五六) 便説を忝くす(五六) 再び馬關に赴かんとす(五七) 忠光の意氣(五七) 再出奔(五八) 遺書(五八) 註 忠光出奔に付忠能届狀(忠能轉記)……………五九

一三 天誅組の義舉……………六〇

忠光上奏文(六二) 志討幕にあり(六一) 義士召集の志(六一) 必死の決心(六二) 逆徒放逐願(六二) 天誅組實行著手(六三) 來集同志(六三) 來集面々の決心(六四) 那須信吾の家信(六五)

一四 舟中の軍令狀……………六六

同志大阪に下る(六六) 急に河内に赴く(六六) 軍令狀本文(六七) 毎朝神宮宮城遙拜(六八) 敵地往來の嚴禁(六九) 功を私せず(六九)

一五 天誅組の手始め……………七〇

狭山藩に大義を宣す(七〇) 狭山藩家老出迎へ(七一) 菊御紋旗を翻す(七二) 五條代官陣屋に押掛く(七二) 代官鈴木打留(七三) 代官陣屋打入の模様(七三) 櫻井寺押借(七四) 陣屋焼拂(七五)



一六 天誅組の諸布達 ..... 七六

天誅組揭示(七六) 村中高札(七六) 村役人へ達し(七七) 陣屋役人への達し(七八) 村民總代に示達(七八)

第四章 天誅組各所に轉戦 ..... 八一

一七 青天の霹靂 ..... 八一

意外の打撃(八一) 内原代官宅打潰し(八一) 京都變報到る(八二) 十津川郷土募集の計(八三) 平野並發差留(八三) 同志益々加はる(八三) 天の川を本據とす(八四) 高取藩に兵馬を徴す(八四)

一八 大計齟齬、高取城攻撃に決す ..... 八五

高野山への同心申入れ(八五) 十津川農兵千二百(八六) 士氣頓挫(八六) 中山三條宛狀(八六) 死物狂ひ(八八) 征討軍發向の噂(八八) 五所に向ふ(八九) 高取攻略の計(八九)

一九 高取城攻撃の失敗 ..... 九〇

高取押寄(九〇) 朝廷紀州藩への達し(九一) 崩潰退却(九一) 吉村等の奮戦(九一) 吉村杉野打合(九二) 吉村を擁して退く(九二) 吉村家來の脱走(九三) 逃亡相續ぐ(九三) 四國九州渡海の計(九三)

二〇 天誅組追討の命令 ..... 九四

紀州藩への達(九四) 津藩への達し(九五) 追討勅令(九五) 十津川郷土への示達(九六) 郡代への示達(九六) 藤堂氏への達(九七) 松平容保への達し(九七) 津藩兵の發向(九八)

二一 大日川の戦 ..... 九八

天誅組同志の困却(九九) 勇士依然天の川辻滞陣(九九) 中山長殿發(九九) 大阪に出る計(一〇〇) 天の川辻歸還(一〇〇) 北曾木張陣(一〇一) 澁谷伊豫作捕はる(一〇一) 大日川砲戦(一〇二) 河内勢退散(一〇二) 彼我死傷(一〇三)

註 九月五日十津川郷土へ達(定功御手録) ..... 一〇三

二二 下市の夜襲 ..... 一〇四

天誅組の勝味(一〇四) 大日川引揚(一〇四) 井伊勢下市口押寄(一〇四) 井伊



陣への夜襲〔一〇五〕 井伊勢混風〔一〇五〕 井伊勢を芋刺にす〔一〇六〕

二三 天誅組の方策屢ば變ず……………一〇八

十津川引籠決定〔一〇八〕 士氣愈々沮喪〔一〇八〕 藤堂勢の書信〔一〇九〕 天誅組返答〔一〇九〕 十津川籠城また絶望〔一一〇〕 天の辻三面包圍〔一一一〕 註 幕府布達書〔世古延世雜記〕……………一一二

二四 伯母谷著陣……………一一七

辛く活路を求む〔一一三〕 北山郷に赴く〔一一三〕 紀州口を絶たる〔一一三〕 河内經由攝津に至らんとす〔一一四〕 落伍者續出〔一一五〕 人夫缺乏〔一一五〕 伯母谷著〔一一六〕

第五章 天誅組の末路……………一二七

二五 鷺家口の遭遇戦……………一二七

目覺しき一日〔一二七〕 和田著陣〔一二七〕 鷺家口に圍まる〔一二八〕 突撃開始〔一二九〕 井伊陣斬抜け〔一二九〕 中山奮闘〔一二〇〕 一味離散〔一二二〕 中山

等山中潜匿〔一二二〕

二六 中山忠光一行大阪に著す……………一二三

三輪山に赴く〔一二三〕 道中の困難〔一二四〕 大塔宮の苦〔一二四〕 農家に潜む〔一二五〕 高田に著す〔一二六〕 大阪に赴く〔一二六〕 行衛知れず落行く〔一二七〕

二七 吉村寅太郎の最期……………一二八

吉村重傷〔一二八〕 伊勢に逃れんとす〔一二八〕 吉村棄てらるとの説〔一二九〕 吉村圍まる〔一三〇〕 吉村最後〔一三〇〕 最後の一説〔一三一〕 木村修平報告〔一三一〕 浪士名録記事〔一三一〕

二八 松本謙三郎の最期……………一三二

松本の學〔一三二〕 有志との交友〔一三三〕 松本盲す〔一三三〕 輜夫に棄てらる〔一三四〕 松本最後〔一三五〕 松本辭世〔一三五〕

二九 藤本鐵石の最期……………一三六



藤本の人物(一三六) 最後の状況(一三七) 紀藩銃手を殺す(一三七) 紀藩陣營に切込む(一三七) 金澤旅宿にての奮戦(一三八) 金澤腹痛(一四〇) 藤本志趣(一四〇)

三〇 三條實美等と天誅組……………一四一

三條との關係(一四一) 三條同意ならず(一四二) 三條等の意見(一四二) 長州亦討幕ならず(一四三) 大和行幸を見越し(一四三) 長藩中山調護の意向(一四三) 調護の次第(一四四)

三一 天誅組一舉の影響……………一四五

烏合の衆(一四六) 組中の要素(一四六) 有志全滅(一四六) 影響甚大(一四七) 寛永以來の大變(一四八) 郡山は後れ山(一四八) 諸侯出兵の數(一四九) 註 亂後之鎮撫(忠能卿記)……………一五〇

第六章 島津久光三度上京……………一五一

三二 八月十八日以降の形勢一斑……………一五一

京都勢力會薩に歸す(一五一) 長州藩立場の困難(一五一) 朝廷依然攘夷督促(一五二) 會津の實勢力(一五二) 薩藩立場(一五三) 薩藩態度の不鮮明(一五四) 四)

三三 近衛父子島津久光の上京を促がす……………一五九

朝敵の親密關係(一五五) 島津上京督促本文(一五五) 朝廷薩摩兵力依頼(一五七) 再び島津上京勸誘文(一五七)

三四 京都に於ける薩藩の羽振……………一五九

薩藩に勅書を賜はる(一五九) 近衛氏更に島津上京催促(一六〇) 繰返し催促の理由(一六一) 親兵廢止御沙汰(一六一) 土藩の薩藩合流(一六一) 島津上京決定(一六二)

三五 島津久光三回目の上京……………一六三

久光入京決心(一六三) 久光入京(一六四) 京都の形勢(一六四) 浪人取締令(一六五) 久光同志巨頭を集めんとす(一六五) 容堂を勸説(一六六) 註 島津久光著京(大久保利通日記)……………一六六



第七章 朝廷依然として鎖攘主義……………一六九

三六 有栖川宮と因阿米備四藩主の上書……………一六九

別働使東下の案(一六九) 有栖川宮上書(一六九) 人心瓦全を恐る(一七〇) 近海防禦設備状況を尋ね(一七一) 鎖攘脅責請願(一七一) 別働使派遣動機(一七二) 四藩建言の理由(一七三)

註 攘夷不變の通知(尺牘草案)……………一七三

三七 有栖川宮熾仁親王東下の中止……………一七四

容保勅使隨行拜辭(一七四) 京都を離るゝの難(一七六) 家臣動搖を恐る(一七六) 尾張慶勝上書(一七七) 別働使東下中止(一七八)

三八 鎖攘談判に付朝幕の経緯……………一七九

幕府自繩自縛(一七九) 鎖攘談判開始申請(一七九) 會藩上申(一八〇) 鎖港談判追々開始(一八一) 酒井忠續上京(一八二) 忠續謁見(一八二) 將軍親書捧呈(一八三) 朝廷御沙汰(一八三) 幕閣受書(一八四) 慶喜受書(一八五)

三九 勝麟太郎、松平春嶽の上京を勸告す……………一八五

門人近藤を福井に遣はす(一八五) 閣議定論不相立(一八六) 有志皆春嶽を待つ(一八七) 土氣鼓舞の好機(一八七) 勝の期待(一八八) 出京延引の損失(一八八) 鎖攘論一變の豫期(一八九)

四〇 大久保忠寛書を松平春嶽に與ふ……………一八九

春嶽返書(一八九) 登京既に豫定(一九〇) 登京要控の理由(一九〇) 春嶽心底(一九一) 大久保忠寛亦上京勸説(一九一) 先づ幕政一變の要(一九一) 食言の罪増大のみ(一九二) 風前小手柄の不可(一九二) 勝亦登京を待つ(一九三) 春嶽返事(一九三) 春嶽出處決心(一九四)

註 越前藩の所存書(開國起原)……………一九四

第八章 春嶽久光等の政局打開策……………一九九

四一 島津久光廟議確定の建白……………一九九

久光建白本文(一九九) 不朽基本確立の要(一九九) 對症妙藥(二〇〇) 朝令暮



改の大勢〔二〇〇〕 列藩召集の要〔二〇一〕 開國の要明言者無し〔二〇一〕 何れも口是腹非〔二〇二〕 三百大名皆影辨慶〔二〇三〕

四二 島津久光と松平春嶽……………二〇三

久光攘夷家ならず〔二〇三〕 久光の所謂國是〔二〇三〕 春嶽詔書提出〔二〇四〕 朝廷達書〔二〇六〕 更に御達書〔二〇六〕 久光の春嶽上京督促書〔二〇六〕

四三 松平春嶽赦免後の上京……………二〇八

容保春嶽出京期待〔二〇八〕 諸侯出京の計〔二〇九〕 小松春嶽を訪ふ〔二〇九〕 兩人談話〔二〇九〕 大藩主起用の要〔二一〇〕 分水嶺期〔二一一〕 合體派の立場〔二一一〕

四四 松平春嶽、島津三郎との對話(一)……………二一一

春嶽入京久光來訪〔二一二〕 王政復古の議〔二一二〕 天南直奏の案〔二一三〕 久光掃蕩論一變の意氣〔二一三〕 久光衆議依頼の眞意〔二一四〕 久光の憤嘆〔二一四〕

四五 松平春嶽、島津三郎との對話(二)……………二一五

久光鎖港談判を憂ふ〔二一五〕 春嶽開國論公示意見〔二一六〕 春嶽の力量〔二一六〕 七卿處分論〔二一七〕 久光鎖港困難論〔二一七〕 朝紳迂遠〔二一八〕 久光幕府に對する釋明〔二一八〕  
註 島津久光松平春嶽會見(島津久光公實紀)……………二一九

第九章 將軍再上洛促進運動……………二二一

四六 松平容保の京都に於ける立場……………二二一

八・一八事件探動者〔二二一〕 會藩に御製宸翰下賜〔二二一〕 容保憎まる〔二二二〕 容保惡罵佛光寺張紙〔二二三〕 同町家張紙〔二二四〕 幕府の容保賞賜〔二二四〕

四七 將軍及び一橋上京の御沙汰……………二二五

朝廷の鎖港固執〔二二五〕 家茂慶喜上洛仰出〔二二六〕 久光春嶽等との相違〔二二七〕 合體論の兩派〔二二八〕 合體派中の説隨曲從者〔二二八〕 朝廷思召終始一貫〔二二九〕 輕舉禁止御沙汰〔二三〇〕 鎖港激勵御沙汰〔二三〇〕 幕閣受書〔二三一〕



四八 松平春嶽、一橋、容堂、宗城等の上京を促がす……………二三二

春嶽慶喜上京を促がす(二三二) 同じく容堂上洛を促す(二三三) 大久保忠寛衆議取集意見(二三三) 私氣相交への不可(二三四) 一亂後の豫想(二三五) 英佛魯亞の侵掠(二三五) 春嶽宗城上京督促(二三六)

四九 勝麟太郎の周旋……………二三七

勝意見と大久保意見(二三七) 勝春嶽訪問(二三七) 同じく容保訪問(二三八) 重ねて春嶽訪問(二三八) 更に容保會見(二三九) 慶喜に意見開陳(二四〇) 將軍上洛申請(二四一) 總裁職に意見開陳(二四一)

五〇 松平春嶽と二條齊敬との對話……………二四二

主上信籠者二條齊敬(二四二) 齊敬春嶽會見(二四三) 春嶽公式合體に賛成(二四三) 輩與奉奪一件(二四四) 大樹上洛の必要(二四四) 長州の無謀攘夷(二四五) 越前兵入京の噂(二四六)

五一 松平春嶽と小松帶刀の對話……………二四七

將軍再上洛論主張者多数(二四七) 小松の將軍上洛論(二四七) 衆議公論説(二四八) 目的豫定の要(二四八) 勸修寺宮起用説(二四九) 親征派處分の件(二四九) 怪文書事件(二五〇) 風説横行(二五〇)

五二 女房文書の風説に關する宸翰……………二五一

風説虚妄(二五一) 島津宛近衛氏書簡(二五一) 虚談區々(二五二) 主上御憤慨(二五二) 近衛父子島津宛狀(二五三) 主上御遺鱗(二五三) 宸翰寫島津に内示(二五四)

第十章 孝明天皇の島津久光御信賴……………二五七

五三 島津久光に賜はりたる宸翰(一)……………二五七

主上久光下問(二五七) 主上御讓位思召(二五八) 朝臣只時宜を見る(二五八) 唯尹宮前關白依頼(二五九) 亦深く久光依頼(二五九) 攘夷迅速建白希望(二五九) 聖聽禱補の人物無し(二六〇)

五四 島津久光に賜はりたる宸翰(二)……………二六一



主上王政復古御嫌ひ(二六一) 公武合體の御宸念(二六一) 會藩忠勤御悅(二六二)  
 二) 浮浪者出入取締の要(二六三) 深く合體を御希望(二六三) 總て御前會議  
 を御望み(二六四)

五五 島津久光に賜はりたる宸翰(三)……………二六五

虚説取押の要(二六五) 主上御配慮の當然(二六五) 風説信用の非(二六六) 正  
 親町少將處置の件(二六七) 公董忠光兄弟の事(二六七) 關白辭職の事(二六七)  
 脱走七人處分の事(二六八) 七卿處分未解決(二六八)

五六 島津久光に賜はりたる宸翰(四)……………二六九

三條同類者を御戒心(二六九) 姉小路一件嫌疑の出處(二七〇) 主上御辨明(二  
 七一) 島津召喚宸慮矯切(二七一) 列藩布告浮浪取扱の事(二七一) 島津絶大  
 御信頼(二七三)

五七 島津久光の答奏(一)……………二七四

從來の御恩拜謝(二七四) 當春早々歸國辯解(二七五) 當見出京せざりし辯解  
 (二七五) 周旋盡力の存意(二七六) 從來朝薩の關係(二七六) 久光意見と主上  
 思召(二七七)

五八 島津久光の答奏(二)……………二七八

攘夷に就き意見拜陳(二七八) 武家の無力(二七九) 人心瓦解の模様(二七九)  
 諸大名會合上の方策(二八〇) 夷情上陳(二八〇) 急速攘夷の難(二八一) 鎖國  
 到底困難(二八一) 武備充實の要(二八二)

五九 島津久光の答奏(三)……………二八三

大政委任の可(二八三) 堂上暴論取締の要(二八四) 浮浪遺言(二八四) 御前會  
 議の要(二八五) 正親町少將の件(二八五) 關白辭職至當(二八六)

六〇 島津久光の答奏(四)……………二八六

改心者説得の事(二八六) 姉小路一件陳謝(二八七) 列藩布告浮浪取扱の件(二  
 八八) 腹心人才觀察の事(二八八) 會津へ宸翰猶豫の要(二八八) 所謂幕習の  
 氣味(二八九) 周旋御受(二八九) 久光誠意(二九〇)

六一 伊地知正治の夷情に關する意見書(一)……………二九一

前關白へ差出置一書(二九一) 意見書緒言(二九一) 古來の夷狄(二九二) 今の  
 西洋夷(二九二) 東西風習の相違(二九三) 西洋歴代形勢變革(二九四) 古の交



通〔二九五〕 今の交通〔二九五〕 互市通商の必須〔二九五〕

六二 伊地知正治の夷情に關する意見書(二)……………二九六

西洋各夷兵數〔二九六〕 西洋各夷軍艦大砲〔二九七〕 海岸砲臺〔二九八〕 要港防備の要〔二九九〕 攝海防備〔三〇〇〕 攝海守備艦〔三〇〇〕 右意見書の眞意〔三〇一〕

第十一章 薩英講和……………三〇三

六三 英と薩、意外と意外……………三〇三

薩英戦争の結果〔三〇三〕 下手人差出の不能〔三〇四〕 英本國に於ける評判〔三〇四〕 薩藩英の武力を知る〔三〇五〕 薩藩講和の要を知る〔三〇五〕 雙方問題解決を急ぐ〔三〇六〕

六四 薩藩先づ講和の爲めに動く……………三〇七

講和要望〔三〇七〕 應接委嘱〔三〇七〕 重野等横濱に赴く〔三〇八〕 薩藩穩便策〔三〇八〕 重野等江戸著〔三〇九〕 應接開始近づく〔三〇九〕 榊山能勢將旋命令

〔三一〇〕 能勢聽命〔三一〇〕

六五 薩英第一回の談判……………三一

薩藩和平準備〔三一〕 字人の汽船を買ふ〔三一〕 否調停論者〔三一〕 直接談判許可を幕府に得〔三一〕 重野等横濱に赴く〔三一〕 談判開始〔三一〕 談判の模様〔三一〕 幕府の道路取締〔三一〕

六六 薩英第二回、三回の談判……………三一六

第二回談判〔三一六〕 第三回談判〔三一六〕 英艦陸船奪取の辯〔三一七〕 提督傷所を示す〔三一七〕 英艦薩摩行の目的〔三一八〕 鷓鴣の談判批評〔三一八〕 幕吏應接に勝る數層〔三一九〕 第二回談判内容〔三二〇〕

六七 談判の終局……………三二一

養育料支拂決定〔三二一〕 幕府に金を借んとす〔三二一〕 幕府辛うじて許可〔三二二〕 養育料支拂方法〔三二三〕 薩藩名義を避く〔三二三〕 大久保用意周到〔三二四〕

六八 金錢及び書付の授受……………三二五



支拂金額(三二五) 閣老への報告書(三二五) 洋銀引替金高(三二六) 英公使請  
取證(三二七) 下手人に關する證書(三二七) 其場籍ひの空證書(三二九) 講和  
と同時に修交(三二九)

六九 談判の餘波……………三三〇

重野一身の危險(三三〇) 重野英軍艦所望(三三〇) 軍艦縱覽約成る(三三一)  
縱覽不賛成論(三三一) 講和反對論者(三三二) 物議大に起る(三三三) 重野等  
を刺さんとする者(三三三) 岡鹿門重野に説かる(三三四)

七〇 英國側の記事……………三三五

英人愉快なる驚き(三三五) 元兇生獲の不可能(三三五) 講和賞讃(三三六) ア  
ダムス日本史の記事(三三七) 代理公使報告書(三三七) 將來の約束(三三八)  
軍艦購求幹旋受諾(三五〇)  
註 薩摩償金を出す事(薩藩海軍史)……………三三九

第十二章 一橋慶喜再度上洛……………三四三

七一 江戸城の炎上と將軍上洛の  
促進運動……………三四三

江戸城燒失(三四三) 急々將軍上洛評議會召集(三四四) 上洛延引不可の議決定  
(三四四) 伊達宗城の活動(三四五) 永井東下の議決者(三四五) 在京各藩使者  
派遣の一議(三四六)

七二 所謂る一橋慶喜の剛情……………三四七

剛情公(三四七) 春嶽尹宮會談(三四八) 尹宮慶喜偏頗諫告を勸む(三四八) 慶  
喜上洛(三四九) 春嶽往訪諫言(三四九) 慶喜剛情ならず(三五〇) 慶喜の缺點  
(三五〇) 慶喜また人物(三五一)

七三 松平春嶽と一橋慶喜の對話……………三五二

春嶽久光招致を勸む(三五二) 幕府の薩摩猜疑亦尤も(三五二) 尹宮待遇の事  
(三五三) 板倉解職問題(三五三) 慶喜板倉引退を不可とす(三五四) 慶喜登城  
意見上申(三五五) 慶喜強説(三五六) 板倉漸く用勳(三五六) 幕府内部改革難  
(三五七)



第十三章 孝明天皇の尹宮御信賴

三五九

七四 流言飛語に關し尹宮へ賜はりし

宸翰(一)

三五九

流言盛行(三五九) 奸謀流説長州に出づ(三五九) 奸謀無頓著(三六〇) 北野張紙(三六〇) 尹宮惡謀風説(三六一) 深く尹宮御信賴(三六一) 離間に乗るの不可(三六二)

七五 流言飛語に關し尹宮へ賜はりし

宸翰(二)

三六三

一疑點因となる(三六三) 遠慮猜疑となる(三六三) 充分了解の要(三六四) 北野張紙陰蔽せらる(三六四) 島津答書の眞意如何(三六五) 正親町に就き密談に招く(三六六) 正親町と諸公家との關係(三六六)

七六 中川彈正尹宮に關する風説と

批判(一)

三六七

尹宮副書(三六七) 久光奉答書(三六八) 所謂北野張紙(三六八) 會越の考違ひ(三六九) 彈正尹を打撃(三六九) 主上欺騙廢位密計(三七〇) 三港閉鎖の要(三七〇) 宮憎惡中心となる(三七一) 註 僧忍海斬らる(忠能卿記).....三七一

七七 中川彈正尹宮に關する風説と

批判(二)

三七二

忍海修法(三七二) 風説早く起る(三七四) 尊攘派中川宮に失望(三七四) 中川宮公武合一御主張(三七五) 中川宮徳川關係(三七五) 宮と慶喜の間柄(三七五) 慶喜の公家運動(三七六)

七八 中川彈正尹宮雪冤運動(一)

三七七

主上宮離間策に惱まざる(三七七) 流言に就き相談(三七八) 雪冤上表の議(三七八) 上表起稿(三七九) 賢明諸侯登用の事(三八〇) 評議機關設置漸次進行(三八〇)

七九 中川彈正尹宮雪冤運動(二)

三八一



零位風説に就き評議(三八一) 上表の議決定(三八二) 公武家會合(三八三) 雪  
冤上表(三八三) 陸の周旋(三八五)

第十四章 生野義舉の由來……………三八七

八〇 大和義舉と生野義舉……………三八七

兩者の類似(三八七) 共に騎虎の勢(三八七) 生野義舉の首魁(三八八) 共に烏  
合の衆(三八八) 規模の相違(三八八) 破壊作用の効果(三八九) 大動搖の前兆  
運動(三九〇)

八一 但馬農兵組織の運動……………三九一

大騒動發端(三九一) 有志農兵取立運動(三九一) 中島、本多、北垣(三九二)  
農兵招募發端(三九二) 幕府への建議(三九三) 羊玉三平來(三九三) 美玉北垣  
入京(三九四)

八二 平野國臣但馬に入る……………三九五

美玉北垣運動(三九五) 農兵招募許可(三九五) 形勢の一變(三九六) 平野俱馬  
に逃る(三九六) 農兵取立會議(三九七) 美玉平野短冊を見る(三九九)

八三 卽刻乎、他日乎……………四〇〇

本來平野歸國の志(四〇〇) 平野美玉談合(四〇一) 平野捕吏來る(四〇一) 平  
野等痛飲(四〇二) 野村の義舉懲進(四〇二) 野村卽刻舉兵勸説(四〇三) 北垣  
歸國(四〇四)

第十五章 澤宣嘉義舉主將に推さる……………四〇五

八四 義舉の準備……………四〇五

有志會議(四〇五) 議決條々(四〇五) 天誅組連絡(四〇六) 運動資金調達(四  
〇七) 幕吏探偵(四〇七) 平野北垣長州に赴く(四〇七) 毛利氏を説く(四〇  
八) 但馬形勢早く三田尻に達す(四〇八) 平野北垣三田尻著(四〇九)

八五 平野、北垣の三田尻行得る所幾許ぞ……………四〇九

平野七卿會談(四一〇) 平野山口に赴く(四一〇) 土方三條詰問に答ふ(四一〇)  
平野諸所運動(四一一) 望東尼への歌(四一二) 平野決心(四一二) 平野述懐  
〔四一三〕



八六 澤宣嘉三田尻を脱走す……………四二四

澤脱走〔四一四〕 追跡及ばず〔四一五〕 八百長の澤逃亡〔四一五〕 三條の諒解〔四一六〕 澤逃亡の真相〔四一六〕 三條黙許〔四一七〕 逃走當時の騒ぎ〔四一七〕 遺書を残す〔四一八〕

八七 事志と違ふ……………四一九

東久世澤逃亡を知る〔四一九〕 澤同伴逃亡者〔四二〇〕 逃亡途中〔四二〇〕 大和敗報至る〔四二二〕 中島小山等の評議〔四二二〕 旭の慨嘆〔四二二〕 事志と違ふ〔四二三〕

第十六章 生野旗擧げ……………四二五

八八 中止乎、斷行乎(一)……………四二五

未發に離艦〔四二五〕 京都同志中止に決す〔四二五〕 美玉等但馬引還し〔四二六〕 澤一行網干に入る〔四二七〕 北垣、進藤會見〔四二七〕 素行中止策〔四二八〕

八九 中止乎、斷行乎(二)……………四二九

中止内談〔四二九〕 南戸原の硬論〔四二九〕 南の人物〔四三〇〕 澤止むなく俱馬入〔四三〇〕 本多の中止提言〔四三〇〕 一行屋形に向ふ〔四三一〕 素行代官所に説く〔四三一〕 代官所留守役の扱ひ〔四三二〕

九〇 武井正三郎と諸浪士との問答……………四三二

代官元締と志士會見〔四三二〕 會見面々〔四三三〕 平野申出〔四三三〕 かくまひの困難〔四三四〕 美玉の申狀〔四三四〕 武井挨拶〔四三五〕 武井の膽を試む〔四三五〕 仙石氏への通報を乞ふ〔四三六〕 武井答辯〔四三六〕 武井編語〔四三七〕

九一 最後の評定……………四三七

河上戸原の議論〔四三七〕 平野の言説〔四三八〕 河上等の決心〔四三九〕 平野亦尤も〔四四〇〕 平野の再舉論〔四四〇〕 澤の裁斷〔四四一〕 木曾口述の價值〔四四一〕

九二 生野代官本陣の占領……………四四三

斷行決定〔四四三〕 出發用意〔四四三〕 代官役所乗込み〔四四四〕 代官役所占領〔四四四〕 農兵參集〔四四五〕 義舉面々部署〔四四五〕 地役人止むなく加擔〔四四六〕 義舉軍規〔四四六〕



九三 占領後の形勢……………四四九

一般への宣言〔四四九〕 村々觸書〔四五〇〕 馬具徴發〔四五二〕 鐵砲徴發命令〔四五二〕 和戰兩論尙對立〔四五二〕 市中の混雜〔四五三〕 農兵退々參集〔四五三〕 雜兵二千餘〔四五四〕

第十七章 澤宣嘉の落去……………四五七

九四 彼我の手配……………四五七

京都進出計畫〔四五七〕 仙石氏への通知〔四五八〕 太田捕はる〔四五九〕 因州藩への通知〔四五九〕 代官役所の手配〔四五九〕 代官より出石役所への通知〔四六〇〕 姫路への通知〔四六〇〕 仙石氏への通知狀〔四六一〕

九五 軍議の不一致……………四六二

各藩出兵〔四六二〕 義徒評議區々〔四六三〕 澤の配慮〔四六三〕 南の軍策〔四六三〕 平野の計略〔四六四〕 南の説〔四六四〕 義徒防戦用意〔四六五〕 金子食糧徴發〔四六六〕

九六 南八郎一味の行動……………四六七

獨り氣を振ふる者〔四六七〕 山口村役人奉呈書〔四六八〕 南の風采〔四六八〕 村役人への諭達〔四六九〕 南の評判〔四六九〕 南の作法〔四七〇〕 山口城跡へ轉陣〔四七〇〕 防戦用意〔四七一〕 一舉一動苟もせず〔四七一〕

九七 議論より實を行ふ……………四七二

南陣所の形勢〔四七二〕 村々制札書改〔四七二〕 南自筆制札〔四七三〕 年貢半減觸書〔四七三〕 中止派當附け〔四七三〕 妙見山防備〔四七四〕 南の服裝〔四七五〕 旗の調製〔四七六〕

九八 澤宣嘉生野を去る(一)……………四七七

逃亡計畫者〔四七七〕 浪士萎縮〔四七七〕 半ば開志なし〔四七八〕 退去勸説者〔四七八〕 多田の言説〔四七九〕 多田澤に退散勸説〔四八〇〕

九九 澤宣嘉生野を去る(二)……………四八一

從兵面々の失望〔四八一〕 平野に對する不平〔四八一〕 平野を斬らんとす〔四八二〕 平野薩藩内通説行はる〔四八三〕 疑はしき木曾主戰論〔四八四〕



一〇〇 澤宣嘉生野を去る(三)……………四八五

木曾澤に落去を勸む(四八五) 澤落去(四八六) 逃亡途中の議論(四八六) 澤木曾に太刀を渡す(四八七) 澤逃亡の姿(四八八) 澤逃懐(四八八) 註 澤宣嘉没落(前木又二郎記事抄録、水戸藩史料所載)……………四八九

第十八章 南八郎戦死……………四九一

一〇一 南八男兒死せんのみ……………四九一

掉尾の活劇(四九二) 志士逃後の陣屋(四九二) 南依然帯陣(四九二) 伊藤龍太郎(四九二) 伊藤南を説く(四九三) 南決死の覺悟(四九四) 進出を企つ(四九四)

一〇二 南八郎等山を下る……………四九五

決死下山(四九五) 鶴次逃廻り(四九五) 一應生野に歸らんとす(四九六) 八郎の僕捕はる(四九七) 山口村民方向轉換(四九七) 浪士農民争闘(四九七) 浪士十一人最後(四九八)

一〇三 南八郎等の最後……………四九九

山口權之助目撃談(四九九) 徳藏農民に捕はる(四九九) 農民山口村参集(四九九) 農民撃出し(五〇〇) 小田村最後(五〇〇) 南戸原の切腹(五〇一) 介錯者(五〇二) 所論に殉じたる者(五〇二)

一〇四 潔き最期……………五〇三

水田左衛門と草我部某(五〇三) 南の書遣し(五〇四) 南辭世(五〇五) 戸原辭世(五〇六) 正義同盟(五〇六) 浪士死後の妙見堂(五〇七)

一〇五 死して鬼雄となる……………五〇八

仙石勢出陣(五〇八) 亂後後始末(五〇九) 仙石勢引上(五一〇) 仙石勢引上理由(五一〇) 南神となる(五一二) 高杉の南批評(五一二) 敗亡は主將無き爲(五一二) 倒幕氣運煽らる(五一三) 註 仙石氏の生野平定報告(七年史)……………五一三

年表並人物概覽



索引

其一年表……………一—八

其二 人物概覽……………九—三七

挿入地圖

一 天誅組事變要地圖……………卷首

一 生野事變要地圖〔八〇〕大和義舉と生野義舉……………三八七

近世日本  
國民史  
大和及び生野義舉

蘇峰學人



第壹章 八月十八日事件後の形勢

八月十八日事件は何事を來す可き

昭和八年十一月二十五日、大森山王草堂に於て、近世日本國民史第五十一冊の稿を起す。大正七年五月修史述懐を筆したる當時を顧みれば、轉た隔世の感がある。

八月十八日  
無事變の

抑も文久三年八月十八日の事變は、姑らく其事の當否如何を論せざるも、其の

第一章 一 八月十八日事件は何事を來す可き



仕事に大なる無理があつたことは、争ひ難き事實だ。既に無理があれば、其儘治まらざる可き譯には參らない。此の如くして一波萬波を生ずるは、必然の勢と云はねばならぬ。大和に於ける天誅組の爆發は、此の事件の爲めと云はんよりは、寧ろ此の事件と同時に發生したりと云ふが適當かも知れぬ。或は文久三年十月の但馬生野銀山事件の如きも、此の事件に刺戟せられたりと云ふ丈けに止るかも知れない。然も元治甲子禁門の變に至りては、何と云うても、文久三年八月十八日事變の必然の結果である。而して兩度の長州征伐も亦たその必然と云はずんば、聯絡ある發展である。

無理は無理を生ず

無理は無理を産む。更らに溯りて云へば、親征派の運動も、固より其中には無理があつたに相違あるまい。その無理を破る爲めに、更らに大なる非親征派の無理が、八月十八日の事件を來たし、又たその無理を破る可く、更らにより一層の大無理である甲子禁門事件が出来た。

因果は廻

世の中の事は、中々勘定が精密だ。或は一時を瞞過することは出来るが、何時か

る小車

は、何人によりてか、この年貢を納めねばならぬ。而して債務者未だ必らずしも債務の清算者ではない。分業と云へば此程不思議なる分業はない。散々借り散らしたる債務者は甲であれば、其の跡始末をする者は乙である。歴史は未だ必らずしも甲の債務を甲自から決濟せよとは云はぬ。但だ何人にもせよ決濟せよと云ふのみだ。因果は廻る小車の如しと云ふが、實に其通りだ。

長藩主張の變轉

元來公武合體の氣運を喚起したる魁は、何人であつた乎。少くとも其の中には、長藩を擧げねばならぬ。長井雅樂の文久元年京都から江戸へかけての公武合體の運動は、實に兩都を風靡するの勢があつた。然るに長州に於て藩論一變し、長井等の主張は排斥せられて、吉田松陰社中の主張その勢力を得、所謂「暴烈派」の中堅となり、攘夷は愚るか、攘夷より一轉して討幕までも進まんとするの氣勢を揚げ來つた。斯る場合に際して、其の趨勢を阻止したるは、實に公武合體派であつた。切に云へば長藩は長井の幽靈によりて禍せられたとも云ひ得ないことはあるまい。何は兎もあれ自から率先して、公武合體論を提唱し、却て



公武合體論の爲めに、其の打撃を受けたることは、間違なき事實だ。是亦た因果應報の致す所と、云ひ得られないこともあるまい。

千派萬流  
皆歸一

併しながら斯く小刻みに吟味する以外、更らに史的大眼界から觀來れば、千派萬流悉く皆な海に入るが如く、種々の事件の交互錯綜し、其の端緒の尋ぬ可きもの無きに似たるに拘らず、一大目標に向つて動きつゝあるは、實に天命人心自から已む可からざるものありと云ふも、誣言であるまい。

各派皆交  
響樂の合  
奏者

されば過激派も、穩和派も、攘夷派も、開國派も、討幕派も、公武合體派も、個々、別々の運動を逞うしたるに拘らず、宛も一個の樂長ありて、指揮棒を揮ひ、一大交響樂の合奏を作すが如く、其の結果に就て見れば、宛も豫じめ脚本を作り、それに従つて、銘々受持の役目を勤めたるが如き趣がある。故に其の結果から見れば、敵もなければ、味方もなく、贊成者もなければ、反對者もなく、何れも其の臺帳の筋書通りに、各受持の役目を勤めたるに過ぎないのだ。

小觀すれ

但だ大觀すれば此の通りであるが、小觀すれば、此中には幾多の曲折があり、事

りば曲折あり

情があり、或は陰謀もあれば、或は秘策もある。一方に勝者あれば、他方には敗者がある。特に文久三年八月十八日のクーデターに至りては、爾後無数の事件の楔子となりたるだけに、歴史上到底拂拭し難き、看過し難き出來事の一つであつた。

### 【三】 三條實美等の西下 (一)

西下の惨

八月十八日の事變にて、大佛まで退去したる三條實美以下の面々は、何れも長州行と決著した。今ま其の隨行者の一人、土方久元の日記によれば、

十九日(文久三年八月)曉大佛御立なり。折柄雨降り出候へば、諸卿とも草鞋を被、召御歩行の爲體、落涙の至に候。御親兵中にて、有志の輩は、憤懣に不堪。其儘京都に留り、朝廷に懇請し、是非とも忠邪曲直を正し、屹度正議の御方々の



宛を雪ぎ、叡慮を奉安候様、周旋可致決心の者も尠からず、自分(土方)は去十四日を以て、武家傳奏野宮宰相中將邸に於て、久坂其他の人々と徴士學習院御用掛被仰付候次第も有之候へ共、世の中箇様に成行候て、院の長官を被蒙候三條公すら御立退に相成候を、御用掛のみ踏留候とも致方無之候へばとて、即ち七卿の御供にて罷下る。四つ時(午前十時)比、伏見御著、大佛屋にて支度御仕舞、暮比芥川御泊、御本陣にて止宿す。是夜も一旦是迄罷下候て、急に引返候は、却て其不意に出候都合に候へばとて、前夜の議を主張致候向も有之候へども、終に不被行。

此處に前夜の議とあるは、此儘引返候て、君側の奸物追拂可申との意見のことだ。此れは固より當時に於ては、到底行はる可くもなかつた。

降雨連日

同二十日猶雨早朝御出立、郡山にて御晝休、暮比西の宮にて御泊、御本陣に宿す。

同廿一日、猶雨早曉御發輿、九つ時(正午)比兵庫御著、暮比より七卿御前にて、酒

ども被下、四つ時(午後十時)比御乗船相成、御召船に被召加。

此の如く三條以下七卿の都落は、如何にも惨めなものであつた。尙ほ七卿中の一人、東久世通禧の直話によれば、

鳳輦奪還の議

妙法院にて評議中に、京都市中を焼討して、主上若御立退きといふに至らば、其時此人數にて鳳輦を奪ひ取りては如何との議もありしかども、夫れは餘り過激なりとてやみぬ。(錦洞筆記)

とあれば、當時は種々過激の意見も出で來つたものであらう。

尙ほ在京の長藩士は、果して如何の措置を取りたる乎。

挽回策成らず

三條公始め七卿方は、芥川、西宮を経て、兵庫まで下られました。益田右衛門介、中村九郎、桂小五郎、久坂義助、來島又兵衛などは、是非何とか一つ恢復の道はあるまいか、今少し形勢を見て歸らうではないかといふので、暫時大阪に滞留して居りましたが、どうも容易く挽回の出來るやうな形勢ではないのですから、益田は國へ歸りました。中村九郎、久坂義助等は、窃に京都に上つて



長藩士の  
會薩士の  
殺計畫の

潜伏して模様を探つて居りました。山田市之丞などの壯士も、京都に残つて居りまして、腹が立つて耐らぬから、會津か薩摩の奴を、四五人斬り殺してやらうといふ心組であつたと見えて、先年山田伯が司法大臣として居られたときに、會津の秋月梯次郎に話されたことがありますが、アノ時お前を斬つてやらうと思つて、二、三度も狙ふたが、ツイ機會を得ずに逃がしたと言つて居られた。其様な計畫で、京都に残つた人もあつたのです。

此の如く長藩士の若干は、京都に潜伏して、爾後の形勢を眺めて、其の機を來るを俟つてゐた。

朝議挽回  
の機を發  
す

三條公等は、兵庫から船に乗つて國へ下られました。途中で諸藩の有志中へといふ充てゝ、檄文を御書きになつた。其の文面は義兵を起して、朝議を挽回するから、有志の士は、皆な長州へ集るやうにといふ趣意であつて、先づ此の檄文を宮部鼎藏が齎らして、四國へ御遣はしになり、又土方楠左衛門、水野丹後、清岡半四郎の三人は、廣島へ御遣はしになりました。

書寫山立  
能り策成  
らず

是は長州へ下る迄も、成る可く諸藩を遊説して置くと云ふ思召であつたので、是非義兵を擧げて、君側を清めると云ふのは、三條公方の素論でありまして、兵庫では書寫山へ立籠らうなどといふ論もあつた相ですが、そんな無謀なことは誰も同意しなかつた。

此の如くして三條實美等は、途中それ々の運動を做しつゝ、遂ひに三田尻に到着したのは、八月廿七日であつた。

### 【三】 三條實美等の西下 (二)

三條等の  
檄文

三條實美等が、天下の有志に與へたる檄文は左の如し。

中興大業向成之處、奸賊狂妄、奉惱宸襟、候事不堪、憤激西國へ罷下、舉義兵候順逆は顯然に付、有志之者、一旦長州へ馳集候様可致候。仍而如件。



文久三年八月

- 三條中納言
- 三條西中納言
- 東久世中將
- 壬生修理大夫
- 四條侍從
- 錦小路右馬頭
- 澤主水正

從士宮部  
を阿波に  
遣る

此れは豫じめ京都を去る以前、妙法院にて草したるところのものだ。而して三條等は既記の通り(參照二)、八月二十一日兵庫から從士宮部鼎藏をして、此の檄文と、藩主蜂須賀齊裕に與ふるの手書とを齎らして阿波に赴かしめた。今ま宮部が藩老蜂須賀駿河に與へたる一書を見れば、當時の事情を察するに足るものがある。其の要點を掲げんに曰く、

三條等の  
見解

諸卿方御一統、先は勅勘之御姿に被爲、在候に付、世上之議論、嘸々紛々と喧く、定て無實奇怪之造言申觸、逆賊之名を蒙らしめ候は、必定に有之候得共、右は先夜事情之大概言上仕候通之儀に而、全以奸賊黨與讒誣之妄言を以奉、劫朝廷、忠誠無二之御方を離間し、前に姉小路殿を奉、暗殺候同轍にて、此度三條殿を奉、初、正義之諸卿を慘毒之所行におよび、遂に挾朝廷、令諸候と欲する逆謀、顯著明白に御座候。

此れが三條等の立場からの見解である。

南西國列  
藩同志召

然處、天日未だ地に墜給はず、於三條殿極密々に、叡慮御奉承之御儀も被爲、在候に付、斷然御奮勵、從西國、忠義純正之御大舉御心算御決定に有之、曲直順逆明瞭之儀御座候間、顯密は機宜に應じ、南海、西海、山陽、山陰有志之列藩へ御赴告被爲、在、且又草莽齋志之者共へは、飛檄を以御召募に相成候間、忠誠同志之向々、上は上、下は下にて、彌以合體同舉仕候者必定に御座候。

此れが當時に於ける三條等の經綸だ。彼等は先づ天下に向つて同志を募り、一



舉義を唱へんと試みた。而して三條の使者たる宮部は、實に阿波藩に向つて、左の如く要望してゐる。

阿波藩の  
歸附要望

乍此上猶眞之叡旨御遵奉之御誠實被遊御一貫内奸邪之者を歸順せしめ、外醜夷を萬里之遠に攘逐し、天朝を富嶽之安に被爲奉置候はゞ、中興之御大勳申に不及、實以天下蒼生之幸福不可過之、於三條殿此儀を御依頼被遊度深被思召上、何卒尊藩(阿波)大義舉之首唱を被遊候様、御懇望之御趣意に御座候。

長州藩論  
二分

此書は實に八月二十七日附である。尙ほ三條は八月二十三日備後鞆津から、同様の使命を土方楠左衛門、清岡半四郎に授けて廣島に使ひせしめ、水野丹後、淵上謙藏に授けて津和野に使ひせしめた。然るに長州側では、在京の藩士と在藩の當局者とは、聊か其の意見を殊にする者があつた。在京の士は、三條等を誘うて西下したが、在藩の士は、寧ろ之に反對した。

山口の方ではどうかといふと、曩きに大和行幸の勅諭が出で、小田村文助と山縣九右衛門が、其の報知を持つて歸つたもので、それではデツとし

て居る譯にはいかぬといふので、世子公が御上京になつて、御親征の御供をなさつたが宜いと云ふ決議になつて居たところへ、京都の形勢が一變して、三條公等は皆な國へ御下りになるといふ報知があつたから、世子公御上京など、云ふ段ではない。善後の策を講じなければならぬと云ふことになりました。

形勢宛も掌を反すが如し、當時長藩の狼狽、混雜、察するに餘りありだ。

西下反對  
論旨

其れで政府(山口藩廳)の議では、三條公等が御下りになるは宜しくない。今朝義を恢復しなければならぬのに、三條公方が斯様な邊僻な土地へ御下りになつて、京都に有力な公卿が一人も居られぬのは得策にあらず、是非京都に慎んで居らるゝ様にした。且つ自儘に京都を御立退きなされては、名義に於ても宜しくないから、御留め申すが宜いといふので、清水清太郎に使命を含めて、七卿の船を上野の關で御迎ひして、御歸京を勸説する手筈であつたが、其の内に七卿方の船は三田尻に著いたから、モウ致方がない。



長藩届書

されば三條等は、長州在番の者には、寧ろ不招の客であつた。  
此度三條中納言殿其外公卿方御七人我國元へ御連歸仕候段申上候由、京師  
差登置候家來より申越候處、御譴責を被爲、蒙候御身上之由承り及び、國元へ  
御留置仕候段奉、恐入、御途中迄國元より家來差登理解申上、御歸洛被成候様  
可仕旨申付候間、此段先御届仕置候。以上。

此の如く長藩からは、申譯的の届書を朝廷へ差出した。而して三條等も亦た左  
の一書を上つた。

三條等上  
書

微臣之輩、先日被停朝參候に付ては、急度相愼可有之處、攘夷之儀、深被爲、思食  
込候儀と、親敷拜承仕候事に付、外夷掃攘積年之叡慮貫徹仕度志願に付、西國  
へ下向仕候。此段宜預御沙汰候也。

此の如くして一先づ三條等は三田尻招賢閣へ落ち著いた。

### 【四】 朝廷の長藩及び七卿に對する處分

長州への  
御沙汰書

竊て朝廷の方面を見れば一方には長州を飽迄排斥せんとする者と、他方には  
長州を寛容せんとする者と、兩者あつた。然も大體に於ては、排斥に傾いてゐた。  
乃ち八月二十四日附にて、朝廷から左の御沙汰書が發布せられた。

春來彼是違叡慮候上、攘夷御親征之期未及到來候得共、何れ御親征可被爲有  
に付、爲御祈願大和國行幸可被爲、在叡慮之處御親征機會今日を不可過、旁行  
幸、於大和國軍議可被爲有旨、屢遮て及言上、矯叡意候段、不容易次第に思食候。  
依之御取調可被爲有に付、被止參内候得共、押て參上難測、且暴論之徒引率推  
參有之候ては、及紛亂候故、九門固被仰付、猶又於長藩も、正義(後に士氣と改む)  
壯烈之過候より、疎暴論之輩も可有之哉、難測、不被爲得止事、堺町御門固被  
免候事に候。然る處長藩追々引退候節、三條中納言以下堂上七人同伴、及他國  
候段、不憚朝威甚如何に思食候。(間、下行堂上早速歸京候様、長門宰相父子へ可被)



仰付候(此の一句後に削除)事。

在京諸侯への勅語

以上の御沙汰書は、何れかと云へば、先づ微温であつて、且つ更らにより微温に訂正し、何となく長州及び過激派に向つて、遠慮がましき口調であつた。而して八月二十六日に至りて、在京の松平肥後守、松平相模守、松平淡路守、上杉弾正大弼、戸田采女正、稻葉長門守、分部若狭守、本多主膳正、加藤出羽守、阿部主計頭、一柳包五郎、山内兵之助等を召させられ、小御所に於て、拜謁仰せ付られ、勅語を賜はつた。

是迄者彼是真偽不分明之儀有之候得共、去十八日以後申出儀者、眞實之朕存意候間、此邊諸藩一同心得違無之様之事。

右勅語御發の次第

此の勅語は、全く時節柄、人心を安堵せしむ可く、發し玉うたるものである。均しく勅語でありながら、十八日以前と、以後とは掌を反すが如き相違あるが爲めに、天下の人心は、何れに適従す可き乎に當惑する者あるを以て、斯く分明に、十八日以前の勅語を御取消遊ばされたるものと拜察する。

起征派處分御諮問

尙ほ朝廷よりは、在京の大名等に向つて、毛利氏及び七卿の處分等に付、諮問あらせられたが、備前藩主池田茂政、阿波藩世子蜂須賀茂韶、米澤藩主上杉齊憲、因州藩主池田慶徳等は、左の如き答申書を上つた。

同答申書

此度御親征、軍議行幸之儀、於叡慮は至當之儀不被思召候處、議奏以下、並長門宰相父子等段々建言仕候に付、彌大和國行幸御親征御軍議被爲在候段、被仰出候様相伺候儀、建言疎暴に涉候と之御旨を以、三條殿以下參朝、長藩堺町御門御警衛之儀被免候御事、素より疎暴近き申上候歟には御座候得共、全く攘夷之勅意透徹仕候様存上候て、右様建言仕候儀に可有之、且は兼々勤王正義相唱居候處之儀に候得ば、唯一時建言疎暴に涉り候旨を以、嚴重に御沙汰被爲在候ては、往々言路雍塞仕候様立至、朝廷之御不爲にも相成候歟と奉存候間、何卒寛容之御沙汰被仰付、是迄憂國勤王之志を御慰被遊候様奉存候。將又三條殿以下御申立候西下之儀も、全攘夷叡慮貫徹仕候様奉存候て、右様之儀に相立至候儀にて、平生誠忠之御人々之事に候得ば、早々被召歸、叡慮之



御趣意御沙汰に相成候はゞ、朝憲も相立、且は勤王誠忠之者、彌奉感戴候儀と奉存候、愚陋之微臣、个様之儀申上候段、不堪恐懼奉存候得共、蒙御下問候に付、不願僭越奉言上候、此上は被任朝議候様奉存候、誠恐誠惶。

處分言渡

然も朝廷にては、此議は採用せられなかつた。乃ち八月二十四日附にて、左の言渡があつた。

八月廿四日三條西中納言、三條中納言、東久世少將、修理權大夫(壬生)、四條侍從、右馬頭(錦小路)、主水正(澤)、右之輩去十八日不法進退催有之被止官位候事、

關白辭職不聽許

尙ほ豊岡隨資、滋野井實在、橋本實梁、萬里小路博房、烏丸光徳等、何れも矯詔を以て差控を命せられた。而して野宮定功、飛鳥井雅典は上表して矯詔の罪を謝し、進止を請うた。關白鷹司輔熙も亦た重職に居り、議奏以下を説服する能はざるの罪を謝し、辭職を請うたが允されず、然も尙ほ苦請して、遂ひに差控を命せられた。又た毛利父子に勅して、其の藩士の宮門に入るを禁じ、且大和行幸延期の爲めに、父子の上京を停められた。

毛利慶親嘆願書

今被夷狄御親征之儀、未其機會に無之、行幸暫御延引被仰出、猶堺町御門御警衛被成、御免候段被仰下、謹て奉畏候。然る處私儀多年尊王攘夷に心を盡し、追々寂感も被爲、在、監察使を被差下、奉感佩候。不計も此度御警衛御用被差除候に付ては、寂慮之程如何可有、御座候哉、何共降心不仕、深奉恐入候。早速私上京仕、赤心を以理解申上候筈に御座候得共、夷艦防禦方精々心配仕候に付、先家來之者へ申合差登候に付、是迄之寸誠被思召出御憐愍之程伏て奉嘆願候。此段可然様、御沙汰所仰候。慶親恐惶謹言。

八月二十七日

長門宰相慶親

勸修寺右少辨殿



【五】 京都の政局 (一)

朝廷の  
不貫

朝廷では一方には反動的に、所謂疎暴論を押へ付ける事を爲しつつも、他方には依然攘夷の實行を幕府に督責するを遣れなかつた。而して八月十八日の事件に功勞ある者には、それぞれ賞賜せられた。此の如く朝廷の主旨が、何となく一貫せざるの趣きあつたのは、何故であらう。攘夷論の急先鋒は之を排斥し、攘夷論の不實行は之を督責す、如何にも調子が合はぬではない乎。

幕府への  
攘夷督促

八月十九日、即ち十八日事件の翌日には、朝廷は左の達書を幕府へ下された。  
去六月二十九日、攘夷期限等之儀、不都合之次第非一候に付、以小栗長門守御沙汰之處、數日否之御答不申上に付、幸七月廿四日、松平式部大輔出府之便伺天氣登京之砌、前件御催促被仰付候處、今以因循打過、如何之儀思召候。迅速可奏掃攘之成功、嚴重御沙汰候事。

此れでは全く火の催促だ。此の文句のみを見れば、長州藩などは、正しく勅旨奉

諸藩への  
御沙汰

戴の模範として、嘉獎あらせらる可き筈であるに拘らず、正しく勅勘を被らんとするの立場に擠されたるは、如何にも辻褄の合はぬ話ではない乎。

尙ほ八月二十五日には、諸藩へも左の御沙汰書が出で來つた。

今般行幸暫御延引被仰出候得共、於攘夷者早可遂成功、累年之叡念候、依之勤王之諸藩不待幕府之示命、速に可有掃攘之由、叡慮被仰下候事。

此れでは全く長藩の實行したる所を、諸藩にも實行せしめんとするものではない乎。然るに獨り長藩のみ朝廷の排斥を被るは、何故であらう。そは(第一)長藩主は不關知であつたにせよ、其の内部の主謀者は、攘夷を名として、其實討幕を行はんとしたるが爲め、(第二)主上を親征の名によりて、危険の地に誘ひ參らせんとするの虞れありとの説を做す者出で來りたる爲めであらう。

但だ主上には攘夷を好ませられて、戦争を好ませ玉はず、朝權の恢復を好ませ玉うて、幕府を倒すを好ませ玉はず、その爲めに當時の朝議は、單簡明瞭なる論理方式では、諒解し難きものがあつた。即ち一方では松平春嶽や、一橋慶喜の如

朝議不統  
一の理由



毛利父子  
への達書

き、開國的公武合體でもなく、又た他方では長藩の如き生一本の攘夷尊皇でもなく、其間に種々の經緯と、曲折とが出で來つたものであらう。而して尙ほ朝議の統一を缺いたのは、朝廷及び其の周邊に異分子の存在したること、亦た忘却してはならぬ。そは未だ必らずしも三條實美等の餘黨と云はざるも、其の同志者若しくは同一思想者が存在したることだ。  
尙又た朝廷よりは、毛利父子に對し、左の達書を下された。

長門 宰相  
同 少將

去十八日、毛利讃岐守、吉川監物以下家來共、不束之取計有之、如何被思召候間、宰相父子へ取調被仰付候。依之暫九門内藩中之輩、往來可爲無用御沙汰候。且過日行幸御治定に付、父子之内上京哉之由に候へ共、行幸御延引之事故、上京之儀可相見合、追て御沙汰可有之事。

去十八日、益田右衛門介より、勅使へ差出候書付、二通返却之事。

別紙

浪士取締  
令

留守居竝添役一兩人は滯京、其餘無御用候間、歸國可有之候事。  
益田の提出したる書付二通とあるは、第一は三條實美等の爲めの冤を訴へたる嘆願書、第二は歸國の届書だ。他の大名は、頻りに召喚の勅旨を賜ひつゝ、長藩主父子のみ上京を見合せよとは、如何にも異様に受取らるゝ。  
而して京都に於ては、實に藩士及び浪士の取締を嚴重にせられた。

- 一 是迄諸藩士諸浪人等、諸家へ立入、暴論を唱候より、被惱叡慮候次第之儀有之候間、以來右様之儀無之様、被仰出候事。

- 一 諸藩士、堂上諸家へ立入候義、以來各藩にて、役々人員を定め、名前傳奏衆へ差出置、其他之事猥りに立入有之間敷、被仰出候事。

右之趣被仰出候間、諸藩在京在府在國在邑共に、不洩様早々可被相達候事。  
此の如く公家と、藩士浪士との交通には、嚴重なる制限が出來た。

諸藩朝廷  
建白の禁  
止

諸藩より禁裡御守衛總督竝に、守護職所司代へ不申聞、直に御所へ建白等不。



相成旨、朝廷より幕府へ被仰出、幕府より達置可申事。

一 堂上諸家前々より由緒有之、又は願濟之外は、武家と音信往來可爲無用事。

附、列藩之士、猥りに宮家へ立入不相成事。

一 十津川郷士、以來所司代支配たるべき事。

此の如く京都に於ては、諸事従前の仕來り通りに、緩りを戻さんとする、所謂る反動の政策を施行しつゝ、あつたが、然も一般の趨勢は、とても此の如き取締法にても、之を廻らすことは困難であつた。

會津薩摩二藩士呈書

切迫恐入候得共、幕府に不<sub>レ</sub>拘掃攘と申御沙汰は何分未<sub>レ</sub>不妥處置し難き儀に御座候間、此は御辰被<sub>レ</sub>下、早長州之御處置御片付被<sub>レ</sub>下度、是而巳伏奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>候。

追加、長州追討何分奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>候。御守衛も散し、今日大坂に向ひ落<sub>下</sub>り候由に御座候。

富次郎

梯次郎  
左太郎

〔久通宮文書〕

不待幕府之示命と申御趣意に付從福山侯申立書

去十九日被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候、叡慮之趣難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>畏<sub>レ</sub>候。乍<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>及精力相盡勤王可<sub>レ</sub>仕と奉<sub>二</sub>志願<sub>一</sub>居候處、乍<sub>レ</sub>恐不<sub>レ</sub>待<sub>二</sub>幕府之示命<sub>一</sub>と之御旨は、關東御譜代私共之身分に取候ては於<sub>二</sub>情義<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>堪<sub>二</sub>悲嘆<sub>一</sub>、唯々奉<sub>二</sub>恐入<sub>一</sub>候計に御座候。若々關東にて此上にも掃攘遲延に相成候は、如何様にも仕、勅意貫徹仕候様相盡可<sub>レ</sub>申、勿論右成功は先達て關白殿下へ申上置候通、諸藩一致之全力に無<sub>レ</sub>之ては不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>事に奉<sub>レ</sub>存候。且關東も、既に領港之御談判御取掛に御觸達も有<sub>レ</sub>之候事故、猶關東御職掌之場も御情察被<sub>レ</sub>遊、前書勅意之〔○原記字句缺〕、於<sub>二</sub>關東<sub>一</sub>早々諸藩へ不<sub>レ</sub>洩様御布告に相成候様、此上御取成之程奉<sub>二</sub>懇願<sub>一</sub>候。(中略)

八月廿二日

阿部主計頭

〔坤儀革正錄〕



【六】 京都の政局 (二)

松平容保  
賞賜

八月十八日事件の論功行賞と云ふ程ではなかつたが、それぞれ其の干係者には、朝廷からも幕府からも賞賜があつた。取り分け守護職松平容保は、將軍の指料筑前國眞行の刀、備前國守重の脇差を與へられた。而して更らに領地加増の命を受けた。

御役知五萬石之内、先達三萬五百石餘被下候に付、此度近江國神崎蒲生郡之内、込高一萬九千五百石餘被下之、委細之義は、御勘定奉行へ可被談候。朝廷よりは、即日、

松平肥後守

其藩之者共、精々盡力之段、大義思召候。以後尙諸藩申合、宜く鎮靜之道盡力可有之候事。

但諸藩詰切候ては、人數疲勞候間、申合交代御警衛可仕候。

拜謁恩命

との御沙汰を被り、八月二十日には、

會津中將

一昨日不容易形勢により被召候處、早速參上御守護之段、深く御安心御満足、依之御對面被爲在、親王御方にも御對面被爲在候。猶又御警衛可有之候。

在京諸侯  
拜謁

との恩命を被つた。二十六日に至りては、松平容保を首として、在京の諸侯悉く參内を命せられ、主上及び親王に拜謁を賜はり、尙ほ傳奏より左の勅命を忝くした。

市民安堵  
の儀

去十八日依召早速參内、禁闕守衛盡力之儀、厚く叡感に候。依て御持古之御末廣竝絹五疋賜之候。且兵士末々迄、苦勞思召候に付、賜物を夫夫可配分事。斯くて金一萬兩を下賜せられた。尙ほ二十七日松平容保は、京都町奉行に命じて、左の如き市民安堵の觸書を出さしめた。  
近來藩臣浮浪之徒、堂上方へ立入、正義之士と唱へ、種々入説致候より、叡慮貫徹不致事往々有之、隨て不心得之者共、橫行致し、無辜之者を殘害し、或は火を



放て家屋敷を毀ち、或は張紙を致し、町方を騒がし、遂に不容易巧みに及候間も有之、言語同斷之義、深被惱寂慮、右等之廉御改革被遊、取締方急度仰付、御吟味も有之候間、一同安心可致候、猶又今度寂慮之難有を不知、往々心得違之者有之、公けに申出も無之、無根之説を申立、人心之疑惑を生候義、甚如何に候、若又存意有之候は、無忌憚可申出候、兼て松平肥後守殿、御沙汰も有之候間、心得違無之様可致候。

右之趣、洛中洛外不洩様、可相觸者也。

如何にも此の觸書にて、當時京都の情況が想像せらるゝ。

八月十八日の三幅對は、薩會と中川宮である。但だ薩は其の藩主若しくは藩主の代表者不在の爲めに、表向には顔を出さず、表向の方は、専ら會津が之に任じた。然も至尊の御信親は、當時武家としては、専ら會と薩とに存したることは、固より疑を容るゝの餘地が無かつた。而して中川宮に至りては、殆んど唯一と云はざるも、それに幾き至高顧問にて在しまし、されば此の機會に

八月十八日  
對の三幅

於て、愈よ還俗の事仰せ出されたるも、決して不思議はあるまい。

中川宮還俗

八月二十六日 中川宮御參、昨日御直衣御冠等拜領被謝申上、召御前。

二十七日 頭左中辨彈正尹宮任官消息宣下相濟旨言上御名字朝彦之旨被届

以見申上(中略)。尹宮參上、被伺天氣、今日元服任官宣下、名字宸翰拜領、以御使御品々拜領御禮被申上、賜祝酒、後時於御前御掛緒拜領御禮等各以表使申入。

公卿の冷  
眼視

抑も中川宮尊融親王の還俗に付ては、公卿仲間にては、之を冷眼視したるものも皆無ではなかつた。中山忠能の如きは、其の日記に斯く記してゐる。

今日中川宮青門也還俗元服云々、其儀可尋記。依國事御談合還俗被仰出、實薩長土内々舉奏之上、舊冬一橋上京、自關東も内舉也、實意難測、此事件予等不知可否、恐魔王之所意、歟、可恐可危。近頃於長土は、既不<sub>レ</sub>服、薩州計信服之由、有<sub>レ</sub>風聞、内實は元來不<sub>レ</sub>叶<sub>レ</sub>敬念儀也、予不得其意儀は、去年夏國事御相談被仰出後、如元稱所勞一切籠居植髮終に被及還俗之條、深意難測事也、奇怪之至也、又去(原文脱)八幡行幸御道、竝御立場等、兼日爲檢知、被行向、著如道服、衣首髮撫付乘馬、淀邊



街説若狂人歟云々。朝憲違亂之世形實可長嘆事共也。莫言莫言。

其理由

惟ふに公家の或る部分に於ては、親王の還俗は、彼等の領域に、一個の異種人が闖入し來りたるが如き感を做したるものであらう。還俗は薩長土からの申出であり、然も今は長などは、宮には信服せず、又た宮は内實觀念にも叶はずと云ひ、其の病と稱して籠居し、髪を蓄へたるを以て、深意測り難しとなし、如何にも宮には何かの野心あるかの如く記してゐる。何れにしても宮は英邁の資質にて、その爲めに煩累を招かれ玉ひしことも、往々あつたものと察せらるゝ。

松平容保等參内拜謁

八月二十日、守護職所司代參上、上杉彈正大弼、何天氣同參上、臨期可有御對面之旨被仰出申渡。上杉より通達追々參上、松平備前守、戸田采女正、分部若狹守、京極佐渡守、本多主膳正、松平伊勢守、加藤出羽守、加藤山城守等也。西半刻用御于小御所、親王御方御座于中段、關白殿、右府公、中川宮、前關白殿、内府公、左大將殿等令候。中一段給。守護職已下於庇一拜、依關白殿命各進下段、關白殿傳仰旨給。

一昨日不<sub>レ</sub>容易形勢に付、被<sub>レ</sub>召候處、各早速參上御守衛被<sub>レ</sub>申深御安心御満足、依之今日御對面被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、親王御方にも御對面被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、猶御警衛有<sub>レ</sub>之候様。(定功御手録)

【七】 京都の政局 (三)

親兵廢止の建言

京都には尙ほ三條實美等の黨類たる異分子が潜在したとするも、大體に於ては反動派の舞臺であつた、而して其の措置の重なる一は、實に御親兵の廢止であつた。此事に就ては八月二十五日附にて、薩摩、土佐の兩藩よりの建言が、其の原因であつたことは、左記を見て分明的だ。

御守衛兵之儀は、是迄御先規も不被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候處、暴論之徒、追々建白仕候趣有<sub>レ</sub>之、畢竟兵力を借り、高貴之御方へ迫り、自己之暴威を回し、或は無名之刑獄を起



し、終に矯詔旨候に至り、京師之騷擾を醸し候事、實以國家之妨害不可然御事に奉存候、萬一緩急之變出來候節も、畢竟烏合之徒、元帥之任も無御座、何之御用にも相立申間敷奉存候。方今列藩之重兵を以、警衛仕候上は、猶以速に被相免候て、各藩へ被差返候様仕度奉存候。此段申上候。以上。

八月廿五日

松平 土佐守

家來 中

松平 修理大夫

家來 中

建白の主  
張者

恐らくは此の建白も薩主土從であつたであらう。而して如何に土佐藩の傾向が、武市半平太一派のそれと反對し、土佐に於ても所謂る反動派が勢力を得つたことがあることが判知る。薩摩に於ては、固より文久二年四月、寺田屋事件以來、大體に於て、島津久光の意見もて統一せられてゐた。元來此の御親兵の施設は、専ら

建白の主  
張者

長州藩の主張によりて、設置せらるゝに至つたものであつた。小河一敏の義舉録に曰く、

戊年(文久二年)の秋末つかた、長藩前田孫右衛門、御親兵の事を、幕府に仰下され度由、薩士と申語らへ共、薩は殊に不同心なれば、終に前田一人の名にて建白し、其事行はれたりとかや、然と云へ共、其作法云々の事まで、前田の議に出たるに非ざるなり。三郎殿(島津久光)最初の所存の中には、御親兵の事も有りたるは、一敏(小河)も、堀(貞徳)、大久保(利通)より聞き得たるに、未だ其時と思はれざるにや、又其作法をも好しと思はれざるにや、薩州よりは一人も別段御親兵と云ふものを召登せざるのみならず、今の御親兵は亂に益なく、治に害有りなど云て、厭ひけるなり。素より其良法を未だ定め得給はざる故にも有らん。然れば十八日(文久三年八月)の後、間もなく是も解き捨られたり。

此の一事に於ても如何に薩と長との態度が、互ひに相反したるかを知る可しだ。斯くて九月五日附にて、左の達書が出て來つた。



遣士差  
遣書

爲御守衛諸藩應石高強幹忠勇選士貢獻之儀、御沙汰に付、先頃以來追々貢獻、深御満足思食候。然處當時富國強兵、武備充實、專要之折柄、各藩右選士貢獻候ては、自然費用相嵩、疲弊之一端にも相成候ては、御不本意に思召候間、御残念には思食候得共、各被差返候旨被仰出候事。

但人數屋敷に差置、非常御警衛可有之、尤御守衛名目には無之事。

親兵差止  
の眞意味

此の如く其の名目は、各藩の經費を節減する爲めに、御親兵を各藩に返却することであるが、其實は御親兵などの厄介物を、特別に設置するは、然る可からずとの意味であつたことは、上記の薩、土二藩の建白を見れば分明だ。

再び兵  
解隊遣書

尙ほ彼等御親兵を解隊するに就ては、更らに左の達書が出で來つた。

一 元來御守衛兵被差還候儀は、富國強兵、武備充實之折柄、費用を御厭被下、難有思召より被仰出候義に付、自然主人在京無之者、屋敷無之族は、勝手に在所へ引取候様、尤御用有之節は、被召寄候筈御沙汰之事。

此の如く今や京都は全く薩と會との天下と云ふも誣言にあらざる形勢とな

つて來た。而して本年上半期迄、京都に於て尤も羽振の好かつた長州は、殆んど全く失脚の姿となり、實に薩長勢力の消長は、掌を反すが如きものであつた。





## 第二章 親征非親征兩派の申分

### 【八】 御所騒動由來の張紙 (一)

非親征派  
申分

今ま八月十八日を中心として、親征派、非親征派双方の申分を掲げ置くことは、双方の立場を明白にする爲めに、尤も必要の件である。先づ非親征派の申分として、左の一文を見るに、此れは何者か、張紙を、京都祇園町になしたるもの今日から見れば、新聞紙上の記事と、同一様の感を做す可きものであらう。

祇園町張  
紙本文

八月十八日御所騒動の由來

先達て三條實美等の國事係の所置にて、近畿悉く朝廷の御領に被成度旨、關東へ伺出に相成、然所近畿若し左様に相成候はゞ、近國の諸大名は、何處へ片付候哉。右様の無體の難題を被懸候には、甚深き隱謀ある事にて、此箇條が乃ち此度大和行幸に事寄せ、都合宜敷ば、近畿の城を打取らせ、天子の御領分と



致し、夫より近國の諸侯を伐り従ひ、鳳輦を函嶺に向け、幕府を攻伐すべし。若し都合惡敷ば、直様御所を始め、洛中洛外を燒拂ひ、天子再び還幸の思召被爲、絶候様に致し、其儘天子を長州へと惡計に候。

長州隱謀  
自然に露  
顯

然る處餘り先日より天子に迫り、遮て和州行幸の義を言上に及候故、如何に思召、夫より天子は其隱謀の旨、御聞付遊ばさせられ、依之會津藩武勇御試の叡覽に候、其時より早已に十八日の事起候事は、全く主上の御聖明より、御鑑定あらせられ、夫より中川王及會津侯へも御沙汰に相成り、決して他より國事係の堂上方、長州の事を讒訴したるにては無之、隠れたるより顯はるゝはなしと、古人の申置たる通り、多人數相集候て、天下を覆がへす程の隱謀致す事なれば、事洩れ易きは勿論の道理なり、依之その惡計に間違なきと申す證據を引て、慥成事を世上の人に知らさばや。

張紙した  
る者

以上の口吻を見れば、正しく會津人か、然らざれば會津側の人の手に出でたることは分明だ、而して其の指示する事の信否は暫らく措き、之を親征派の謀主

真木和泉の建白と對照すれば、其中には自から符合するものが有る、されば筆者は恐らくは其の建白書を見た乎、左なくば之を洩れ聞いたものであらう。前文中に會津藩武勇御試の叡覽とあるは、會津藩士馬揃天覽のことである。

攘夷の不  
可能

一には六月朔日、僅一艘の英吉利船にて、萩の軍艦二艘碎かれ、萩、長府双方の死亡、七八百人にて、萩家中下の關にて、かちやかちや振へ致し、皆逃支度致候體を見て、町人百姓共が、武士と申は、彼の様は弱く、役に立たぬものと、皆々大に齒がみ致し候由、夫故六月五日以後には、異國船參りても、此方より手指は不致様と、國中へ達しに相成、僅かに一艘の異國船さへ、こりこり致候に、増て五箇國の異人を敵と致し、數百艘の軍艦來候は、連も此儘の不要害にては、攘夷出來ぬと申事は、他迄承知を致し、此度世々御代々にもなき天子御親征の義申立候は、三歳の童子に考へさせても、隱謀ある事と思召ての外有之間敷、こゝらが能々隱謀と申事の眼の付所にて御座候。

長州隱謀  
の證

長州の攘夷に對する文句、如何にも醜詆を極めてゐる。此れでは正しく長州人



の外人と戦うて敗北したるを、快心の事として語りてゐるかの如く察せらるる。而して出来ぬ攘夷と知りつゝ、天子に御親征を御勸め致すのは、畢竟其處に隱謀の存する證據であるとの論法だ。但だ親征派側から立言せしむれば、之に對して、相應の異議が出で来る可きは當然だ。

親征派の  
弱點

要するに本文の主眼は、隱謀一點張りだ。而して此の陰謀の二字が親征派側の尤も痛手とする所であつたことは云ふ迄もない。彼等は何と辯解しても、彼等の表向きの言論と、内實の計企とは、同一ではなかつた。若し此の計企を隱謀と云はゞ、全く其通りにして、之を辯明す可き文句は無かつた。されば否親征側が、此の弱點に、鋭刃を加へたることは、彼等としては尤も利巧であつた。

### 【九】 御所騒動由來の張紙 (二)

大田「幸  
軍議の無  
理山

張紙の記事は、非親征派の立場よりすれば、甚だ痛快でもあり、皮肉でもあり、又多少穿つた所もある様だ。

二には大和行幸被遊、誰を御相手に軍議を被爲聞召候哉、若春日明神と申事ならば、古より名高き軍將も數多に候へ共、未だ神より授かりし軍謀戰略有之申事は、曾て承らぬ事に候。然るに今更大和國へ軍議を被爲聞召、行幸御勸申上候義は、是隱謀ならずして何ぞや。

如何にも冷嘲の妙を極めてゐる。

長州隱謀  
命明白

三には御所參内御差留の騒ぎは、十八日に始候處、大和の五條燒拂、御代官討取の浪人共、亂妨は早既に十七日に起り、然るに其浪人は餘所人にてはなく、則長州へ逃去りし中山侍從大將にて、其長州にて被抱たる藤本鐵石、松本謙三郎、例の長藩人也。長藩付の浪人に候へば、此亂妨は大和行幸の御風輦御待受の爲め、三條實美、益田彈正(右衛門介)、真木和泉等の奸賊申合せたる事に決して相違もなき事に候。斯明白致たる隱謀の事なれば、假令三歳の童子たり



共、否とは申され間敷候。

所謂る天誅組の事件は、他の機會に於て語るであらうが、如上の記事は、大體に於て間違は無い。事件は十八日以後に始らずして、以前に始つてゐる。此の以前と云ふ一點が、尤も注意を要する一點だ。然も此の事件が、三條實美や、長藩重臣等の隱謀に出でたりと云ふことは、未だ猝かに斷言し難く、更らに商量を要す可きものがあらう。

隱謀に紛れ無き理由

四には八月廿六日、天前へ諸侯被爲召、當春以來叡慮綸言と申沙汰の義は、悉く眞偽不分明にて、去る十八日(八月)以後の事は、全く朕が存意に候間、心得違無之様との御書付、御宸翰の儘拜見被仰付候へば、當春以來屢叡慮と申御沙汰、猶又當節大和行幸被仰出候も、隱謀に紛れ無御座候。

張紙作者分明

此れは當時所謂る「反覆の綸旨」と評判したる事だ。但だ、御書付御宸翰の儘拜見被仰付候」と云ふが如き事實を、いかでか坊間の野人が知り得可き、それは此の張紙が會藩若しくは其筋の者の手に成りたることは、單だ此の一事でも自か

長人等即由刻立馬理

ら分明であらう。

五には勤王巨魁とも被申たる長州人、假令今更堺町御固御免に候へば、連、即日引退可申譯は無之處、即刻立退申たるは、能々天下に申譯なく、胸に暗がり有之候事と存候。

此れは全く追打の文句だ。

六には三條實美以下七人の堂上逃去候も、右同様にて、能々申譯なき、隱謀有からの事に相違無御座候。

如何にも深酷の論斷だ。若し三條側をして言はしめなば、必らず之に對して十分の駁正あらむ。

隱謀打合

七には十八日より三條實美大和五條を指て可參答の事も、彼に大和亂妨の浪人共、隱謀の手筈合せたる事に候。

所謂る酷吏羅織の文法だ。

八には錦小路西國に勅命と稱して可參事は、長州へ天子を盗み可去、待受手



筈の隠謀に候。

是等は恐らくは例の探偵の手より會津側へ報告せられたる事柄を、事實の眞否を確むる違あらず、其儘探つて以て、彈糾の資料としたものであらう。

町人脅迫

九には交易致したる町人を脅し、布屋より一萬五千兩、丁源より一萬兩、其餘身代に應じて、首代金申付置候處、丁源よりは十八日に一萬兩受取、長州へ持歸候。此个條にて長州の亂妨は私慾にて、下を憐むに非ざる事。十には昨年より長人來れば、残忍に人を殺し、放火致し、長人去れば忽ち治る。此を以て長州は奸賊にて、大義に非るを知るべし。

兎も角も長藩を極端にこき下ろしたる文句だ。

三條の野心

此外數々の證據も候へ共、先大略是にて著然、隠謀と申事明白可致候。右は三條實美が、關東の八百萬石を涎望致し、王政復古致し度意より事起り、其處より長人益田、久留米の眞木和泉列に、天魔の附込候て、幕府の機を以て、長門宰相殿を大逆の罪に陥れしめたる事に候。依之仰冀くは、長藩眞の正義の人、右

全然長州彈劾

様の逆賊を討取り、朝廷、幕府へ速に御詫可申上候。此儘にては朝敵、幕敵、諸藩敵、洋敵に相成、世界中の憎みを蒙り可申外無之候。御勘考。

以上の文は、全く長州彈劾書にして、往々羅織牽強の文句あり、長州征伐の因由、全く此に存すと云ふも、過言ではあるまい。然も非親征側の立場からは、斯く云ふ外に、自個の立場を辯護す可き言辭は有るまい。

【10】 眞木和泉書を西郷隆盛に贈る (一)

親征派の立場

親征派の代表者とも云ふ可き眞木和泉が、文久三年秋、薩摩の孤島——沖永良部島——に流竄せられつゝある西郷吉之助に與へたる一書が、能く親征派の立場を明白にしてゐる。之を前掲の張紙〔參照八、九〕と對照すれば、非親征派と親征派との面目が、自から躍如たるものがある。



眞木入薩  
挨拶

寸東謹啓仕候時下霜勁候へ共、愈御萬福可被成御動履恭賀奉存候。次に小弟無異消光罷過申候。乍憚御安意可被下候。然者小生來歴者粗御承知も可被下。去春(文久二年春眞木和泉薩州に入つた)尊藩に罷出、御大舉之儀奉願、種々妄論をも獻じ、尊兄方にも拜面奉願候へ共、思敷被行不申、己之策を以、舉事候手段に候處、於伏水彼之通之儀にて(寺田屋一件)萬事潰散、往事思遣候も寒心之至に御座候。當春(文久三年春)國方(久留米)之事にて、又々罷出候處、尊兄始め御英豪御慎中之由、拜晤も出來不申、僅に坂木藤次郎君に心事御晰候位の儀にて引取申候。

此れは眞木が兩回入薩の件に付ての挨拶だ。

入京通知

然處又々禍に罹り、殆危く御座候處に、長州家より之救にて、勿體なくも、御内内、叡慮をも奉汚候由、速に上京出來、六月九日入京。

此れは眞木自身の身上に付ての言、以下は彼が畫策を陳述す。

眞木の計

直に鷹司殿下、三條公等を奉始、有志之諸公卿拜接、朝政相伺候處、確とは仕候

御事無之候間、逆も皇室恢復難相成と奉存候て、長州諸生申合、御親征の御手始として八幡行幸御決議有之度、五ヶ條の建白仕候。

斯の如く建言した。

實行困難  
となる

一旦は斷然可被爲行、密々小弟迄に被仰付候處、三公より意見起り、因州、米澤、阿備世子にも御相談と相成、段々と六ヶ敷に向申候。

所謂る群疑滿腹、衆難塞胸、とても實行は困難となつた。

會兇狂妄  
大變に推  
移

尤小弟の見込は、五畿内御直聽に無之候ては、攘夷の權を被收候事も不出來候に付、速に右五畿御手に入候様との見込にて、右の通り奉奏候處、幕吏之所忌にて、案の通り會兇(會津)狂妄、中川王に奉迫、八月十八日の大變に推移申候。

此れは眞木の眼に映じたる八月十八日の事變だ。

右大變の儀は、委細御承知も被成候半、玉體に奉逼候致方、全く暴横にて奉劫候事明白、兩三日の間は、不斷御流涕被遊候由。



尊攘の道  
是しり

曰く「中川王に奉追、曰く「玉體に奉逼」と、是れ眞木側の觀察だ。此れが正鶴を得たる乎、否乎は姑らく措き、親征派側は恐らくは全く斯く信じたものであらう。

其後十八日以前之叡慮は、總て矯命にて、眞の叡慮に無之旨被仰出候由、左様候へば尊攘の道は、是限りと申者に相成、勿論去夏（文久二年夏島津久光上京東下等のことを云ふ）以來尊藩御苦勞被成候て、權柄御取戻しの勢、一夜の間に空敷相成當時は已前よりも却て無權、只會津と所司代との取扱にて、皇室衰弱叡慮と申儀は、口舌の上而已にて、其實は跡形も無之様相成申候。

兩派申分  
全然相違

此の如く親征派は、非親征派が、主上に逼り奉り、叡慮を矯めて、十八日以前の叡慮は、眞の叡慮で無いとの御沙汰が出で來つたと云ひ、非親征派は本來親征派が叡慮を矯めて、十八日以前の勅諭は出で來りたりと云ふ、双方の申分は全く氷炭相容れないものだ。

天子親征  
論

全體兩問之勢、三百年已前とも違ひ、西洋夷賊萬里の濤を涉候て、諸國吞嚙仕候世界に相成候ては、皇國も彌以平城以前に復し、朝鮮滿清は勿論、南海諸島

眞木意見  
の規模

一般に、我之指揮に令從不申候ては、國威を四方に輝候事相成不申、國威四方に輝可申とならば、禮樂征伐天子より出に無之候ては、名正しく言順なる事出來不申、極意皇化を海外に敷候に及候ては、夷狄も國內に置候事可有之、左様無之候て、禮樂も不興、華夷雜糅候ては、天子之可尊譯も自然に消散可致道理に御座候、儒學者正敷者にてさへ、君臣父子之道、古代之純粹取失候事御座候に、西洋の僻學流行仕候は、内自夷に相成、神代已來屹度由緒有之帝室も、革命之風に陥り候様にも可相成、是等は過慮にも可有之候へ共、夷風之可懼事は、實に君子之意外に出候事非一候。

眞木の意見は、單に消極的の鎖國ではない、寧ろ我より自から進んで、皇威を海外に光被せしむる大規模であるが、然もその第一著としては、先づ國內に於て、皇威顯揚の必須を識認す可しとのことだ。此れは眞木一人に限らず、當時の尊皇攘夷論者の十中の七八は概ね其通りであつた。



【二】眞木和泉書を西郷隆盛に贈る(二)

大藩依頼の衷情

眞木和泉は、滔々と自己の所信を左記の如く吐露してゐる。

小弟又夷賊之可攘事は勿論之儀、皇家之可興候儀、今日を千歳之一時と存込、去々年(文久元年)冬も尊藩(薩摩)に奉願候儀に御座候。一書生之可悲儀は、大諸侯に倚頼仕に無之候ては、大業の論議は聞受候人も無之、當夏(文久三年)幸に長州侯に前文の件々(参照一〇)奉説候處、一々御尤に御受被成、小弟議論御用可有之様、朝廷にも奉申上候由、鷹司公、三條公等皆々御聞受宜敷、小弟上書も直に叡覽に備り申候由。

此れは眞木が其の言長州に用ひられ、長州より、更らに鷹司關白、三條中納言等の嘉納する所となり、遂ひに其の意見書が乙夜の覽に入るに至つた次第を語つたのだ。

建白之條々御取用にて、漸大和行幸も被仰出候儀に御座候。

建白條々御取用

此れによりて大和行幸の御沙汰も、畢竟すれば眞木和泉の建議が、其の主なる力であつたことが判知る。

御存之通、小弟儀去年(文久二年)已來二度踏候へ共、可惜世界に付、猶又奮發、今一度如何卒仕度存込罷在申候。

所謂る九願十起。

尊兄(西郷)御見込者如何被爲在候哉、御直には不承候へ共、世上普通之尊王攘夷とは違候て、一層御超逸之様奉察候事に御座候。

此れは西郷隆盛が、尋常尊攘家と類を別にし、科を殊にし、卓然超然獨歩の位置を占むることを云ふ。

是迄尊藩第一等を隠し、世間所好之第二等に御従事被成候事と奉察候處、此節者皇朝興亡之所關に付、斷然御打出し被成、第一等に出候て、奈良已前之政事に被復候様有之度、尊兄方に於ても、是迄と違候時情に付ては、尋常尺寸を御守被成候時節に無之、右御打出之儀、屹度御盡力被成候様奉存候。

打出盡力依頼



所謂る第一等の事は、眞木其人等の所説だ、第二等の事は云はく、公武合體、島津久光等の所行だ。

陸奥割説

右御盡力方今御國（薩摩）之勢にては、六ヶ敷事も可有之哉。一體尊兄方秀徳逸才を以て、御處流（大島から沖永良部島へ）相成候事亂命とも可申哉。區區謹愼御守被成候時節にも有之間敷、權道之御處置も被成候て、苦は有之間敷、皇朝傾覆に至り候ては、一世に立候面目も有之間敷、亦藩國（薩摩）獨立候譯も有之間敷、其輕重御比較御覽被成候はく、便宜之御謀も不得已事と奉存候。此れは西郷に向つて、孤島より脱出せんことを勸説したのだ。日本亡ぶれば、薩藩獨り存立することは出來ない。寧ろ此際大處高處より、其の計を立てよとの意見だ。

三田尻に招く

萬一御超逸之御謀にも出候はく、防州三田尻にて、三條公之御爲、正人相募申候間、幾百千人にても、相聚候手段相計置、費用等には、事缺不申様、屹度工夫も致置候間、高橋新八郎君、是枝柳右衛門君、伊牟田昌平君、其外御城下にて、阪木

長州侍信すべし

兩君始正議之諸君子被申合、御光賞被下候様仕度奉存候。此れは西郷をして、三田尻へ脱出し來らしめんとの勸説。

小生事夏已來、長州侯父子（慶親と定廣）並藩士大夫之志を察候處、勤王純粹、防長兩國を以打込候と申極意にて、實以世間尋常之志には無之、就而三條公奉始、七卿も御倚頼被成候事に御座候。

三條の人

此れは長藩主及び其の一藩人士の防長兩州を擧げて、尊攘に殉へんと欲するの精神であり、従つて三條實美以下の七卿、皆共に之に倚信したる次第を云ふ。さて其三條公は、御聞及も御座候哉、當年僅に二十七歳に被爲、在候へ共、徳量と云、御材議と云ひ、慮も有之、膽も有之、實に王佐之才、古昔之藤房公御同様。如何にも三條其人に推服の情態が特筆せられてゐる。

其他の人

三條西公之純徳、東久世公之英發、壬生公之溫和、四條公之武毅、錦小路公之明敏、澤公之卓識、何れも世に希なる御人物、急度天下之重を御任被成候。七卿の人物は、未だ必らずしも此通りではあるまい。但だ當時門閥繁昌の世の



中、一神主の身を以て、朝廷の縉紳の人々に對する、自から如是觀を做すを免かれなかつたものであらう。

西郷の返事を求む

如此公卿侯伯御打寄之事に候へば、他日大事業は、必成可申と、相樂罷在申候。此節某々(土佐松山源藏、久留米原道太)萬里波濤相凌罷出候事に付、深々御工夫、速に決著被成候様仕度、可相成は御見込之處、無御遺念御申聞可被下候、若又斷然御決心も被成候はゞ、御一同御來光奉待候。(眞木和泉遺文)

此れは西郷隆盛を幽囚の孤島より、脱出せしむ可き書翰であるが、然も此の一文によりて、如何に親征派の立場が、能く説明せられつゝあるかが判知る。

### 第三章 天誅組の發生

#### 【二】 中山忠光再度の出奔

事件突發

八月十八日事件と前後して突發したのが、天誅組の義舉だ。此れは眞木和泉等の意見にて、長州側の獻策になる大和行幸の前驅として、豫じめ計企せられたるものにして、十八日事件の有無には、本來關係は無かつた。語を換へて云へば、十八日事件に憤激しての運動ではなく、寧ろ十八日事件を豫期せず、大和行幸は勅諭の通りに、實行せらる可きものと期待して、其の露拂の役を勤めんとしたるものに外ならない。而して其の主將は申す迄もなく、中山忠能の末子中山忠光であつた。彼は後に長子忠愛の子となつたから、表向きには忠能の孫と稱せられた。

忠光勤皇無二

彼は長袖者の子弟には、珍らしく剛情にして且つ豪宕、不羈の資質であつた。中



山家は尊號事件の愛親以來、特に其姉慶子は、實に明治天皇の御生母にして、皇室との由縁も濃厚であつた。されば彼が本來勤皇無二の漢であつたことは、固より當然のことだ。

忠光の出奔

彼は侍従の職を奉じたが、とても安閑として、常規に服するを屑とせず、専ら尊攘の志士と交際し、文久三年三月二十日京都を出奔し、大阪より二十七日萩に著し、長州に下り、萩を本據として、馬關より筑後に往來し、運動する所があつた。而して彼は森俊齋と稱し、六月八日、同士十八人と與に、長州より京都に還り、長藩縁故の木屋町の旅亭に入つた。

優詔を忝くす

而して十二日附にて長藩宛にて、

森 俊 齋

赤心報國厚志之段、叡威不斜候、彌忠誠相勵、猶以萬端精々可有盡力、御沙汰候事。

との御沙汰を被つた。彼は脱走の故を以て、當然其咎を受く可き代りに、却て此

再び馬關に赴かんとす

の如き優詔を忝くしたるは、如何に當時長州側の勢力が、朝廷の上下に充溢したるかを知る可きであらう。固より此事に就ては、三條實美等の斡旋に由ると申す迄もな。

彼は京都に於ても、決して無事ではなかつた。再び攘夷の報を聞いて、馬關に赴かんとしたが、他の爲めに諫止せられた。然も其の雄心は勃々として已まなかつた。

彼が六月十七日附にて、其父忠能に答へたる書面は、能く其の消息を語りてゐる。

忠光の意氣

段々委細御書取謹承奉、拜見候。大暑之砌、彌御機嫌能被爲成、恐悅候。然者此度之儀、萬事段々恐入候儀に付、御理方も無之。然る上は、乍恐皇國御爲に、忠光一命を差出候事に候故、其儀御安心願上候。此間下の關にて、攘夷の手始致し、誠に面白き事に有之候也。

六月十七日(文久三年)

第三章 二 中山忠光再度の出奔



忠  
光

祖父上へ（其父忠能のこと）言上  
御廻しの品々、先々令返上候也。

忠光先々無事に致居候。御安心願入候。昨日は宇治川にて、同志の者五十人許、水馬致候。今は大井川へ參候。何分此上の御奉公は、段々可致次第も有之、皇國主上への御奉公致候上は、御對面願上候也。

再出奔

十九歳の青年、中山忠光の意氣、亦た實に稱す可きものがある。斯くて七月五日、彼は眞木和泉、桂小五郎、久坂義助等に伴はれて、父忠能の邸に赴いた。爾來彼は朝廷の命もて、家居謹慎したが、此の家居約一ヶ月の間に、大和義舉の計企は成つたものと察せらるゝ。而して八月八日に至りては、忠光は其父忠能の默許を得て、愈よ外出し始めた。斯くて八月十三日大和行幸の事、仰せ出されたるや、忠光は一書を遺して、再び出奔した。而して其の遺せし文は、左の通りであつた。

遺書

忠光國事大患之餘り、亡命仕候段、誠恐入存候。先月以來潜居候様御命に付、不

外出候處、世上の形勢追々迫り候由、同志輩より承り候間、出門、力之限盡忠仕度候得共、此御近邊彼是周旋仕候儀は、御差支の旨、此上は無是非候間、四國へ下り、攘夷の形勢相考候間、此段申上置候事。

此れは中山忠能も、定めて默許を與へたるものであらう。當時忠能も、大和行幸には賛成し、自身も供奉を願ひ出でたる程であれば、彼も萬更ら忠光の意向を察知せないこともなかつたであらう。

忠光出奔に付忠能届狀

（上略）先日は忠光儀御面倒申上深恐入候。何分出行不仕續靜可仕段々精く申何候處、御差支之筋は不存申候へ共、个様之御時節草莽之輩も建白盡忠仕候儀、閉居仕居、志之違候儀無之、且六月中旬赤心報國之志、叡感彌忠誠可勵、尙萬端精々可盡力、御沙汰を蒙候儀に候間、个様を以つて眼となく、禁錮同様登居仕居候ては、可盡力之仰にも違ひ、恐入候。其上同志輩より追々承候形勢實々切迫之儀に候。此上は當地にて盡力難相成候は、他所へ下り御沙汰之通可盡力候由申立、説得不相用、別紙之通書取



他出候に付段々相考候處、當地には不居候數に候。此上は無致方拾置候積に候。尤尊慮之處は七月六日御返答之外御賢考無之由に候處、右等之次第申上候共、別に示給候御事も不被爲在、深恐入候得共、下官十分説得候得共、先文之仕合候。寔以苦心仕候得共、打明申上候。官階無之庶子之儀に候得共、先達已來段々之次第も有之候間、一應殿下迄被仰上置給候は、畏入候。(中略)

八月十六日

野宮殿

忠能

右忠光十四日一封差副遣之。有深意故也。昨夜及深更、今朝進入之旨添口上。

廿七日辛丑、今日町觸之由にて中山家公達之由浪士を隨從、和州へ蜂起、代官五條を打、群起、雖勸説爲爲之間、萬人不可從由之觸也。依之按之、萬一忠光歟。仍甚斟酌、先日以來事々申入義絶可致哉。正三へ申入、近衛家、中川宮へ可被尋由申遣。(忠能卿記)

### 【三】天誅組の義舉

忠光上奏文

中山忠光は、何故に出奔したる乎、そは大和行幸を好機として、所謂る義兵を擧げんが爲めであつた。乃ち忠光の名によりて、其の幹部の一人たる三州刈谷の松本謙三郎(奎堂)が執筆したる上奏文は左の通りだ。

臣忠光謹而奉奏聞候。臣曩に不肖之身を以、叨に朝恩を辱し奉り、晨夕左右に昵近仕、殊遇を蒙候段、今更奉拜謝候も、恐入候次第と奉存候。

此れは忠光が侍從の職に在つたことを云ふ。

志討幕にあり

然に前年來海内騷擾、奸賊共逆威を振、恐多くも朝家を輕蔑仕候様子見受候より、臣不肖不堪憤懣、一旦跡を草野に匿し、必死を以、國家萬一之御報恩可仕心得に御座候處、天時未至、逆賊免誅、各々歸國仕候段、遺憾無申計候。

此れは初度の出奔に就て云ふ。彼の志は、攘夷よりも、寧ろその第一著として、討幕にあつたことが、此れにて分明だ。

義士召集の志

今日に至り候ては、大樹を始、一橋慶喜、松平春嶽等、何れも違勅之逆徒、速に征討之師を、御興し被遊候て可然義に候得共、何分朝廷には兵馬之御大權不被



爲在候故、叡慮之程御貫徹被遊兼候御事と奉存、臣實に不堪、悲泣、此上は邸内に罷在、偷安之中に日を送り候より、再草莽に潜匿仕、速に天下之義士を招集し、目に當り候奸徒を傍より誅戮仕、其人民をして、幕政之患苦を脱し、天朝之恩澤に歸向仕候様仕、數千之義民を募候て、御親征御迎に參上仕候半、

此れが彼が再度出奔の本志だ。

必死の決心

其節逆徒征伐仕候様被仰付候はゞ、臣必死を以、深く賊地に入、不日に渠魁之首を斬、闕下に獻候半と、皇祖天神に誓奉り、決心仕候義に御座候。

彼の今後に行はんと欲する所、實に此の如し。

逆徒放逐願

仰願くは、聖恩臣之微忠を御憐被遊、臣之義舉を御助被遊候はゞ、草々正議之諸藩士共御召に相成、逆徒より申上候儀、斷然御取用無之、速に錦旗を御建被遊、在京逆徒草々放逐被仰付候様、味死奉懇願候、臣忠光誠恐、誠惶頓首再拜。

以上の上奏文は、香だに忠光其人の志を明にしたるばかりでなく、所謂天誅組總體の志を明にしたるものと云ふも妨げない。

天誅組實行著手

抑も天誅組の謀主は、前記の松本謙三郎、土佐の郷士吉村寅太郎等にして、其の實行に著手したのは、八月十三日大和行幸の御沙汰の出でたるを機とし、之を中山忠光に説き、忠光は直ちに之に同意し、翌十四日を以て家を出で、親征派の領袖三條實美、東久世通禧、烏丸光徳に書を送りて、先づ大和を平定し、鳳輦を迎へ奉る可き旨を告げた。

今般御親征被仰出候に就ては、私共正義之者一同、今十四日當表發足、大和國へ發向仕、屹度御先鋒相勤度奉存候、萬一朝廷御大事之節者、何分御奉公筋被仰付度、此段奉願候、恐惶謹言。

來基同志

此れが三條等に與へたる書だ、而して同夜檄を飛ばして、同志を大佛方廣寺に集めた。その面々は、前記吉村寅太郎、松本謙三郎を首として、土佐の池内藏太、上田宗兒、那須信吾、安岡嘉助、島浪間、伊吹周吉、土居佐之助、田所勝次郎、安岡斧太郎、森下幾馬、前田繁馬、楠目清馬、鍋島米之助、島村省吾、澤村幸吉、三州刈谷の穴戸彌四郎、伊藤三彌、因州の磯崎寛、石川一、筑前の吉田重藏、肥後の竹志田熊雄、肥前島



來集面々の決心

原の尾崎濤五郎、保母健、常陸下館の澁谷伊豫作、久留米の鶴田陶司、酒井傳次郎、小川佐吉、中垣健太郎、荒卷羊三郎、江頭種八、半田門吉等三十四人であつた。當時來集の面々が、如何なる決心であつたかは、吉村寅太郎の同日附家書が、能く之を語つてゐる。

兩度の尊書、難有拜見仕候。仰の趣承知仕候得共、人に後れ候ては、家を捨て、國を去り候申譯無御座と奉存、此度天朝の御爲め、中山公を大將として、義兵を揚げ候間、追て御承悦可被仰付、何卒人を御恨み被遊問敷、御機嫌能く、千年も萬年も御長壽の程、只々祈上申候。久萬彌をば、文武出精仕候様、不斷御教諭希上候。出陣がけ右而已申殘候、恐惶百拜。

八月十四日

御 母 上様

寅 太 郎

今日の出立には、黒革の甲に、銀の筋金入の兜、半月の前立、五枚シヨ、赤地の

那須信吾の家信

錦小袴、猩々緋の陣羽織著し、鐵砲二十五の早付け、家來正一郎には、八尺の槍爲持、四貫目木砲九挺に、大挑燈十張、弓張三十、各大藩の紋付け、爲持候。勝利可レ知なり。

吉村は實に一死を決して、義舉の途に上つた。尙ほ彼と同郷の志士にして、前きに反對黨の首領吉田東洋を殺し、身を京都の薩邸に匿したる那須信吾は、八月十四日附にて、其の在國の養父那須俊平に當て、書を送り、其中に、  
此度天下之有志を募り合ひ、義兵を舉げ、徳川譜代不尊王之大名を討取り、御親征之手初を仕る事に決し、誠に好機會故、明日出陣の積りにて、今日薩邸都合能く脱走仕候間、乍憚左様御安意奉願候。  
の一句がある。亦以て彼等の決心如何を知る可きであらう。



### 【一四】舟中の軍令狀

同志大阪  
に下る

天誅組の面々は、同勢三十八人、愈よ八月十四日の夜、京都大佛より伏見に抵り、舟路大阪に下り、十五日八軒家に著し、江戸堀常安橋の船宿阪田屋に入った。甲冑兵器之類は、兼てより吉村寅太郎窃に取調へたることなれば、同夜(十四日)直に淀に積込み、各大坂へ進發すとは、同志の一人半田門吉が大和日記に記せし通りにて、此れを見ても吉村其人が、重なる謀主の一人であつたことが判知る。

急に河内  
に赴く

十五日 四つ時(午前十時)前後總勢、追々大坂土佐堀常安橋に著船、阪田屋と申宿屋に於て支度を調へ、夫より玉薬、早合の類相揃、早船二艘を借り受け、夕刻に都て乗組、相唱曰、急御用の筋有之、長州下之關表へ勅使を差立らるゝ、先手として、罷越に付、早々出帆致べしと嚴重に船頭へ申聞せ、暮前出帆、天保山の下に至る頃、俄に泉州堺表へ御用有之、急に同所へ船を著すべしと申聞け、彼方へ船を向ると順風に眞帆を揚げ、二艘を繋ぎ合て、其走こと矢の如し。船

中に於て、同志中盟て天下の爲に死すべしとて、各髪を切て海中に投じ、もどりを結びわかねずして、後に振紊し、實に勇壯の有様なり。夜半過る頃既に堺へ著船上陸、各甲冑を帶し、宿屋に命じて、飯を食ひ、直に河内をさして發向す。(大和日記)

同夜は宛も中秋の明月にて、舟中幹部の一人、松本謙三郎は、

追風に月のいざよふまも待たず

と口吟すれば、主將の中山忠光は、

はやのりぬけよ木津川の口

と應じ、船が川口を出づるや、忠光は左の軍令狀を、同志に示した。

軍令狀本  
文

一 此舉元來武家の暴政、夷狄の猖獗によりて、庶民の艱苦限なく候を、深く宸襟を惱され候事、傍觀に堪へず、止事を得ざる所なれば、假令敵地の賊民といへ共、本來御民の事なれば、亂暴狼藉、貨財を貪り、婦女を奸淫し、猥りに神社、堂宇等放火致し、私に降人を殺すこと有之間敷事。



毎朝神宮  
宮城遙拜

- 一 軍事は號令嚴ならざれば、一軍の勝負にかゝはり候間、忠孝の本道に遵ふ所は、聊か違背あるべからず、若違背する者は、軍中の刑法歩を移さずといふ事、兼て心得可申事。
- 一 恐多き事に候得共、諸軍兵毎朝伊勢大神宮並に京都禁裡御所に向ひ、遙拜致し、報效の一點私心不挾候段、可奉誓事。
- 一 火の元用心第一に可致、夜八つ時(午前二時)以後は、諸小屋共、火を消し可申、但鐵砲隊長の所にては、火繩の用意格別の事。
- 一 合圖は出陣の度毎變り候故、總裁職より差圖致し候條、別言と交らざる様心掛専用之事。
- 一 行軍中又戰場にては、たとひ數歩の内に、大利大害有之候共、鼓に進み、貝に止まり、鐘に退く約束堅く相守り、猥に動搖不可有候事。
- 一 武器並に衣食等は、自他亂雜無之様、取始末第一の事。
- 一 陣中私用にて、他の小屋へ往來すべからざる事。

敵地往來  
の嚴禁

功を私せ  
ず

- 一 陣中喧嘩口論酒狂放歌等、總じて高聲談話等不可致候事。
- 一 敵の強さ、味方の不利を談じ、兵卒の氣をくじき候儀致す間敷事。
- 一 戰場に於て、假令私の遺恨有とも、見捨申間敷、元より味方の勝負に拘はり候へば、可爲嚴科事。
- 一 敵地往來は勿論、我親族たりとも、私に文通致し候儀、堅く禁制たるべし。若敵中より書狀指越候はゞ、封の儘其部將共に見せ、監察方にて開封の上、事實密に言上可致事。
- 一 進退言語、互に禮節を守り、僭上不敬、我意を推立、功を争ひ、名を競ひ、不和を生じ、果し合等致し候儀は、其害其罪、賊に準ずべし。
- 右の條々堅く相守可申候。此外敵に利有て味方に害ある事致し候はゞ、其罪不可藉者也。
- 一 心公平無私、土地を得ては天朝に歸し、功あれば神德に歸し、功を私する事あるべからず。我等若此儀に違ひ候はゞ、則皇祖天神の冥罪を蒙り、民人親



族共に放れん。汝等若此儀に違ひて、私する所有之に於ては、又兇徒に異なる事なし。神典皇謨に依て、忽に天罰を行はん。汝等宜敷此儀を存じ、其罪を犯す事勿れ。此に皇祖天神に誓ひ、將軍士卒に告ぐ。

此れが舟中の規約であつた。而して一同踴躍、之を遵奉するを誓ひ、鬚を切りて海に投じ、而して船首を、吉村の指揮に従ひ、堺港の方向に轉せしめ、十六日早曉には堺へ上陸したことは、前記の通りだ。

【一五】 天誅組の手始め

狭山藩に  
大義を宣  
す

天誅組の面々は、文久三年八月十六日拂曉堺に上陸し、武装整々、隊伍を組んで出發し、奈良街道を口筋に出で、高野街道より河内に入り、南河内狭山の法恩寺に小憩し、吉村寅太郎、磯崎寛を使者として、狭山藩主北條氏恭に遣はし、大義

を宣べしめた。

狭山藩家  
老出迎へ

十六日 四つ時(午前十時)頃河内國狭山へ著す。寺院に陣取り領主北條相模守へ、吉村寅太郎、磯崎寛を使者として差遣され、相模守へ、逢れ度旨申入る。相模守病氣の趣を以て、家老兩人罷出で、中山卿に謁す。卿の曰、方今時勢切迫既に恐多くも御親征仰出されたり。依之此方大和路に於て義兵を募り、奉迎。鳳輦度、先達參れり。早々相模守義出陣相應候様有之度、返答之儀は、今夜富田林郷士水郡善之助方へ止宿致の間、伺處へ返答申出可く旨仰せ聞られ、總勢支度取調へ、晝頃進發、水郡宅へは八つ時(午後二時)頃著陣、同所にて菊の御紋を打たる旗一旒、同く幟一本拵へ、夜半過に大將軍(中山忠光)御馬上、陣太鼓にて出陣す。同所より水郡善之助、同榮太郎十三歳、備中の産内田新兵衛御供す。同所へ狭山家老兩人罷出、天子御親征之節は、何時にても御用相勤可き段返答申來る。(大和日記)

狭山藩主北條氏恭は、僅か一萬石の小藩主なれば、障らぬ神に祟なしとの諺通



菊御紋旗  
を翻す

りに、甘くも中山忠光の申し入を、風に柳の態度で受入れた。  
同十七日 曉八つ時(午前二時)過三日市驛本陣へ著す。夜明過迄休息、五つ時  
(午前八時)出陣、觀心寺へ晝前著す。後村上天皇の陵、並に楠公の首塚を拜せら  
れ、此にて初めて菊の御紋の旗を翻しける。觀心寺より勤王の印迄とて、甲冑  
一領献上す。備前藤本眞金、並に家來福良元吉此より御供す。

忠光に觀心寺より献上したる緋威の鎧は、楠公所用の品と稱するもの、忠光の  
得意想ふ可しだ。將た藤本眞金は津之助と稱し、鐵石又は鐵寒子と號す。吉村、松  
本と與に、大和義舉幹部の一人である。

五條代官  
陣屋に押  
掛く

八つ時(午後二時)頃出陣す。千早を経て、大和河内堺の山上に陣取り、大和の國  
五條代官を遙に見下し、代官鈴木源内は、幕の姦吏にて、是迄有志の妨をなせ  
し者故、血祭の爲め討て潰すべしと、山上に於て軍議を定め、備を立、直に馳下  
り、夕七つ時頃館へ不意に押寄せ、姦物鈴木源内討手として、勤王の輩向ふた  
りと聲々に呼はりけり。劍砲隊長池内藏太は、其組引連、表門より左手の裏へ

代官鈴木  
打留

廻りて砲發す。和砲隊の長半田門吉は、其組引連れ、表門より右手に廻りて砲  
發す。孰れも空砲にして、勢ひに乗ずるの爲め、閩の聲をぞ揚げたりける。槍隊  
の吉村寅太郎、上田宗兒は、槍組引連、表門より無二無三に亂入せり。大將軍(忠  
光)は表門前に御馬を控へられたり。上田頻りに進んで鈴木源内を捕へ、傍よ  
り島浪間是を切て打留たりと、兩人大音に呼はる。其外手代元締の類長谷川  
泰助、木村祐藏、高橋某今一人を安岡斧太郎、池内藏太、田所勝次郎、森下幾馬討  
留たり。田所は少々手痠を負ひける。其上にて總勢入込、金銀家財を取納て、衣  
服の類は貧民に與へ、夜中館に放火し、櫻井寺を本陣と定め、同所へ總勢引揚  
げたり。此時和州の有志、乾十郎、井澤宜安、平岡久兵衛(平岡鳩平後の北畠治房)、  
原田清一郎、伴林六郎、林豹吉郎馳加はる。

代官陣屋  
人の模  
様の

尙ほ五條村役人總代年寄治兵衛が、奈良奉行へ届け出でたる書類は、能く當時  
の有様を語りてゐる。

亥八月十七日晝、七つ時頃(午後四時)、河州千早峠より大將は中山侍從公の由



にて、年齢廿歳計り(十九)色白く中脊之御方、薄化粧に鐵漿を付、身には緋威の鎧、並に鍬形打たる兜を著し、馬に打乗り、其外浪士のもの都合共勢七八十計り、其内三四十人計は甲冑或は鎖帷子著込を著し、弓鐵砲鎗長刀の拔身を提げ、菊御紋之旗印を建て、當地(五)入口北岡村より二手に相分れ候と相見え、五條御陣屋表御門前より鐵砲を打込み、御門塀を相崩し、一同乗込み、御代官鈴木源内様並に同所手代元々役長谷川岱助様、御侍伊東三良様、御用人黒澤儀助様、並に按摩嘉吉等都合五人の首を討取、御手代木村祐治郎様は、重手を負ひ、隣村大島村領に逃込相倒れ居候を、翌朝同村より訴出候に付、浪士兩人罷出、これまた首を取歸り、右鈴木様御内室並に御手代の梅田又三良御夫婦、近藤米太郎様、矢崎信太郎様、御足輕兩人、小もの兩人召歸候、尤も右浪士之内、藤本眞金と申す人、右陣屋騒動中、當地櫻井寺へ罷越、本陣に借受け度旨被申聞候へ共、住僧は他行中に付、所役人呼出に相成候へ共、右騒動に恐怖致し、何れも逃去、居合不申候處、若當所のもの不能越候は、逸々誅伐可致旨被申

櫻井寺押

陣屋焼拂

威候間、無是非町内より兩三人罷出候處、何分土地のもの呼寄、今晚當寺にて一宿可致に付、兵糧その外支度の手當可致様申候に付、無是非村人共呼寄、食事手當いたし候處、右浪士一同、御陣屋より一先櫻井寺へ引取候上、所役人並に詰合のものを呼寄、右御陣屋焼拂可申間、諸書物類所役人より村人足を以持出、鞍と取締置候様、尙又陣屋内諸道具衣類等も成丈持出、三ヶ村人口に分け差遣し可申旨被申付、即浪士のもの罷越、御陣屋内の武器類は、不殘櫻井寺へ持歸り、右書物並に諸品等荒々五條村講御堂に持出候處、最早浪士より右御陣屋へ放火いたし、浪士のもの拔身を以て、人數見廻り、誰一人消防仕候ものは可伐殺體に付、乍見焼失仕候。此れにて一切瞭然だ。



### 【一六】天誅組の諸布達

天誅組揚示

鈴木源内以下五人の首を梟し、左の如く揭示をした。

此者共近來遠勅の幕府の逆意を受け、専ら有志の者を押付け、朝廷を幕府同様に心得、僅か三百年以來の恩義を唱へ、開闢以來の天恩を忘却せしめ、然も是が爲めに皇國を辱かしめ、夷狄の助となることを辨へず、且收斂の罪も少からず、罪科甚大なり、之に依て誅戮を加ふる者也。

村中高札

尙ほ村中の辻には左の如き高札を建てた。

一 皇祖天神天地を開き、萬生を生じ給ひしより以來、爲皇孫天地を總制し給ふ所なり、即皇帝は天地の大宗たり、此故に萬民と云へ共庶子裔孫なれば、神は祖なり、先祖あらん限りは、臣子なり、則先祖に事ふる如く仕へ奉れば、忠孝一たる所疑なき者なり、士民主家有之者も、君家の臣にして、主家の従なり、故に衣冠有之者は皆天朝之所授明白なり、此君臣主従之分を辨へ、士民銘々

其職業を勵み、祭祀を助け、藩屏として、天恩に報ひ奉るべし、是則天人一致之大道日夜敬ひ奉るべき也。

八月

此れは所謂る皇室中心主義を宣明したるもの、亦た以て當時の思潮如何をとするに足る。

村役人へ達し

又た村役人を呼出して、左の如く相ひ達した。

一 今般此表發向の趣意は、近來攘夷被仰出候得共、土地人民を預り候者共、己之驕奢之爲、御民を害し候上、却て攘夷之叡慮を妨ぐる族多く、且近日御親征被仰出候調之ために候、既に當地代官鈴木源内は、尤其甚敷者故、加誅戮候處、此後五條支配之分、天朝御直之御民に候間、神明を敬し、君主を重んじ、御國體を可致拜承候、此度本に歸候御祝儀として、今年の御年貢是迄之半通御免被成候、向後諸事手輕にいたし遣度候得共、尙奏聞之上可致沙汰候事、右之通小民に至迄、不洩様爲申聞、難有拜戴可致忠勤候。



八月十八日

陣屋役人への達し

即ち當年度年貢半減の仁政を敷きたるもの。

又た五條陣屋に附屬する士人等に向つては、左の如く相ひ達した。

一 近年洋夷渡來以後、皇國之不可屈、不可辱之儀を、深被爲思召、被爲惱宸襟候處、土地人民を奉預候諸大名といへ共、耳如不聽、目如不瞻、元來藩屏たるべき之義理を忘却し、却て違勅之奸邪に組し、追追洋夷之術中に陥り、己れ皇國之蠢蟲、夷狄之奴隸たるを知らず、歎敷事に候。此度大和國行幸、神武帝陵、春日社に於て、御親征御軍議被爲遊度と之事に候得ども、猶奉妨族も有之、實に奉恐入候御事に候。依之不堪、憤怒、義兵を召諭し、爲可奉迎鑾輿、此表へ令發向候。其許等、天朝は君なり、幕府は臣なり、君臣主從之大儀を於被存は、早會盟して可被定其謀、若於不預會盟は、不移時日可糺其罪なり。

此の如くして義徒を募集した。又た村民總代に向つて、

一 今般被仰候趣意天誅へ加度者在之候は、苗字帶刀御免被成下、其上五

村民總代に示達

石貳人扶持被下旨、其村取調可願出様被仰候間、小前末々に至迄不洩様右趣早々御達被成候事。

一 米穀困り候者有之ば、村役人より不念無之様篤と取調、過米等有之候はば、御買上に相成、代銀之義被爲下、且新米も出來候間、拂米致し候様被仰候間、御達申候事。

一 諸願筋有之候は、櫻井寺中山中將様被差控候上、被仰渡候間、是又御承知可被成事。

此の如く天誅組は、一舉にして五條代官を誅し、直ちに其の管内に向つて、臨時行政を敷き、愈よ進んで、大和御親征の急先鋒たる實效を擴大ならしめんと踴躍した。



## 第四章 天誅組各所に轉戰

### 【一七】青天の霹靂

意外にも大打撃は、天誅組の上に加へられた。それは八月十八日事件だ。彼等は御親征の先發隊のつもりにて、此の義舉を企てた。云はば御親征をして、有效に、且つ斷乎たる措置に出でしめん爲めに、自から其魁を爲したるものだ。然るに今や時局一變、大和行幸は中止せられ、尊攘主義の領袖、親征派の筆頭たる三條實美を首として、七卿は防長に去つた。此れは彼等天誅組に取りては、正しく青天の霹靂であるに相違あるまい。

内原代官  
宅打潰し

同十八日より十九日迄、櫻井寺へ御滯陣。

鈴木源内初め五人の首を五條町はづれに梟首し、其罪を札に顯したり。夫より庄屋村役人等悉く呼出し、幕府を討べき趣意を申聞せ、天朝の御爲、忠を盡



すべき人の道を教へ、制度を定め、制札を改め、當秋の年貢を半高に免許し、人民を安じ、旗差物其外兵具等大略調へける。五條近邊三在の代官内原庄司と云ふ者姦物に付、是にも押寄せし所、早逃去て居ざる故、居室を打潰し、家財を取納め、米六十俵を得たり。

京都變報  
到る

斯る仕事に取り紛れつゝある間に、

然る處京師有志の人より大變告來る。昨十八日曉天に中川宮、一條殿、二條殿、徳大寺殿、薩州、因州、會津等姦計を企て、俄に有栖川宮へ發砲し、不意に御所へ押入り、恐ながら天子を擁し奉り、戎衣の兵士を以て六門を堅め、御親征を妨げ奉り、讒説を以て長州を退け、三條殿、西三條殿、東久世殿、錦小路殿、壬生殿、澤殿等、七卿迄、長州表へ亡命遊ばされし由、實に以て天下の大變、此上なしとのことなり。

以上の所記は事實聊か正確を缺くも、如何に此の一報が、大打撃を天誅組の心理上に及ぼしたるかは、此れによりてトす可しだ。

十津川郷  
士募集の  
計

爰に於て諸有志大に愕然たり、兼てより姦徒御親征を妨げ奉らんとは、先見も有つれど、斯までとは思ひも由らず、去りとして今更詮方なし。此上は十津川の郷士を募り、益軍威を張るにしくことなしと、専ら其手段に及べり。

平野暴發  
差留

此れが餘儀なき策であつた。

然處京師より筑前平野次郎學習院の命を以て、暴發差留に來る。然處早跡のことにて、一夜泊りにて又京師に歸る。尤鶴田陶司中山卿(忠光)より學習院への御上書持參し、平野一同京師へ遣はすと雖も、既に姦黨の政と相成居り、中、上書杯相納可き形勢にも無之故、空敷歸來る。

同志益々  
加はる

事此に至れば如何とも成し難し。

右平野來りし折、武州安積五郎、江州池田謙次郎、河内三浦主馬等京師より來る。水戸藩岡見留次郎、大和高取安田鐵藏、江戸産西田仁兵衛、大和橋本若狹並同志二十人同原田龜太郎等追々馳加はる。

此の如く大打撃を受けつゝも、騎虎の勢、固より中止す可きでない。斯くて味方



には追々同勢が馳せ加はることとなつた。

天の川を  
本據とす

同廿日、五條館留守として、池内藏太、安積五郎、水郡善之助父子、荒卷羊三郎、磯崎寛等六七人残し置き、四つ時より(午後十時比)御出陣、十津川差して發向す。同夜坂本へ御宿陣。

二十一日より二十四日迄、天の川辻へ御滞陣。

坂本より十八町手前、天の川村の内、辻と云ふ所、四方絶壁の如く、要害寔に堅固なれば、坂本より同所へ御引返し、御本陣と定められ、同所より十津川郷士募りの爲め、吉村虎太郎、保母健三命を受て、十津川へ罷越し、一兩日を経て歸る。追々十津川勢出陣に及びしなり。

高取藩に  
兵馬を領す

十津川勢が實に天誅組に取りては、頼みの綱であつた。

一 那須信五、高取城主植村駿河守へ使者として罷越す。此節勤王の義兵入用の爲、鞍置馬二匹、米百石、鐵砲百挺、槍百筋、甲冑百領、大小百腰獻納致す可く様との御使者なり。駿河守小藩のことにて、右の通の獻納出來兼馬二匹、鐵砲

三十挺、鎗三十筋獻納に及べり。米の儀は、追々百石高獻米仕可き段、受書を以て差出せり。

植村駿河守は、參河武士、徳川家譜代の大名、二萬五千石、大和高市郡高取の城主だ。自から云ふ通りの小藩である。然も此の高取がやがて天誅組の運命を試す難場となつて來た。

### 【二八】大計齟齬、高取城攻撃に決す

中山忠光等は、八月廿一日より廿四日迄、天の川村の内、辻に滞陣した。那須信吾を高取城に遣はし、武器兵糧を徵發したるは、其際であつた。又た、

高野山へ  
の同心申  
入れ

一 紀州高野山へ上田宗兒、土居佐之助、尾崎濤五郎御使者として罷越し、義兵の味方致し、忠を盡すべき旨申入れ、一山屹徒御味方申上度、他日何れの



方より彼是申來候共、決して二心なく、永く御味方仕度との返答なり、其後彼方よりも天の辻へ使者差越し、獻上物等致たり。

十津川農兵千二百

一 十津川より野崎主計、田中主馬藏、鈴木鏡之進、丸谷幸之助、人數引連れ、追馳加はる。中丈之助、沼田京造、乾政右衛門、深瀬繁理、中垣郭之進等も追々來る。農兵引率せり、其勢千二百人。

一 十津川姦物玉堀爲之進、河内の姦物土田主殿兩人召捕、天の辻に於て誅戮し、罪狀を記て、梟首に行ひけり。

士氣頓挫

十津川の郷士も、農兵を相率ゐて來り投じ——千二百人とは、果して精確の數であつた乎、否乎は、姑らく措き——天誅組の勢ひ、頗る振うたが、其の當初の目的は、全く畫餅となつたから、彼等の士氣が沮喪と云はざる迄も、頓挫したることとは間違ない。彼等當初の計企は、八月十七日附、即ち五條代官役所襲撃の當日、中山忠光が、三條其他に與へたる一書が、能く之を言ひ盡してゐる。

中山三條宛狀

時勢切迫に付、不能面罄、一紙申上殘候、幕府違勅以來數十日に及候得共、兎角

罪科御糺之御沙汰も無之内、悖逆之書付等差上、其外奉輕蔑朝家候次第非一、右に付拙者不堪憤怒思立候儀有之、既に發程可致之處、御親征御沙汰被仰出、御同様大慶仕候、然に兵は神速を貴候儀、即日風聲を御進相成候様ならでは、決して相成不申、御因循有之候内、必然奸徒より妨仕候歟、又は攘夷致候などの説を以欺候は相違無之候、依之御延引等相成候は、切角之機會を失し可申候。右等議論致候も無用に候間、實效を以入御覽候諸君にも必死御盡力四五日内行幸相成候様可被成候、拙者も義徒を募り、南都迄御迎に參上可仕候。此儀誓神明相違無之候間、速に御決可被成候、若期限を過候は、神州陸沈之罪、諸君に歸し可申、一寸も御油斷無之様致度候、草々頓首。

八月十七日

忠

光

三條 中納言殿

大藏 卿殿(豊岡隨責)

第四章 一八 大計組、高取城攻撃に決す



東久世少將殿  
烏丸侍從殿

死物狂ひ

此書は松本謙三郎の起草であつたと傳へてゐる。何れにもせよ、彼等は風釐の先驅者のつもりであつたが、風釐は來らなくなつた。彼等は三條等同志の風釐を護して來る可く期待してゐたが、三條等は長州へ奔つた。彼等の當ては全く外れたのだ。されば如何に彼等は幕吏の血祭りに於て成功したるも、其氣餒へざるを得ざるものがあつた。されば此上は死物狂ひにて、やる丈の事をやるの外はなかつた。此の如くして遂ひに高取城の襲撃は出で來つた。

征討軍發  
向の嚮

同廿五日、總軍凡一千五百人御引率、五條へ出陣、夕刻櫻井寺御本陣へ入らせられし處、京師より中川宮の命令を以て、紀州郡山、高取の軍勢押寄來るとの風聞、既に五所と申す處迄出陣との注進によつて、同夕暮に掛り、俄に吉野川原に勢揃へ、鎗砲共に二十五人宛に一人長を置き、備を立て、陣列整々として旌旗夜風に翻り、さもいさぎよくぞ見えにける。

五所に向  
ふ

最早天誅組討伐の軍勢が押し寄せるとの風聞が傳つた。此に於て天誅組は、俄かに之に應戰の準備を整へた。

然るに五條は平地に人家有て要害極めて悪しく、敵に寄せられては難義の地形なり。此方より逆寄せんにはと、夫より一番、二番、三番、四番は旗本、六番、七番、八番と段々に繰り出し、總軍五所の様に押行き、道にて高取の間者一人を捕へ、直に進み、道法五十町計にして、重坂峠に至り、陣を布き、右の間者を詰問に及びしなり。同人儀は高取にて、小性頭を勤し士の由、頃日頻に籠城の用意而已と申迄にて、敵勢寄來る趣は、自狀に及ばず。故に先達て受書迄差出したる獻米百石、此方より請取に遣はすと雖も、一圓不納は何事ぞやと、嚴敷詰問すれば、京都所司代より差留來りしとの噂にて、一棘のことは輕き者にて不存旨申出、一圓白狀不致、中々死を決して大丈夫の風情に見えければ、速に首を刎て、總軍兵糧をつかひ、峠と申す驛まで進み、敵の事情探索に及びし所、御所へは敵一人も之なく、高取へつぼみしと迄の噂にて相分らず、就ては高取

高取攻略  
の計



の儀、先達て獻米受取に遣はすと雖も、納めざるのみならず、京師の變を聞とひとしく俄に變心、剩へ賊軍に應じ、籠城の支度致し、却て此方へ押寄する結構之れ有る趣に付、速に同所へ押寄せ、一戰致す可しとて、軍議既に決せし所、早夜も明なんとして、軍卒大に勞れける故、暫く總軍休息ぞ致しける。此の如くして愈よ高取城攻撃の軍議は相ひ決した。

### 【一九】高取城攻撃の失敗

高取押寄

愈よ八月廿六日に、高取城の攻撃は開始せられた。

同廿六日、六つ時過(午前六時過)總軍進發、道法五十町程、高取の城下入口に押寄る(原注、城は山上にあり、城より五十町下に土佐と申す處に館あり。常には駿河守是に住す。此所に家中町あつて、城下と申すなり)。彼方にては備あつて、頻に大砲小

朝廷紀州  
藩の達

崩潰退却

吉村等の  
奮戦

砲打掛ける。味方の先手鐵炮つるべ掛て打放し、敵勢兩三人討斃し、煙の下より進め進めと大將軍(中山忠光)下知し玉へども、一筋の小道にて敵は小高き所に居り、進み兼て見えたる所に、敵より打出す破裂丸に驚き、十津川の農兵崩れ立、一人即死、一兩人手負、我一にと引退く。頭的面々大に制すと雖も、止ること能はず、先手に進みし酒井傳次郎甲を百目玉にて打碎かれ、何分味方の足場悪敷、備崩て見えければ、敵頻に関の聲を揚る。味方も関を合て、急におめて、二手に分れ、總軍五條へ靜々と引揚たり。夫より夜に掛て、天の辻本陣まで引揚る。尤も先陣の兵は、三在の近邊、山々三ヶ所へ備を立て引退きけり。此の如くして高取城の攻撃は、空しく失敗に歸して退陣した。同夜吉村虎太郎、中垣謙太郎、小川佐吉三人、味方の言甲斐なく引退しを、無念に思ひ、死を決して書置を残し、三在より取て返し、御所にて酒店に立寄り、同勢別れの盃を廻し、拔魁けして土佐へ進む。十津川勢凡二十餘人引率しけるが、道にて一人二人と落失、纔に上下十三人、燒草を背負ひ、火繩を袖に藏して



吉村杉野  
打合

竊に忍び寄り、既に町内に進みし所、計らずも敵の夜廻りと覺しき者五六十人に出會たり。大將一人馬上挑灯を燈せり。吉村之を見て能き敵ござんなれと、槍を揚げてぐざと突たり、突かれて馬よりどつと落る處を、三槍まで突留たり。此者は大和に名を得たる杉野奈良助とか申す、擊劍の達人にて、頗る勇氣の者なる由、突れながら太刀を振て吉村を討つこと三十餘太刀。然ども吉村丈夫の兜を戴き、二重小袖小手を著たる故、事ともせず、彼が弱るを見透し、既に首を搔んとする處、豈計んや、味方より打出す鐵砲二つ玉に横腹を七寸計り打ち通され、尻居にどうと倒る。杉野は立も起らず、其儘息絶えたり。是れ實に千秋の恨事。

吉村を擁  
して退く

此時中垣小川は槍を以て敵勢を追ひ散しけるが、吉村手負たりと聞て、放火する暇なく、一所に集り、吉村を介抱し、手を引、或は背負ひ、辛ふじて峠迄引退き、役人の宅にて泊り、翌日五條に駕籠にて引退き、療養を相加へ、腹中より玉一つ出、追々快く、命に氣遣なかりけり。

吉村家來  
の脱走

中心人物の一人たる吉村をして此の負傷せしめたるは、天誅組に取りて大なる不仕合であつた。

一 吉村が家來楠馬才次と申兩人、是迄剛の者と見えたるが、今日に至り、命やをしかりけん逃去て、行衛しれずになりけり。

人心測り難し。今更ながら赤穂義士の一味の面々中から、其の間際になりて、裏切者や、逃亡者が出で來つたことの不思議でなかつたことが判知る。

逃亡相繼  
ぐ

一 石川(二書市川に作る)清一郎夕刻より郡山探索と申立、五條を出たる儘にて、其後終に歸らず。伊藤三也も郡山へ罷り越し、是も歸らず。

味方の形勢が面白くなければ、追々と斯る徒輩も出で來る。

同廿七日、先陣の面々、昨夜五條へ泊陣せしもあり、和田へ宿陣の輩も之あり、追々天の辻へ引揚げ來る。

同廿八日、京師の基本崩れ、御親征も相止み、姦徒朝廷の政を恣にし、長州も退きし處にては、味方に應ずる者もなし、自然敵より味方へ朝敵の名を蒙らし

四國九州  
渡海の計



めんは必定なり。其時兵力を以て手を廣げんこと甚難し。併し是より十津川山中へ引籠、機を見て紀州新宮表を打破り、舟にて四國、九州へ渡海し、再度義兵を募りてこそ、然るべしとて、既に御決策に相成、同夕天の辻御發馬、長殿村御本陣へ御泊り。

此の如く退去の策を決して、中山忠光等は、何れも天の川村辻なる本陣を引き揚げた。

### 【110】天誅組追討の命令

紀州藩への達

京都に於ては、天誅組の警報に接し、八月二十日、紀州藩へ左の通り達した。

京都御用之由にて、諸士數十人河州狭山邊へ相越候に付、伺有之候得共、右様御用被仰付候儀は、一切無之候。早々鎮撫可有之候。一昨日脱走候堂上も有之

候間、何地へ罷越も難計、萬一罷越、如何體之儀申候共、必取敢無之、鎮靜候様可心得事。

津藩への達し

右は紀州以外外様、譜代の諸藩の若干へも達した。此れでは天誅組が、未だ大和へは打入らざる以前のこと、に過ぎない。尙ほ一昨日脱走の堂上云々とあるは、三條實美等を斥したるもの、更らに八月廿三日伊勢津藩主藤堂和泉守へ、左の通り達した。

頃日時勢に付、早速人數差登、神妙之儀御満足候。去十七日以來、於和州浪士之徒、亂暴之趣相聞候に付、松平甲斐守へ被仰付候得共、藤堂藩士、今度上京之内、早々下向鎮撫可有之、被仰出候事。

此處に松平甲斐守とあるは、郡山城主柳澤保申のことだ。

追討勅命

尙ほ朝廷よりは、紀伊中納言茂承、井伊掃部頭直憲、藤堂和泉守高潔、松平甲斐守保申に向け、追討の命を下され、京都守護職松平肥後守は、四藩に左の勅命を傳へた。



十津川郷士への示達

一按蜂起之趣、追々達天聞、嚴敷追討可致旨、以野宮宰相中將被仰出候事。斯くて八月廿七日に至りては、十津川郷士へ向け、左の如く達せられた。頃日於和州、中山侍従と名乗、勅命勅使、杯相唱、暴逆之徒有之趣相聞候。且先頃以來、從朝廷給祿候、十津川郷士中、多人數於途中被支、必至艱苦之由候。爲勅使中山侍従、杯と申候人、被差下候儀、一切無之候間、其心得を以て、右郷士何様共相通、早々可有上京御沙汰候事。

此れは十津川郷士が中山忠光等の義舉に與したるを招撫の爲めと察せらるる。

郡代への示達

尙又八月廿八日附にて、小堀數馬へ、左の通り達した。

河州若江郡八尾座村 深太郎

右之者從先年國家之御爲を存、硝石多分貯蓄之由聞及、頃日和州に集合候逆賊致所望候、由風聞候、折角多年皇國之御用にと貯蓄、至唯今被奪取候ては、無益之儀候間、早々悉朝廷へ献上可有之候旨、可申渡事。

小堀は同所の郡代だ、更らに武家傳奏野宮定功の手録に曰く、

八月廿八日和州亂暴之浪士追討之儀、紀伊藤堂、彦根、郡山等へ可申付守護職(松平容保)へ申渡、藤堂へは當役よりも以書取申達。

藤堂和泉守

藤堂氏への達

於和州亂暴之浪士鎮撫之儀、過日被仰出候處、猶亦追討之儀更被仰出候事。尤主人不及下向、精兵早々可差遣事。

此れにて見れば、朝廷でも天誅組追討には、多大の心配あつたことと察せらるる。而して九月一日に至りては、京都守護職松平容保へ、左の如く達せられた。

松平容保への達し

元中山侍従去五月出奔、官位共返上、祖父(其實は父中山忠能)以下義絶、當時庶人之身分候處、和州五條之一揆、中山中將或は中山侍従と名乗、無謀之所業有之由候得共、勅諭之旨相唱候故、斟酌致候者も有之哉に相聞候。當時稱官名候は、全偽名、且不憚朝權唱勅諭候段、國家之亂賊にて、朝廷より被仰付候者には一切無之候間、早々打取、鎮靜可有之、討手之面々へ不洩様可相達事。



津藩兵の  
發向

尙ほ當時の事情は、村井政禮日記を見れば、略ぼ推察するに足るものがある。  
八月廿四日……過日來追々注進、依之今晚從傳奏追討之事、藤堂和泉守、井伊掃部頭へ被仰付、藤堂家老同姓新七郎、今朝從京師直に千人餘にて大和地へ發向、其外守護職肥後守(松平容保)より紀州家、所司代より松平甲斐守、植村駿河守、片桐石見守、織田攝津守、同筑前守、永井信濃守、柳生但馬守等へ、和州鎮撫之事相達。

此の如く京都に於ては、大和附近の大小名に向つて追討の命を下し、速かに之を鎮定す可く督勵した。烏合の衆を以て、天下の兵を動かす、天誅組の志成らざるも、其の影響は決して少小では無かつた。

### 【二】大日川の戦

天誅組の  
志の困却

天誅組の警報が、京都へ傳はりたると同時に、追討の軍勢は、それぞれ手配をして薄り來り、且つ來りつゝある。本來烏合の衆である天誅組は、御親征の魁を心掛けたるもの、今更御親征は中止となり、その代りに討伐の軍勢を迎へねばならぬ始末、彼等の困却以て知る可しだ、彼等が紀州新宮表を打破り、舟にて四國九州へ渡り、再舉を謀る可しと評定したのも決して不思議のことではない。されど武士の意氣地、依然是迄本陣であつた天の辻に滞在して、容易に引退の命に應せざる面々も少なくなかつた。

勇士依然  
天の川に  
滞陣

同廿九日 長殿村御滞陣御決策の趣を以て、天の辻へ居残りたる先陣の輩、安積五郎、池内藏太、吉村虎太郎等數十人、其外河内勢等悉く引揚げ、早早御本陣へ歸る可しと仰遣されたれ共、敵追々押寄る趣相聞え、引退き難き旨にて命に應せず。

中山長殿  
發

同晦日 先陣の輩へ、重て御使者つかはされたれ共、引取ざる故、御旗本勢計にて、長殿村御發馬、風屋村へ御宿陣。



九月朔日 風屋村御滯陣、御川漁有けり。

同二日 武藏村御著。

大阪に出る計

同三日 武藏村より直に新宮表へ打出、四國九州へ渡海の御定論に有し處、天の辻へ河内勢を初め、有志の士大半居残り、和田、橋本、下市などの道筋へ手配り、出勢して相固め、賊軍追々迫り来る故、橋本の敵陣を放火して、敵を追散し、彼が旗を奪取り、或は下市口樺ノ木峠にて、橋本若狭同志の手勢を引連れ、敵と對陣、紙旗、篝火等の謀計を以て敵を却かし、毎度勝利の趣にて、一向武藏の方へ引取ざる故、流石に其を見捨て、御旗本計りにて、新宮へ打出ることも致し兼、止むことを得ず、五條の方より討破り、大坂の方へ攻登り、夫より四國へ渡海致す可しとの議なりけり。

天の川辻歸還

此の如く中山忠光の旗下のみ前進し、自餘の面々は尙ほ天の川辻に滯りて、敵兵と遂へ戦ひ、容易に来る可くも無かつたから、更らに方向を一轉し、五條から大阪へ打て出ることとなつた。斯くて九月六日には、中山忠光等も天の川辻へ

歸著した。

北曾木張陣

同六日、天の辻へ御著陣、然る處追々寄手紀州勢吹口(當貴村)より進む、藤堂勢五條へ本陣を構へ、和田口より押し寄る。井伊勢下市へ本陣を構へ、泥川(洞川)道より進み、其外郡山、高取など數千の大軍、所々へ屯陣罷在り、逆も急に打破らんこと六ヶ敷故に、天の辻より二里計北五條の方へ進み、ほくそぎ(北曾木)と云處、要害の地に因て、御本陣と定め、天の辻は後陣と定め、暫く對陣合戦し、敵を惱まし、其都合によつて打出んとの軍議にて、上田宗兒、半田門吉、十津川鎮撫義兵招募の命を蒙り罷越す。婦人小供は、安心して農事を助け、百姓は人夫の外、他を不願農事出精を勧め、郷士の勇者は、早々天の辻へ出陣の儀申聞せ、頻りに周旋せり。

設谷伊豫作補はる

一 藤堂家の義、兼て勤王の聞え有し處、今日に至り、如何に勤王致さるゝや、且つ頃日常表へ多勢出陣に及しは如何の故、何の爲にて有之や、且又五條表加増さるゝの趣相聞、幕府より加増になりしか、亦は天朝より下されしか、御



返答承り度旨、使者として澁谷伊豫作、藤堂の本陣へ先月廿九日より参りし處、藤堂勢之を受けて、何れ和泉守へ相伺ひ返答致べき旨申聞、酒食等差出し、もてなすに依て、澁谷心を許し眠る處を見透し、力士を以て縛して、澁谷を終に歸さず、實に藤堂家惡むべき仕業なり。

此の如くして天誅組も、今や愈よ袋の鼠同様、其の行動の自由さへも失ふ可く餘儀なくせられた。

大日川砲

同七日、御本陣ほくそぎ(北曾木)へ御移陣の筈にて繰出されしが、兼て此方より出陣せし大日川へ、藤堂勢押寄せ、頻に鐵砲を放つ。味方もこゝを詮度と鐵砲打出し、凡二時計揉合たり。安田鐵藏手疵を負ひ、敵は寄場惡くして即死四五人、手負四十四人、叶はずして引退く。右に付大將(中山忠光)はほくそぎ(北曾木)を止て、銀峰山へ御本陣を居られける。

河内勢退

一 吉田重藏、原田龜太郎、保母健、水郡善之助父子、田中楠之助、石川一、辻幾之助(原注、河内の人にて、大坂より御供)外に河内勢共に都合十七人、大日川合戦終

て直ちに亡命す。十津川奥に入込み、西山郷榎尾崎村深瀬和作、同義介等より獻上金を奪取、何方ともなく逃去けり。

被我死傷

愈よ天誅組も、それぞれ消解し始めた。尙又、敵は寄場惡しくして、即死四五人、手負四十四人」とあるも、九月九日附、藤堂方の報告には、敵味方之死傷は相分り不申候得共、味方損傷一人も無御座旨申越候」とあれば、何れとも判然し難い。但だ事實は双方とも交綏したものと見るが、穩當かも知れない。

九月五日十津川郷士へ達

去十七日於和州五條村亂暴之浪士追討之儀、武家へ被<sub>レ</sub>仰付候得共、餘黨十津川郷へ立入候由相聞候。追々時日相移候ては、國家の大害に可<sub>レ</sub>及候。十津川郷往古以來勤王の志情彌相勵盡力早々追討可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、御沙汰候事、(定功御手録)



### 【三】下市の夜襲

天誅組の  
隊味

實を云へば寄手と、天誅組とは、とても相撲にはならない。此方は烏合の衆、彼方は諸藩の兵、但だ諸藩の兵は、何れも臆病と云はずんば、用心深く、容易に進まな  
いが、此方は何と申しても死物狂ひだ。それに概ね地の利は此方に占めてゐる  
から、自然此方に勝味が多かつたのだ。

大日川引  
揚

同九日、井伊、藤堂軍勢四方より銀峰山を取巻き、眞黒く押寄せ、鐵砲打掛く。味  
方も手分け鐵砲打出し、こゝを詮度と防戦し、敵勢少々打取り、大將は小勢に  
て、迅速に大日川へ引揚らる。殘勢共防ぎければ、敵勢も追々退きけり。  
此處に大將とあるは、中山忠光だ。

井伊勢下  
市口押寄

一 下市口川岸と云所へ、井伊勢押寄す。橋本若狹、安岡嘉輔、小勢を以て防戦  
し、敵の物頭一兩人打墮したり。安岡鐵砲にて、手の裏を打通され、味方小勢に  
て防兼引退く。敵進て橋本若狹が居宅、及び丹生明神の社を放火して引退く。

井伊陣へ  
の夜襲

橋本若狹は丹生神社の神官だ。而して天誅組中錚々たる一人だ。

一 今日川岸の合戦味方勝利なかりし故、今夜井伊の本陣下市町を夜討し  
て、憤怒を散ずべしとて、森下儀之助、同幾馬、前田繁馬、田所勝次郎、伊吹終吉、島  
村省吾、島浪間、荒卷羊三郎、鶴田陶司、橋本若狹、權宮寺入道（天和の人）、楠目清馬、  
尾崎壽五郎、池田謙三郎、森下が郎等吉三郎、竝に十津川鐵砲の勢十人計り、都  
合三十餘人、快く酒など飲み、兵糧を遣ひ置き、闇夜に火を燈さず、竊に下市町  
へと忍寄たり。既に町口に到れば、敵番兵を張て、篝火を焚き、高挑灯にて、さも  
嚴重に控えたる處へ、思ひもよらず槍を上げて、不意に突入り、番人を突殺し、  
逃を追はず、町内も八ヶ所の番人追散し、八町程進み見れば、町内に橋あつて、  
向にも篝火を焚き、敵あると見えける故、橋引落さんとすれ共、落ざる故、橋の  
北方へ十津川勢を備へ、鐵砲込替込替頻に打せて向の勢を防ぎけり。有志の  
面々精神を勵し、こゝかしこと馳廻り、町家所々へ火を掛け、閤をどつとぞ揚  
たりける。晝の合戦に勞れ果、寢入たる敵共、狼狽騒ぎ、右や左と十方を失ひ、逃

井伊勢混  
亂



去るを突殺し、切倒し、或は猛火熾の中、又は煙の中に追込み、何れも思ふ儘に働きける中にも、森下が郎等吉三郎は、大力にして大斧を打振り、荒れ廻り、此處は井伊家來の本陣にて、家老其外士分大勢宿陣致ける、討留らるゝ者數知れず、或は牽出す馬を奪はれ討るゝも有り、物頭士分の輩物の具もせず、赤髯にて追詰られ、助け玉へと拜むも有り、甲冑兵器を奪れ、或は先祖傳來の差物、大阪陣の節、秋山何某の用ゐたる品など書記せるを打捨て、這々の體にて逃ると雖も、前は吉野川、後は山にて外に逃道なく、焼死する者も少なからず、味方大に勝利を得て速に引揚たり、此合戦に井伊家の家老討死せしとの説もあれど、其實不分明、味方は手負一人もなし。

此の夜討は近比ろ珍らしき成功であつた、尙ほ伴林光平が、南山蹈雲錄にも、左の通り記してゐる。

井伊勢を芋刺にす

九月十日の夜、下市なる彦賊を焼打にす、勇士十二人、河上の丹生明神職橋本若狹(原注、沈實、駿勇能使兵衆、以可爲一方之主將矣)等を案内にて、初夜過る頃

より谷底の間道を経て、下市の橋上に現れ出で、郡山勢の下淵へ砲發數聲して、(原注、下市へ應援の道を斷し也)、即ち下市の民家に放火する事四十五ヶ所、彦賊周章狼狽烟りの下より迷ひ出るを芋刺にせらるゝ者數をしらずといふ、夜もすがら銀峰山の御陣より火揚をながめて

吉野山峰の梢やいかならむ紅葉になりぬ谷の家むら

具足櫃十荷、各姓名名札付、中に陣羽織、平服、指物、前立物等、且大阪御陣所用、關原御陣所用など書記たる包紙、又家の系譜等取添て入たるを、其儘持歸りて、小荷駄奉行に附屬す。

以上の記事は、何れも味方に尤も有利なる書き振りにて、勿論割引の必要もあらうが、併しながら此の夜討は、確かに天誅組に取りては、成功であつたに相違なし。



【三】天誅組の方策屢ば變ず

十津川引  
緒決定

何を云ふにも多勢に無勢、天誅組は善く戦うたが、宛も袋の鼠同様、追々と追ひ詰められ、奥へ奥へと退去するばかりだ。

同十一日、大阪の方へ打出るの決策なれども、玉薬拂底唯一合戦程に相成り、止むことを得ず、一先十津川へ引籠るべしとの評議に相替り、天の辻へ御歸陣。

士氣愈々  
沮喪

此の如く最初は紀州新宮に赴き、それより四國、九州へ、海路にて向はんとしたるが、更らに方向を轉じて大阪の方へ打て出づるの策を定め、今や復た十津川引籠の事となつた。此の如く屢ば其の方向を轉換するも、固より餘儀なき事情に由つたが、然も轉換する毎に、味方の兵氣を沮喪したるは、是亦た餘儀なき次第であつた。

一 上田宗兒、半田門吉、十津川より歸る。

藤堂勢の  
書信

一 藤堂家より紙面來る、其大略に云、其御許方勤王の義は尤の事なれども、五條代官を打取り、山林に引籠、猥に干戈を動かし、人民を苦めらるゝの條、恐ながら宸襟を惱され、何分形に於ては、朝敵同様に付、早々降參に及びなば、京師向は如何様とも周旋の仕様も有之べく、左も之なきに於ては、勅命を蒙りたることなれば、不得、止攻潰し可申との趣意なり。且五條表加増の義は曾て無之との趣意なり。右に付此方より返答遣す。其大略は、當時京師姦徒政を恣にして、乍恐叡慮を矯るによりて、此方形に於ては如何にも來諭の如く朝敵同様にも見ゆれども、其實は勤王に紛れ無之、其方共形に於ては、勤王の様なれども、其實は朝敵なり。且朝廷と幕府の差別、君臣の理合、能く勘考し、速に勤王の實を盡さる可しとの返答なり。且此方より先達差越たる使者、澁谷伊豫作義如何の譯を以て歸さるやとの趣も書添たり。

天誅組返  
答

此れは寄手の藤堂勢との書簡の往復だ。加増云々の義は、五條方面が、今度藤堂家へ加増となりたりとの風聞あつた爲めに、天誅組から、それは朝廷よりの加



増乎幕府よりの加増乎と質問したるに對する返答だ、澁谷は天誅組の一人にて、曾て藤堂勢に使ひし、藤堂勢は彼に酒食を饗し、その睡眠に乗じて、彼を捕虜とした、乃ち其事を詰問したるものだ。

十津川龍  
望また絶

扱も愈よ十津川を、其の目的地と定めたが、その十津川さへも、油斷がならぬ事となつた、其の次第は左の如し。

同十四日、十津川郷士兼て京師に登り居たる者共の内十三人中川宮の命を蒙り罷歸り、風屋村より野崎主計、乾十郎を呼寄せ申開る趣は、中川宮より、十津川郷中の義、今度中山卿に隨ふに於ては、朝敵と相成、悉く滅亡に至る可し、唯今の内何となく中山卿十津川へ滯陣の義斷に及ばゞ、郷中兵火の苦も遁れ、無難に可有之旨仰聞けられしとの事の由、是を聞て野崎主計第一番に變心して居村へ逃て歸る、其外乾政右衛門、沼田京造、仲垣郭之進等を始め、郷士中悉く變心す、乾十郎は早速罷歸り、右の趣言上す、今は十津川に長居無益、速に南に向ひ、紀州路の内、新宮か、本宮、木の本、尾鷲、何れになり共出易き處に

討出んとの評議に決せり。

天の辻三  
面包圍

此の如くして又十津川滯陣の議を變じ、紀州路へ打て出るの計企を定めた、此の如く屢ば其の議を變ずるも、洵とに已むを得ざる障礙の生じたるが爲めだ、同十五日、天の辻に居残りたる味方纔に三十餘人、兵糧小荷駄等大概運び、既に引揚げんとする處、俄に紀州、藤堂、井伊の軍勢雲霞の如く、吹口、(富貴口)五條口、すだれ口(兼口)三方より鐵砲打掛、同時に押來る、味方五人八人宛手を分け、こゝを詮度と鐵砲打出、防戦し、吹口より押寄たる紀州勢の大將を、池内藏太打斃ける、依之此手の敵勢引退と雖も、五條口、すだれ口より頻に進み來り、味方小勢、小代口の道筋坂本を取切られては難義に付、味方より本陣に火を掛け、迅速に引取、同夜長殿村へ宿陣、大將軍(中山忠光)は未だ上の地へ御滯陣也、此の如く敵勢三方より押し寄せ來りたるが故に、今は愈よ天の辻の本陣に放火して引揚げた、此れからが倍す艱難は加はり來つた。



幕府布達書

先達以來一撥蜂起之儀に付、不被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>安<sub>レ</sub>宸<sub>レ</sub>懋<sub>レ</sub>、過日討手之儀被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>候得共、捷報無<sub>レ</sub>之、猶豫之形に相見、編以被<sub>レ</sub>留<sub>レ</sub>留<sub>レ</sub>候、策略之次第も可有<sub>レ</sub>之候得共、嚴重申付、寸刻も早く打取、鎮靜有<sub>レ</sub>之様、昨今再度以<sub>レ</sub>野宮宰相中將被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>候間、急々退治被<sub>レ</sub>達<sub>レ</sub>奏聞度候事。

九月四日

右之通於<sub>レ</sub>京都、紀伊殿、藤堂和泉守、井伊掃部頭、松平甲斐守へ、松平肥後守より相達候趣、達御聞候處、速に討取、奉<sub>レ</sub>安<sub>レ</sub>留<sub>レ</sub>留<sub>レ</sub>候様嚴重之所置可有<sub>レ</sub>之旨被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>候段、相達候間、右之趣爲<sub>レ</sub>心得<sub>レ</sub>向々へ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相達<sub>レ</sub>候。

九月十五日

〔世古延世雜記〕

〔二四〕伯母谷著陣

辛く活路を求む

北山郷に

袋の鼠は追々と其の逃路を搜索した。愈よ紀州路へ切り出さんと云はんよりは、寧ろ其の辛らき活路を求めて、其方便を廻らした。

同十九日より廿日、玉置山より本宮の方へ出る風情にして、昨日俄に此方への山道、晝夜兼行なり、大峰山へ暫く野宿す。全體十津川山中の險阻、未だ世上に見ざる處なり、就中此日の山中險阻云ふ可からず。空幽たる底の谷は、競々として目眩し、高く屏風の如く聳たる絶頂には、戦々として足進まず、見もなれぬ大木森々として梢の影暗く、霧深くして露を含み、白雲半腹に廻りて遠見すること能はず、或は倒れたる木道に塞がり、尖れたる岩石道に聳え、實に人跡の絶たる處、鳥獸の及ばざる所を漸くにして攀ち上り、たどり下たる者から、總勢大に疲れ、空腹を凌ぎて翌廿日夕刻北山郷中浦向村にぞ著ける。此れにて如何に難路であつたことが想像せらるゝ、斯くて彼等は愈よ紀州なる尾鷲口より其の活路を求めんとした。



紀州口を  
越したる

同廿一日、追々討出可きとて、紀州勢探索に及びし處、木の本、尾鷲、香の木等、何れも道筋の難所へ、大なる松柏を伐倒し、道路を差塞ぎ、兵卒を以て守り居る趣にて、小勢にては更に打出す可き處もなく、今は敵軍四方を遠卷して、實に籠鳥の有様なり。

此の如く紀州口は、全く逃路を絶たれて、云はゞ蟻の這出す可き餘地もなかつた。

河内經由  
攝津に至  
らんとす

然れども未だ精兵四十餘人、間道を微行し、敵支へなば討破て通んこと難きこと有まじと、橋本若狭は、大和の産にて、案内能く知たる者故、同人の嚮導に任せ、吉野の東を遙に回りにて、夫より河内に出で、攝津に至るの策に決し、同夜白川村に御宿陣。

此に至りて更らに議を變じて、河内に出で攝津に至るの方向に轉換した。斯く屢ば變換したるも、要するに其の逃路を斷れたるが爲めに、其の障礙の比較的少き點を見定めて、最後の運命を試みんとしたものであらう。

落伍者續  
出

斯る場合には、勿論多くの落伍者が出で来るものだ。十六日には、十津川の郷士田中主馬藏、前木鏡之進、丸谷幸之助三人は、何れも御供仕度旨にて相隨ふと云ふ殊勝振りであつたが、十八日には、右三人は、紀州地へ探索として罷出、終に歸らずとある。且又彼等三人ばかりでなく

一 平岡久兵衛(北畠治房)、伴林六郎、西田仁平先達てより北山郷より紀州に出るの道路探索に出たるが、白川(廿一日中山忠光等の宿陣)へ書を残し、北山郷よりの獻米を賣拂、金子少々携へ、残りの金子は、十津川郷士深瀬繁理に委細申含て渡置、逃去けり、伊勢より京へ出で、詰りは長州へ趣くとの書を残せり、深瀬は右の趣申達し、十津川へ歸りけり。

此れも恐らくは見切をつけて、一行と離れ、特別運動を企てたものであらう。扱て廿三日には、總勢愈よ出立のこととなつた。

同廿三日、曉七時(午前四時)御出陣の筈にて、人夫の義昨日より役人へ申付、手當に及び、昨夜より人足出夫致し、前鬼山へ罷越し、先頃より取集め置たる

人夫缺乏



獻米を取寄んと致けるが、藤堂勢出陣致居、中山卿の人足に出たるものは、一首刎る、此方の人足を勤むべしと嚴重申付たる趣にて、人足共大に恐れ、悉く逃去り、是を聞いて御本陣へ相詰居ける役人共初め一人も残らず、夜中に逃失せ、村中明家と相成しを、所々相尋、漸々七八人捕へ出しける處、先頃より病人頗多く、毎日駕籠十挺餘に及び甚難義に付、甲冑鐵砲其外荷物類大概捨置、家來の者共へ駕籠を昇せ、漸く五つ時(午前八時)頃出立せり。

同志の士さへ、銘々思々に運動するに際して、如何でか人夫や、村役人共の逃げ去らざる可き。

伯母谷著

右様人足を始め、村役人に至迄逃去たる義、如何にも不届に付、兵器荷物等を本陣の寺に取り集め、火を掛け、寺共に焼捨たり。此口の道も難所にて、伯母ヶ峠に於て日暮に及び、夜通しに雨天を凌ぎ、夜明迄に追々伯母が谷へ著せり。彼等の艱苦想ふ可し、然も此處にも尙ほ敵は待ち居た。彼等は今更ら後へ退く可き様もない。いざ此れからは進んで敵陣に向ふの他はあるまい。

## 第五章 天誅組の末路

### 〔二五〕 鷺家口の遭遇戦

口覺しき  
一日

九月廿四日は、天誅組に取りて、實に目覺ましき一日であつた。今や愈よ最後の運試しの時節が到來した。その顛末は、左の通りだ。

同廿四日、總軍暫く休息の内、敵情探索に及びし處、井伊勢是より一里計、和田と云處へ出張、昨夜士三人鐵砲の者七、八人、伯母谷迄參り、味方夜中同處に著陣の趣を聞付け、直に引返したる由相聞ゆる故、病人(負傷者のこと)吉村虎太郎、松本謙三郎、安岡斧太郎、安岡嘉助、小川佐吉等は駕籠にて後陣に引下り、精兵總て四十餘人、先陣に進み、五つ半時(午前九時)過に出陣、晝前和田へ著陣せしに、敵は之無くして人夫共夥敷出夫に及ける故、荷物等を持せ、後陣に繰下げ、總勢身輕に出立、和田を進み、七つ半時(午後五時)頃鷺家口一里半計り手前

和田著陣



に至る。此處の山路に、百姓兩人火を焚て居つるが、傍に蹲踞して、鷲家口より御迎に罷出たる由申出るに依て、同所へ敵出陣は無やと尋問せし處、私共は夜前より當所へ御待受け罷在、敵勢の都合は、一向存不申、併し先刻村方より注進には、今日井伊勢少々出張、村方七軒に宿致さるゝ由、然れども多勢の趣は承り不申候、何さま一人は御先へ歸り、村方にて何角用意御待受可仕申出、何分疑しき様子、敵の謀計なるやも計り難く、兩人共先へ歸ることは免さず、先手へ召連れ案内致させ進みける。

此の如く午前九時頃より進發し、終日行歩、漸く日暮に鷲家口に到着した。案の如く敵は天誅組を待受けてゐた。

鷲家口に  
圍まる

程なく鷲家口に差掛り、日も暮ければ、總勢天忠の二字を合詞と定め(原注)天忠の二字は、先頃より誰云となく、味方のことを天忠と云ふ、暗夜に火を燈さず、静まりて進み、山を回て川を越え、小高き所に至る頃、二手の敵、松明數多燈し連れ、味方の通來りし山道に押出せしが、早や味方通りし跡なるが故に、引返し

て、此方へ進み來る。又一手の敵山の下より頻りに砲發し、既に四方を取巻、味方死地に陥りけり。

空撃開始

此の如く天誅組は、最早敵兵に包圍せられた。

猶靜りて聲をも立ず、敵の様子を見るに、暗さはくらし、敵の多少も知れざれども、眼下に見おろし、十町と覺しき所、敵の陣所と見え、篝火所々に見えければ、今は突戰にしくことなしと俄に山を馳おろし、岡を作て、早討出で見れば、井伊家先勢の陣所にて、諸方へ繰り出したる跡なれば、其勢少しと雖も、六、七、十人鐵砲を構て控へたり。

此の如くして愈よ接戰となつた。

井伊陣斬  
抜け

何の猶豫も有らばこそ、無二無三に突入し、その間繼に二三間、敵砲發すれども當らず。早突入ければ、敵兵散々逃るを追捨て、向ふに馳通れば、又井伊家の陣所一个所あり、此所にも敵兵鐵砲を備へばらばらと打出す。味方一兩人討斃さるゝも顧みず、我一にと突破る。敵も槍を以て向ひ戦ふ。此時味方の前勢



は何方にて戦けるか居合せず、御旗本(中山忠光旗下)の面々、槍刀を打振、大に働く、其内敵三人槍を並べて突かゝるを、半田門吉(此日記の作者)同く槍にて横へなぐれば二人は逃去り、一人進て突出す槍の鹽首を握り、引寄る所を、傍より鶴田陶司、其敵を突伏る。此時半田門吉、少々手疵を負たり、味方大半敵陣の裏へ廻りて先へ進みける。大將(中山忠光)は只一人衆を抽んで敵の陣中に駆入玉ひ、追ひ散らし玉ふ、挑灯を提たる敵二人ありしを忽ち切り斃し、挑灯を奪取て直に進み玉ふ、此處の陣所は、味方より火をかけ焼討にして進んだり。

十九歳の主將、中山忠光が、如何に勇敢であつた乎は、此れにて分明だ、彼は決して尋常一様の長袖者流ではなかつた。

## 中山奮闘

然る所、又一个所の敵陣あり、是は紀州勢なり、此時味方大半散々に相成、旗本勢纒なれども、大將(中山忠光)頻りに進み玉ひ、跡陣にて奪ひ玉ひし挑灯を以て、只一人五六人群りたる敵の中へつと駆入玉ひ、太刀を振り、二人一所に

切り伏せ玉ひ、尙七八人に手を負せ、荒れ廻り玉ふに因て、敵兵狼狽、右往左往に逃廻る。

正に是れ一幅中山忠光の武勇傳だ、此方は生命掛け、彼方は唯だ上命に應じての出陣、我寡、彼衆と雖も、到底相手にはなる可き筈がなかつた、此れ彼等天誅組が、萬死に一命を得たる所以。

## 一味離散

紛れに味方漸々として、此所の陣所を駆け抜ること十六七町にして、鷲家口へ至り見れば、紀州の大軍陣を張り、籐を焚て控へたり、此時大將(中山忠光)に隨ふ面々上田宗兒、島浪間、伊吹終吉(後に石田英吉)、池内藏太、森下儀之助、楠目清馬、島村省吾、澤村幸吉、酒井傳二郎、半田門吉、同人家來山口松藏、荒卷羊三郎、中垣謙太郎、鶴田陶司、武林八郎、土居佐之助、安積五郎家來萬吉、僅々十七人、最早打破る氣勢之無く、運命を天に任せ、一と先づ斯を落延び、他日又義兵をあげんと評議一決して、各諸方へ別れて落行けり。

此の如くして天誅組一味は、愈よ最後の離散をした。



中山等山  
中津原

中に大將は左の山の險しき道無き處を登り玉ふ、相隨者には上田宗兒、伊吹終吉、島波間、半田門吉、同家來山口松藏、安積家來萬吉、都合上下七人なり。或は大木の根をよぢ、葛を傳ふて登り、又は繁りに茂りし處を押分け、音をさせじと辛じて登りては降り、降りては登り、暗夜のことなれば、方角は分らず、案内は知らず、精神も勞れ果てたる故、松柏の繁りし中に芝居して、前後も知らず寝たりけり。

如何に慘めなる状態であらう。

一 病人の輩は、駕籠にて後陣に在りしが、屠腹するものも有つらんか、縛せられしも有つらんか、一圓相分らず、實に憐べきことどもなり。

此の如くして九月廿四日は終つた、而して此日が大體に於て、天誅組の運動の終りであつた。

### 【二六】中山忠光一行大阪に著す

中山忠光の一行は、實に九死一生の間を彷徨して、漸く山谷の樹蔭に一夜を明した。  
三輪山に  
赴く

同廿五日、夜明過に目覺て見れば、山下に人家ありて、こゝにも敵の屯せしと見えて、太鼓を打て、勢を繰出し、山中の諸處より頻に砲發す。皆々息をこらし、て相忍、腰兵糧を遣ひ、晝前竊かに山を下り、一筋の道を乗り越え、向の山に駈登り、遙に絶頂にて方角を見定め、谷を傳ふて下り、三つ四つの山を越え、向を見れば一筋の往還あり、落武者の習として、往來の人の嘶にも耳を驚かし、秋風の戦ぎわたつて木の葉の落るにも、胸を轟かし、早や日も暮ければ、山を下りて道に出で、飢を忍んで急ぎ行く。火を燈せし人に逢へば、俄に山に隠れ、或は竊に百姓家に立寄り、道を問ひ、飯を貰ひて行程に、宇陀と云所に井伊の本陣を構へ、往來の人を吟味する趣聞えければ、金を與へて百姓の案内を頼み、



間道なる岩清水の村を経て、遂に宇陀を廻りて行き過る。又も案内を頼み、半夜峠を打越て、夜明る頃、三輪山に著しけり。

彼等は寧ろ幸運であつた、遂ひに甘くも敵を避け、敵を逃がし、敵に出會せずして、虎口を脱れた。

道中の困

同廿六日 東雲の空、明渡り、夜はほのぼのと明ければ、小松の中の茂に忍び、落葉を掻集て芝居しつゝ、貰ひ來りし飯を食ひ、行末越方のこと共、竊に語らひつゝ、四方を見れば、三輪の里、櫻井の驛路を遙に見落し、麓の千草枯ながら一花咲きけるも、目に珍しからず、朝鳥の音も耳に面白からず、雨に浴し風に櫛り、晝は寝ね、夜は歩み、或時は飢渴して足も進まず、其千辛萬苦實に筆紙に盡し難し。

全く此通りであつたらう。

大塔宮の

大將軍中山忠光卿口には何とも宣玉はずと雖も、いかばかりか、苦しく思し召すらんと、頻に御胸中押計られて、昔大塔宮の熊野に落させ玉ひしも斯や

有けんと思へば、いと哀れなり。

中山忠光も、大塔宮と比較せられては、勿體なさ過ぎる。けれども彼は一青年として、能く艱苦に耐へ、懐へた。

農家に潜

暫しまどろむ中に、頻りに降り來る時雨に袖を絞りて、山を出で麓の人家に立寄て、雨具を求め、案内頼み、櫻井の驛には、藤堂勢陣所を構へ、其外芝村家中より三輪の里にも張番を置き、昨日も落來る天忠組二人を殺し、一人を捕へしと、今日天忠組落來る趣にて、其穿索一方ならずとの由聞えければ、さては問道とても白晝にては行難しと、今は止むことを得ず、此家の者へ實事を明かして、相頼み、日暮迄怪しき小屋の内に潜みけるが、此家の者共心まめなる者にて、飯を焼き茶を煎じ、田舎ぶりのもてなしも、時に取ては山海の珍味に勝る心地して、金もて之を厚く謝し、早や日も暮ければ、忽ち敵勢數百松明挑灯燈し連らね、往還其外小道を東に向て押行にぞ、彌々靜り返て見る内に、遙に行過ければ、此家の者共、問道の探索を致せり。



如何にも偶然に好き隠家と、好き案内者を見附けた。若し萬一悪しき相手と接觸せん乎、中山一行は萬事休せねばならぬ。

高田に著す

其上にて案内を頼み、四つ時(午後十時)過より、竊に小屋を立出、一里二里行程に、忽ち田の畔の道に迷ひ、川を渡り、辛じて夜明る頃、高田の驛に著にけり。此邊りは平地にて、俄に潜むべき山もなく、今は詮方なしと、公然と白晝に河内に出づ可し。若敵ありて見付られなば、其時こそ快く討死すべしと、中々に思ひ決して、案内の者へ、金子を與へて歸しけり。

大阪に赴く

必須は勇氣を生ず。最危険は大膽を生ず。彼等は愈よ一死を觀念して、餘儀なくも、大手を振りつゝ、濶歩して大阪に向つた。

同廿七日、上下七人、志を勵し、公然と高田の町を打通り、往還を迅速に走る程に、五つ時頃(午前八時)河内大和の境、山の峠に至る。幸なる哉、四五日以前までは河内へも所々敵の出勢ありと雖も、早や引取りけると聞えければ、今は心安しと峠の茶屋に立寄り、各飯を食ひて居る處へ、士一人通り掛るを呼留め、

姓名を問ければ、植村駿河守(高取城)家來と答ふ。されば高取の人にてあるか。此方は天忠組、只今京師へ引取なり。敵味方のことなれども、味方は七人、其方は一人のことなれば、立合は致すまじと申聞ければ、同人大に恐れ、私は輕き者にて何にも存せずと相答へ、逃るが如く行過るを打笑つゝ、速に發足、河内路を経て、晝過る頃大阪にぞ著にける。

如何にも危険の行程であつた。

行衛知れず落行く

天王寺玉造へは固めの敵勢有る趣に付、其間なる桃山より道頓堀に入込、丸一と云ふ料理屋にて、緩々と酒食衣服を調べ、暮頃より茶船に取乗り、酒など飲つゝ、何方ともなく行衛しれず落行玉ふ。知る人絶てなかりけり。

張つめてたゆまぬものは大丈夫の赤きこゝろの弓にぞありける

此れが、中山忠光等主従七人の脱出記だ。



### 【二七】吉村寅太郎の最期

吉村重傷

抑も大和義舉中の三幹部、吉村寅太郎、松本謙三郎、藤本津之助の最後は如何になりし乎。吉村は八月二十六日高取城夜襲にて、味方の鐵砲にて誤りて其横腹を射られて、爾來負傷者ながらも尤も頑強に味方の士氣を鼓舞しつゝ、九月廿四日、中山忠光を守護する四十餘人の決死隊が、伯母谷から前進するに際し、彼は一首の歌を口吟して、之を送つた。

吉野山峰の紅葉の錦著て都にかへる君ぞゆかしき

彼は其の横腹の疵が膿化して、到底之に従ふことが出来なかつたのだ。此の決死隊の中には、云ふ迄もなく那須信吾が、其の重なる一人であつた。

伊勢に逃れんとす

斯くて吉村は一行と別れ、漸く其の從者に山駕を捜さしめ、高貫を拂うてそれに乗る、中山等の跡から出掛けた。やがて銃聲が耳を劈いた。吉村は轎夫に何處かと訊いたら、彼等は多分鷺家口であらうと答へた。路程はと訊いたら二十丁

もあらうと答へた。彼は轎夫を促がし急がしめた。鷺家口に近くと、銃砲の音と共に関の聲が揚つた。スハ最後の一戦ぢやと吉村は駕を留めしめ、從者正一郎に、肩をかせとて、駕を出で其肩に寄り、立ち上りて鷺家口の戰場を眺め入つたが、今更ら此の重傷で斬つて出で、も、犬死の他は無、寧ろ伊勢路に逃れ、再舉を謀らんに若かずと、山駕を返し、轎夫の一人を案内者として、主從兩人山路に分け入つた。(田中光顯著維新風雲回顧録)

吉村棄てらるるとの説

尙ほ一説には吉村は中山等よりも一時間許りも後れて、巖を二つ折りにし、それに繩を付けたるものに載せ、擔いで行つた。烏原近くなると、對岸鷺家口方面から篝火が見え、銃聲谷間に響き渡る。轎夫等恐怖して逡巡すると、吉村は行けと怒號した。而して烏原三畝の山の神のところに來ると、何れも崖を飛び下りて松林の中に逃れ入つた。斯くて吉村は山の神の側へ放棄せられたとある。(此れは天誅組大和義舉の研究の著者久保田辰彦氏が、生存したる當時の轎夫の一人から親しく聞きたるところ)



吉村園ま

爾來吉村は如何にして其の身を處したか分明でない。或は二十六日と云ひ、或は二十七日と云ふが、何れにもせよ、鷺家村の附近にて敵に出會して斃れた前掲回顧録には、二十六日の明方、鷺家村の立場なる駕籠茶屋に立寄、一人の老婆に就て休息を請うたが、斷られ、食を請うたが、此れも斷られた。それは藤堂勢が、此の村中に出張して、固く旅人を留むることを禁じたからだと云うた。此に於て吉村主従は已むを得ず、南隣の路傍の畑中の空小屋に入り、吉村は從者を食を求めに遣り、一人前日來の傷痛を怵へてゐたところ、忽ち間近に銃聲が聞えた。扱てはと窓から覗くと敵だ。此れは老婆が注進したものと覺しく、藤堂藩の隊長金谷建吉が、部隊を率ゐて小屋を包圍した。此に於て吉村は直ちに重要な文書類を寸斷しつゝ、ある際、敵は一齊射撃を加へた。仍つて彼は奮然として立ち上り、

吉野山風に亂るゝ紅葉は、我が打つ太刀の血烟と見よ

と高かに口吟し、水田國金作の太刀を振りかざし、小屋の中より躍り出でた。多

吉村最後

最後の  
説

勢の敵は彼の猛威に打たれて、一人も近くものなく、彼は終に残念の一聲を残して、亂射の中に斃れた。行年二十有七、尙ほ一説に曰く、

九月廿四日夜、鷺家口の東南、小村三畝なる神祠附近に放棄せられたる吉村寅太郎は、その後廿五、六の兩日間は何處に何うして隠れて居たのか、文獻の徴すべきなく、口碑また存せず、然るにかれは二十七日の早朝に至り、突如として鷺家口の北約二十四五町、鷺家に五六町といふ鷺家谷に現れ、遂に藤堂藩兵の銃先にかゝつて最期を遂げた。天誅組の研究

木村修平  
報告

尙ほ上記を證據立つ可く、田丸藩士木村修平の見聞報告書を援き來りて曰く、廿七日に鷺家谷と申處にて、獅子小屋へ浪士一人、駈込候筋を、藤堂人數かけ付打取申候。右は吉村寅太郎と申、天忠組惣裁役、之より外に兩人、鷺家村へ出候は、藤堂侯へ討取、一人は生捕致候よし。

と云ひ、又た曰く、

『和州一揆浪士名録』によると、同日(二十七日)吉村は、鷺家谷なる駕屋十次郎方

浪士名録  
記事



にて、藤堂新七郎組金谷健吉附撤兵鈴木勘助と戦ひ死すとある。浪士組姓名事跡風聞書には、吉村は、木澤勘助と申者と出逢ひ、姓名を申述べ、切腹可致の處、勘助より言葉を懸候に付、樂々名乗、尋常に討死いたし候由亦々英雄の士と可云、惜哉哀哉とある。

と記してゐる。

「二八」松本謙三郎の最期

松本の學

天誅組幹部中の松本謙三郎——號奎堂——と、藤本津之助(鐵石)の最期は如何、抑も松本奎堂は天誅組中に於ては、學者の一人だ。彼は三河刈谷の産にて、十歳詩文を作り、神童の名あり、十八歳にして槍術試合の爲め、左眼を傷けた。廿一歳

江戸に赴き、昌平學に學び、其の舎長となつた。其の筆翰の如きは、實に見事であり、詩文には尤も卓越してゐる。特に詩に至りては、優に作家の域に入つてゐた。彼が其の翌年歸國の途次、駿州久能山に登り、東照宮廟前に至るや、口吟して曰く、

石磴盤回老樹間。此中何事設重關。鐵槌難入三泉底。知是祖龍埋骨山。

有志との交友

と、徳川氏に縁故ある三河侍にして此の如し。彼の勤皇心の素ある以て知る可しだ。彼は名古屋に塾を開き、又大阪に其の友人肥前大村の松林飯山、仙臺の岡鹿門と與に、双松岡と稱する塾を開き、幕吏に壓迫せられ、三人やがて各處に別れ、彼は淡路に赴いたが、更らに京都に至り、東洞院邊に寓し、吉村寅太郎、藤本鐵石等を首とし、其他諸有志と相ひ交りて、愈よ大和義舉の相談となり、彼は其の幹部の一人として、大いに奮闘した。

松本盲す

前記の如く彼は十八歳にして、槍術試合に、其の左眼を傷けたが、十津川陣にて、其の右眼を病ひ、その爲め全く盲者となつた。されば彼は爾來駕籠にて、那須信



吾等の決死隊が、鷲家口に斬込んだ時は、藤本鐵石等と共に後陣に在つた。斯くて彼は一本松の下より道を右に取り、小村に下り、蟻通神社の側に出で、川に沿うて木津川を溯り、伊豆尾の笠松に上り、二十四日の夜、庄屋清兵衛の宅に投じた。斯くて翌廿五日彼は同所より萩原を経て、伊勢街道へ越すつもりであつたが、轎夫は萩原の上なる御殿越の峠、地藏堂の側まで行くと、紀藩搜索隊の銃聲に驚き、駕籠を遺棄して逃げ去つた。

轎夫に棄てらる

山高左近様御固被成候處、辻四郎三郎(鷲家の庄屋)案内にて、廿五日曉七つ半時(午前五時)御出陣被相成候處、最早浪士共は、四方へ散亂、其邊の山々谷々に駆込み候に付、近邊の山々に御人數御返し御穿鑿有之候處、同日八つ半頃(午後三時頃)伊豆尾村と申處に、浪士十四五人駕をつらね罷越し、同處にて支度等仕候處に付、直様御人數御差出し、伊豆尾村と申處へ罷出候處、最早浪士通り過候に付、同所庄屋清兵衛と申す者、嚴敷御穿鑿に相成候處、同人宅之押入に、具足六領、槍一本、書類一行李、隠し有之候。不取敢御引上に相成、そこから其邊

松本最後

之山御狩らせ候處、人足體の者一人見付候に付、四郎三郎駆付見候處、同伊豆尾人夫に付、其方浪士之駕をかき參り候段、不屈之至とかけ合ひ候處、直に白狀に及び候に付、同人に案内致させ、右駕下し候處へ罷越し、右山へ御人數相廻し候處、果して駕一丁下し有之候に付、右駕へ鐵砲打掛候處、中より一人轉び出候に付、右討取に相成申候。

此れは伊勢田丸藩(紀州家老久能丹波守)土木村修平の報告書の一部だ。此れで見れば、其の一人が則ち松本謙三郎であつたことが判知る。尙又紀藩の軍役方頭取主役金澤彌右衛門の報告によれば、駕籠に向つて鐵砲を打掛け、槍を入れたが、駕籠は空虚であつたから、近邊の草叢に鐵砲を連發したところ、遂ひに一人の賊徒を斃したとある。此れが勿論松本謙三郎であつたことは、疑を容れな

松本辭世

何れにしても、駕籠の中にせよ、外にせよ、松本は實に此處にて銃殺せられたのだ。當時松本の懷中には左の辭世の一首があつた。



君が爲めみまかりにきと世の人に語り繼てよ峰の松風

と、死に抵る迄、彼は實に風流蘊藉の態度を失はなかつたものと察せらるゝ。松本奎堂の最期の場所は、萩原から鷺家へ越す峠、即ち人夫が遺棄したといふ地藏堂を東北に下る二三町のところである。岩本谷の奥、貝の谷に通ずるほとり。時は文久三年九月廿五日の夕方、かくして義軍の一總裁は、無残の最期を遂げたのである。〔天誅組の大和義舉の研究〕  
而して彼は享年三十三であつた。

### 〔二九〕 藤本鐵石の最期

藤本の人

三幹部の一人、藤本津之助は、眞金と稱し、鐵石又は鐵寒子の號がある。彼は備前御野郡東河泉村の産、勤皇の志厚く、國典を學び、繪筆に親しみ、尤も山水に長じ

た。彼が繪畫は、今尙ほ世間に珍重せられてゐる。彼は京都に於て、勤皇の諸士と交り、松本奎堂、吉村重郷(寅太郎)等、皆な其の同志であつた。彼は大和義舉中の尤も年長者であつた。

最後の状況

九月廿五日午後、松本謙三郎討死の直後、彼れ藤本鐵石は、其の家來の福浦元吉と與に、鷺家の東十餘町、伊勢街道に現はれ、紀藩の銃手的場喜一郎を斃し、鷺家の紀藩脇本陣日裏屋に突入し、亂刃の下に、主從與に勇ましき最期を遂げた。〔天誅組の研究〕

紀藩銃手を殺す

尙ほ藤本主從戰死の様子は、左記によりて分明する。

……銃手的場喜一郎、同隊を離れ、只一人林中へ進入候處、賊徒を見留、四辻より一丁計下、本街道進出、賊徒兩人討て出るを待受、進み寄、及砲發候へ共、丸中り無之、已に敵相迫候に付、刀を抜合、致奮戰候へ共、數ヶ所之深手にて及討死。〔金澤彌右衛門報告書〕

紀藩陣營に切込む

と云ふ通り、藤本主從は此の銃手を斃し、而して後更らに西方鷺家の村に突進



し、紀藩の陣營に切り込んだ頼末は左の通りだ。

山内探索鐵砲方等にて打洩候哉、一揆方の兩人、刀を振廻し、聲を掛け、村内へ向け駆來ると呼はる聲に、彌右衛門(金澤)初め家來は勿論、同宿に有合面々、不殘身構をする間に、一揆方下人(福浦元吉)と見え候者、兩刀を車輪の如く振廻し、先に立ち、主人津之助諸共、嗔り切て駆來るを、彌右衛門家來阪部甚藏、四、五間計り進て鐵砲打掛候處、人家の軒下へ一旦披き、直に甚藏見掛打て掛るを、同人鐵砲を投捨、傍に居候仁の槍を取立ち合ひ、一と手突込候へ共、最早迫られ、向より討つ太刀に淺手負ひ候程に、槍を取落し、少し後へ披き候節、右下人體の者、自分の脇差を投捨て、槍を片手にて拾ひ取る處を、立花隆齋出會ひ、淺手負ひ、是亦少し傍へ披く折節、彌右衛門家來高田熊助、鐵砲打掛け候へ共、一揆主從兩人稻妻の如く駆廻り、打留兼候内、兩人共旅宿へ駆込み、津之助は旅宿に所持の長押に掛たる槍を手早く取り、主從必死に相働き、彌右衛門見掛け、討て掛るべきを、一同一時に突立て、下人は刀を真向にかざし、聲を掛け、已

金澤旅宿  
戦にての奮

に二階に上らんとする時、奥村立藏上より槍を突掛け、下よりも支へ候筋有之、段階子上り兼、兩人又復奥庭へ駆廻る。下人の真向を梶川三十郎槍にて一突に當て、主人津之助は、以前の槍にて林楠之丞見掛け突掛り候處、楠之丞淺手負候儘、槍を引たぐる。二階の屋根より寺社方陸尺利右衛門、瓦を投掛る。津之助座敷へ飛上り、尙駆廻る處を、川上七郎家來花光伊右衛門、駆け來りて槍を合す。續て甚藏左へ廻り、刀を以て左の腮より肩へ七八寸切下げ、津之助は溜り得ず、其儘座敷へ倒る。下人は外へ駆出んとする時、瀬戸八十輔組付、淺手負ひ、尙挑み合候處へ、川上七郎駆け付け、大身槍にて突留る。敵は纔二人に候へ共、不意に駆込候事に付、其場に居合せ、且聞付駆け付候面々、いづれも槍太刀を合せ、鐵砲打立候者も外に數人有之候事。

右は紀藩の記録、二十五日未中刻頃和州鷺家村金澤彌右衛門旅宿にて、一揆總裁藤本津之助ならびに下人共討留候次第左の通との書類から拔萃したるものだ。尙ほ右の書類には、



金澤臆病

津之助儀彌右衛門旅宿へ切込候節、彌右衛門は何れへ罷越候哉、不相見、其後津之助主從討取り、彌右衛門を相尋ね候處、同人旅宿の後ろに宮有之、右ほこらの内に隠れ居り、眞青に成り出で來り候由。

とある。彼れ金澤彌右衛門は、日裏屋の裏座敷から、二間許りを小川に飛下り向ひ側なる八幡祠内に逃げ込んで居た。〔天誅組の研究〕金澤の臆病は兎も角も、藤本主從の最後は實に勇壯であつた。享年實に四十八。義舉壯士中の長老であつた。

藤本志趣

尙ほ藤本の屍體を検したるに、其の懷中には參拾五兩貳分を所持し、且つ軍令寫等の外、左の書類があつた。

誓

我雖貧賤、所從事則神皇之大道也。苟違此言、則神人當立誅之、甘而受焉。人如違之、且害我所爲、即背神皇者而爲朝敵、不避恩親友愛、斬焉。我雖微弱、誓天地神祇而不變……

文久二年歲壬戌正月上元日

草莽 已備 藤本 冀

亦た以て彼の志趣の存する所を見る可しだ。

### 【三〇】三條實美等と天誅組

三條との關係

抑も天誅組の一舉は、全く大和行幸を見越し、其の魁を作さんが爲めの運動であつて、大和行幸が中止せられたるからには、其の計企の根柢が破壊せられたものだ。然も此の計企は、當時朝廷に於ける所謂親征の領袖三條實美等の教唆若しくは使喚に出でたるものであるかと云ふに、決して然らずだ。此事に就ては、當時岡藩(豊後竹田)の重臣小河一敏の義舉錄に、斯く記してゐる。

五條の一件(大和義舉)に、長州内々同心にて、轉法輪家(三條實美)も御同意にて、



三條同意  
ならず

斯る企有し事ぞと、誰も誰も思ひける。されど然らざる證據には、八月十六日平野次郎を、學習院詰に命せられ、即日三條卿の御内命にて、大和へ遣はされたる由、一敏親しく之を次郎に聞けり、其故は中山前侍從忠光浪士を具せられ、大和邊へ打立給ふ由内々聞え、行幸前甚以有間敷事なれば、次郎急ぎ參て、此事止め奉るべき由を命せられたりとかや。

此れは固より左もある可き事だ。  
然るに次郎行向へば思ひにまさりて盛熾なることにて、今更止得べからず。さま／＼申し語ふ中に、十八日の變大和にも聞え、次郎は急ぎ歸京したりとぞ。是を以ても、其御同意に出し事にあらざるは明らかなるべし。

三條等の  
意見

此の如く天誅組の運動は、全く三條等とは、何等の關係は無き運動であつた。三條等の意見では、御親征以前に、斯る輕舉妄動は、害ありて益なしとて、強ひて之を止めしめんが爲めに、平野次郎を特派したものであらう。

長州にても、其邸に寓し居たる浪士と、別而親敷人の中には、其事内々知り得

長州亦討  
幕ならず

居たる人も有や無しや知るべからざれ共、要路の人々は、夢にも知らざる事の由是も亦其徴數多あれ共、事長ければ爰に記さず。  
此れも恐らくはその通りであつたと思はる。

又長州専ら討幕の策を建たる由云ふといへ共、是も亦長州の國論に出たるにはあらず。然れ共其藩士又は長に寓する浪客の中には、其心有りし人無きにあらず。一敏も眞木和泉と共に、其説を唱へたり。(小河一敏義舉錄)

大和行幸  
を見越し

此の如く長州の國論は、未だ全く討幕と迄には成熟してゐなかつた。然も其の藩士の松陰門下及び同志の士、若しくは寄寓の眞木其他には、その首唱者も少くなかつた。何は兎もあれ天誅組の一味は、決して三條實美等の使嗾に出でたるにもあらず、又た長藩の國論と謀謀して出で來りたるにもあらず、前にも説きたる通り、大和御親征を見越して、其の魁を爲したるものに過ぎなかつた。然も長藩にては、中山忠光等の來り投ずるを見ては、之を收めて調護するを辭しなかつた。

長藩中山  
調護の意  
向



二十八日(九月)朝命あり、大和の敗兵逃れて大坂の長藩邸に入る。捕へて送致すべしと、乃美織江乃ち原善兵衛を大坂に遣り、命を大坂の邸に傳ふ。(朝廷よりの御沙汰)

今般和州賊徒追討之儀、諸藩へ被仰付置候處、昨二十七日藤堂家年寄之者被<sub>レ</sub>追寄、浪士八九人計、浪花表へ逃去、其藩屋敷へ入込候趣相聞候間、右浪士共捕押藤堂家討手之者へ、早々可引渡旨被仰出候事。

九月廿八日

訓典の次

尋で乃美自ら大坂に赴き、宍戸北條竝に潜伏の士を會し議して曰く、藤堂の兵士、敗兵に尾して藩邸に到ると稱するも、證據あるにあらず、果して其事ありとせば、何ぞ力を盡して途に之を逮捕せざる。其の我藩邸に入るに及で朝廷に上申し、以て追究せんとす。是れ豈士人取るべきの常徑ならんや、今其事を真とせば、我れ猥りに責を負ひ、來投者に對して、亦義なきに似たりと、因て藩邸は知らずと稱して、大坂奉行所に開申し、乃美亦之れを朝廷に上報せり。

然れども實は中山忠光以下數人逃れて、藩邸に入りしを以て、藩邸は窃に之を水門より出して乗船せしめ、之れを藩地に送りしなり云々。(叅長回天史)  
此の如く中山忠光以下七八名の人々は、何れも長藩の保護の下に、藤堂藩の手に逮捕せらるゝを免かれた。然も此れが爲めに、長藩は豫じめ天誅組の計畫に參與したと云ふは非である。

### 【三二】天誅組一舉の影響

昭和九年一月一日午前五時、東京大森山王艸堂に於て、吉例に仍り修史の稿を書き嗣ぐ。昨臘末には忝なくも日嗣皇子の降誕あらせられ、萬世一系の皇統は、彌榮あらせ給ふ。幸運なる日本よ、幸運なる日本國民よ、希くは我等をして此の幸運に酬ふるの努力あらしめよ。